

第 21 回

通常総代会議案書

と き 2020年 6月10日(水)

ところ 石川県地場産業振興センター
本館大ホール
石川県金沢市鞍月2丁目1番地



生活協同組合 コープいしかわ



コープいしかわの理念

わたしたちは、ひとと自然を大切にし、
人間らしい豊かなくらしと持続可能な社会を、
協同して創ります。

2020年ビジョン

たくさんの
学び場が創られ、
人と人とのつながりが
育まれています。

持続可能な
社会をめざして、
環境保全の取り組みや
平和活動が
育まれています。

人と人、地域の
つながりを育む
CO・OP

食の安全と
暮らしの安心の
取り組みを通して、
信頼される存在に
なっています。

助け合いの
心を大切に
協同の輪を広げ、
地域活性化の一翼を
担っています。



は太陽の温かさを



は満天に輝く星たちを



はやさしく照らす月を



は澄んだ青空を

わたしたち組合員にとって総代会とはこのような場です

生協の意思を決定するための機関で、組合員の意思決定の最高機関です。

通常年1回開催しその年の予算や年間の事業・活動方針、役員の選出などについて話し合い、確認します。
この1年間、私のくらしと地域に生協がどのように関わってきたのかを振り返り、これからの私のくらしと
地域のために生協がどうあれば良いかを組合員同士で共に考え答えを見つけていく場です。

総代会で大切にしたいこと

- ① それぞれを認め合い、一人ひとりの意見が大切にされる場にしたい。
- ② 新たな発見や気づきに出会い、みんなから元気をもらえる場にしたい。
- ③ 一人ひとりの想いが重なり合い、形づくられることを感じられる場にしたい。
- ④ 私のくらしや地域がより豊かになっていくと感じられる場にしたい。
- ⑤ 組合員、生産者、職員、地域がともに生協を運営する仲間だと感じられる場にしたい。
- ⑥ 私のこれからと生協のこれから（ビジョン）が重なり合う場にしたい。

第21回通常総代会を迎えるにあたって

組合員の皆様には、日頃よりコープいしかわの事業と活動への参加とご協力に感謝申し上げます。

全世界で猛威を振るう新型コロナウイルスは、史上初の緊急事態宣言の発出や不要不急の外出自粛要請などにより暮らしと経済へ深刻な影響を与えています。石川県内でも感染が拡大し、ソーシャルディスタンス（身体的距離の確保）や3密を避けた新しい生活様式など私たちの生活に様々な影響を与えています。コープいしかわでは組合員と役職員の安全を最優先に考え、組合員の皆様のご理解をいただきながら、宅配では対面での商品受け渡しを控えた配達、店舗では営業時間の短縮などに取り組みました。日常生活に戻り安心して暮らせることを願い、感染拡大防止に向けて組合員、役職員が共に力を合わせ取り組みを継続していきます。



理事長 大谷 学

■暮らしを取り巻く情勢

平成から令和へと元号が変わった昨年は、消費増税とそれに伴う軽減税率及びキャッシュレス・消費者還元事業の導入により、組合員の暮らしに大きな変化を及ぼしました。また、台風などの自然災害は後を絶たず、「たすけあい」や「ささえあい」といった協同の力が発揮される機会が続きました。私たちの暮らしに影響を及ぼす様々な困難に立ち向かっていくためにも、引き続き、寄せられるひとつひとつの声を大切に、協同の力で乗り越えていく必要があります。

■組合員の暮らしの声を出発点に

コープいしかわ全体では「我が家のつばやき」、宅配事業では配送担当者による「振り返りシート」、店舗事業では「組合員の声」など、組織の中を声が駆けめぐる「声の循環」をすすめることができました。

宅配事業では、組合員とのつながりを深めながら、誰もが安心して利用できる仕組みづくりをすすめました。店舗事業では、キャッシュレス・消費者還元事業の対象となり、電子マネー「コポカ」での買物が増えました。福祉事業では、昨年度導入した「生協10の基本ケア」の浸透をはかり研修と実践を重ねました。組合員による活動では、暮らしに関わる様々なテーマで、学びあい、交流する活動が取り组まれました。

また、組合員の未来に寄せる期待と役職員の10年後にありたい生協をベースとした2030年ビジョンの策定をすすめました。たくさんの声と願いが込められた新ビジョンの実現に向けて、組合員、役職員、取引先、地域住民といったコープいしかわに関わる全ての人と未来に向けてコープいしかわを育てていきたいと思ひます。

多くの組合員の利用に支えられ、コープいしかわは健全経営を維持することができ、創立から20年の節目を迎えます。心より感謝申し上げます。引き続き、組合員の皆様の出資、利用、運営へのご参加をお願い申し上げます。

目次

第1号議案	2019年度活動のまとめ、及び2020年度活動の方針 承認の件	2
第2号議案	2019年度決算、及び剰余金処分案 承認の件	20
第3号議案	2020年度予算 決定の件	56
第4号議案	役員報酬 決定の件	61
第5号議案	監査法人不再任及び選任の件	61
資料集		62



宅配事業

2019年度に取り組んだこと

事業の概況

第1号議案

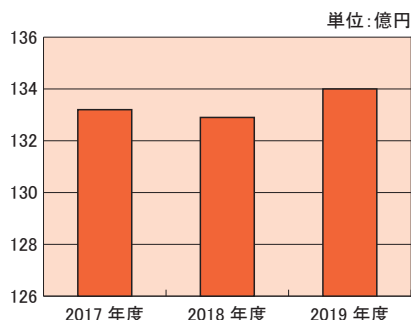
第2号議案

第3号議案

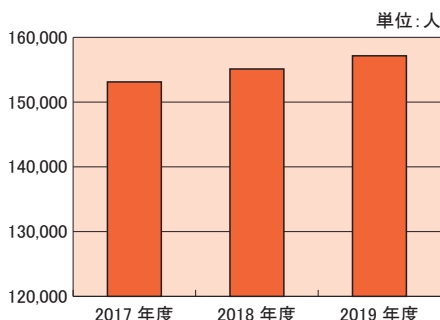
第4号議案

第5号議案

資料集



供給高の推移



組合員数の推移

供給高は134億57万円となり、前年比100.8%となりました。地域に生協がある暮らしを広げ、5,361名が新しく加入しました。

組合員の声・つぶやきを受け止め

組合員の暮らしを出発点にした声の循環

組合員の声などを配送中に職員が書きとめた日報(振り返りシート)や「我が家のつぶやき」など声の循環に取り組みました。

「我が家のつぶやき」では暮らしに関する声が約700名から寄せられました。役職員が全ての声を読み込み、事業・活動に活かすため改善提案を検討しました。



我が家のつぶやき



今年は子どもが初めての夏休み。毎日学童保育に行っていたのでお弁当作りが大変でしたが、生協さんのおかげも利用しながら乗り切ることができました。平日に買物に行けないので自宅に届けてくださり本当に助かります。

●今後検討し、改善していくことに反映

商品の使い方や時短レシピをおすすめ情報便に掲載しました。



ちゃんと読んでくれた♡

つぶやきを提出した組合員へ声を受け止めたことと感謝を伝える案内をお返ししました。

●職員が自分の仕事に活かすことを記入

すぐに改善できることや自分の仕事に反映していくことを記入しました。



宅配運営部
加藤 将太さん

●おすすめ情報便に掲載



あら、私と同じ♪



●組合員理事の受け止め

毎日のお弁当のおかげ、何にしようか？本当に悩みますよね。「私のおすすめレシピ」という感じで、コープ商品を使ったレシピを組合員さんから募集し、おすすめ情報便などで紹介できたらいいのになあ、と思います。



前 美佳さん

●職員の受け止め

職員がつぶやきを受け止めたコメントを記入

毎日の食事の献立を考えるのは大変なのでそのお手伝いができるのかなと思います。ちょっと手のかかる料理も簡単に作れるものがあるので楽しんでほしいです。



のとセンター
山下 春美さん

おすすめ情報便では、季節に合った商品や組合員の暮らしに役立つサービスをお知らせしています。情報便でも組合員から教えてもらったレシピや商品の使い方を発信していきたいと思っています。

組合員の声を生産者・メーカーに、その声を組合員に

「我が家のつぶやき」や振り返りシートで寄せられた商品に関する暮らしの声189件を取引先に届け、55社よりその受け止めの声をいただきました。その声をおすすめ情報便でもお知らせしました。

ある日の配送で・・・



純米酢

この酢おいしいげん！
これにオリーブオイルと白だしでドレッシング作ると本当においしいわ～

今川さんのお酢ですね！
今川さんの店は金沢市の野町にあるんですよ～



え～！そうなん！？
金沢の会社やとは知らんだ～。
どうりでうちの口に
合うんやね(笑)



湊センター
松垣 佳子さん

お伝え
しました！

日頃よりご注文いただきありがとうございます。「おいしい！」と言っていていただき、嬉しいかぎりです。大切に見守って造っている酢です。地元の人にもっと使っていただきたく思っております。みなさまの声を励みに一層精進していきたいです。ドレッシングの作り方、たいへん参考になりました。ありがとうございます。



とらいあんぐる
4月号



今川酢造
今川 英雄さん

地域・組合員に寄り添い、つながりづくり 地域や組合員のために

基本的に決まった地域を一人の職員が担当する地域担当制により、地域や組合員どうしのつながりを深める地域に密着した取り組みがすすみました。

2020年6月からの加賀センター稼働に向けて準備をすすめました。

組合員に寄り添う配送コースを試験導入

新規加入の子育て層や高齢者層の組合員が安心して利用できるように、女性地域担当が配送するコースを試験導入しました。



動画「組合員に寄り添い安心して利用できる宅配を目指して」



コラム

組合員の日常でありたい



鶴来センター
綿谷 なおみさん

今日組合員のお宅へ行くと、昨日お母さんが亡くなった、と言われました。以前からお母さんの介護や病院などでの話をうかがっていたので、ビックリしました。「大変な時にすいません」と言う「生協さんが来てくれるのは、いつもと変わらない日常であってほしいから気にしないで」と言ってくださり、自分たちは組合員の日常なんだと強く思いました。

●組合員の声



班で山分けプレゼント企画はみんな嬉しくなりました。どの商品にするか相談すると、全員一致でラーメンセットになりました。息ピッタリ☆個人ではなく班で購入しているからもらえるこの企画、班ならではの活動だと思っています。生協の原点は班活動だと思うのでこれからも継続してほしいです。

班で山分けお楽しみプレゼント商品の一例



コクと旨みの中華そば
しお味(3食) & しょうゆ味(3食)



りんご+Ca
(125ml×12本)

班のつながり、助け合いを応援

商品を班で分け合える企画「班で山分けお楽しみプレゼント」(3名以上の班が対象)には3,578班から申請がありました。また2名班の方へ3名以上の班のメリットを伝える取り組みをすすめました。

班の交流・つながりづくりを強め、商品や暮らしの情報交換、助け合いを応援する取り組みをすすめました。

全ての世代で利用が続けられるようにはじめてばこをお届けしました

石川テレビがすすめる「はじめてばこ」に今年も協賛しました。お届けをきっかけに約348名の方が加入し、子育て世帯へのお役立ちにつながりました。

さらに充実 子育て応援商品

離乳食に便利な乳幼児向け冷凍食品シリーズ「きらきらステップ」に続き、3～6才頃の幼児食シリーズ「きらきらキッズ」の企画を開始しました。

高齢世帯の買物支援

引き続き買物にお困りの高齢者を支援する「金沢市高齢者買物環境向上モデル事業」を金沢市と連携してすすめました。

夕食宅配 まんさい 満彩おかずコース登場

「おかずの量を増やしてほしい」という要望に応え、15品目以上を使用した「満彩おかずコース」が登場しました。また輪島市周辺で配送エリアを拡大しました。



肉・魚・野菜を盛り込んだ食べ応えのあるおかずが入っています

組合員・職員と一緒に広げるなかまづくり

テレビCMを組合員・取引先と一緒に作りました。また「野々市の市」などのイベント会場や郵便局内でブースを出展し、身近なところでコープのお知らせをしました。

組合員・取引先と一緒に作ったテレビCM



独り言編



まごころ編



コープのある暮らしを広げました

石川テレビの情報番組「リフレッシュ」やFM石川のラジオCMに職員が出演し、商品紹介やお得な情報をお知らせしました。

●組合員の声



我が家のつばきより

すくすく便助かっています！子どもが病気の時や悪天候の時などは外出できず、宅配が頼みの綱です。我が家の食料品の9割くらいはコープの商品です。



10種野菜のまろやかカレー

●組合員の声



我が家のつばきより

現在60代。同世代の近所の方とも「年を重ねて運転に不安を感じ、免許証を返納せねばならなくなっても『生協さん』が強い味方になるよね」と話し合いました。利用したいものを家で注文でき、配達してもらえる便利さに感謝です。担当者の方の笑顔にも毎回癒されています。

●組合員の声



満彩おかずコース利用者より

独り暮らしなので毎日の買物や食事の準備がおっくうなこともあって夕食宅配を始めました。これまでは食事をしっかりとれないこともありましたが、夕食宅配を利用し始めてから少しずつ毎日の食事を食べることができています。さらに、新メニューの満彩おかずは彩りも良く、味も私に合っている所以毎日の食事が楽しみになりました。

コラム

40℃超えの撮影現場



中本農園
中本 弘之さん



とらいあんぐる
12月号

夏場は、小松菜がしおれないように日除けとしてハウスにブルーシートをかけて作業するのですが、撮影時には暗くなるので剥がして撮影しました。こうなるとハウス内は地獄です。撮影開始時は太陽が出てきてしまい、ハウス内は軽く40℃を超えていたと思います。あの汗はすべて本物です。全身汗だくでした！テレビでCMが流れるのを見て、新しい組合員が増えるといいなあと思いました。今となっては今夏一番の思い出となりました。

コラム

リフレッシュ登場をきっかけに



湊センター
土井 花那子さん

「ねえ、ちょっと!!リフレッシュ出とったやろ!びっくりしたわ!」と組合員に声をかけられました。リフレッシュでお知らせした夏ギフトを利用したくて、コープに加入して下さった方もいて、なんだか嬉しかったです。



安心して利用が続けられるように 「カタログが多い」の声に答えて

不要なカタログを停止できる6ケタ番号をお知らせする頻度を増やしたことにより、前年の5倍近くの組合員がカタログ停止を利用しました。

おすすめ情報便がカラーに

毎週、担当者からのおすすめや生協からのお知らせ、組合員行事などを掲載している「おすすめ情報便」が10月からカラーになりました。



いつでも注文 介護食・アレルギー対応食

必要としている方がいつでも注文できるように介護食やアレルギー対応食が毎週企画となりました。(5日分をまとめて宅配便でお届けする健康介護食・管理食の配食サービスもあります)



動画「組合員から寄せられた声を受け止め実現に向けて取り組みました」



「いつでも注文」
3ヶ月いつでも注文できる
保存版カタログ

宅配ステーション

宅配で注文した商品を店舗で受け取ることができる「宅配ステーション」を4月からコープたまぼこでも開始し、52名の方が利用を始めました。コープおおぬかの宅配ステーション利用は160名となりました。

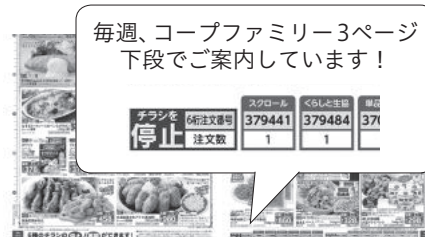


●組合員の声



第20回通常
総代会振り返り
シートより

カタログの停止ができることを今回初めて知りました。もっと知らせてください。



●組合員の声



我が家のつぶやきで介護食の要望を出した組合員のお礼のコメントより

高齢の家族のために料理は軟らかく飲み込みやすいことを心掛けてはいるのですが、毎日の調理は手間もかかり、正直気が重くなる時もあります。子育て中や仕事をしている時にもお世話になっていた生協さんだからこそ、早く介護食を扱ってほしいとの思いが強くなり、切実なつぶやきを書きました。我が家のつぶやきで書いた介護食の要望に答えていただき、大変嬉しくありがたい思いです。

商品検査結果

検査の種類	実施数
微生物検査	7,184品
放射能検査	17品
残留農薬検査	83品
遺伝子検査	11品
産地判別検査	25品
工場点検	47工場

食の安全確認5業務(産地・原料点検、商品仕様書点検、商品検査、工場点検、組合員対応)を継続して行い、安全・安心な食の提供に取り組みました。

2020年度にすすめること

- 組合員の暮らしの声を出発点に、受け止めた声からの改善をすすめ組合員に返していく声の循環に取り組みます。
- 組合員の暮らしに寄り添い、誰もが安心して利用を続けられる取り組みをすすめます。
 - ①コープ商品60周年を記念し、商品を中心とした取り組みを行います。
 - ②より見やすく探しやすい商品カタログをめざしてコープファミリーの見直しについて検討をすすめます。
 - ③エシカル商品や地場商品普及の取り組みを行います。
 - ④高齢組合員が安心できる配送について検討をすすめます。
- 地域の暮らしに密着した配送をめざし、加賀センターを開設します。
- コープいしかわ20周年記念企画として、ご利用感謝ポイント還元やコープ商品と我が家をテーマにした川柳募集などを実施します。

店舗事業

2019年度に取り組んだこと

事業の概況

第1号議案

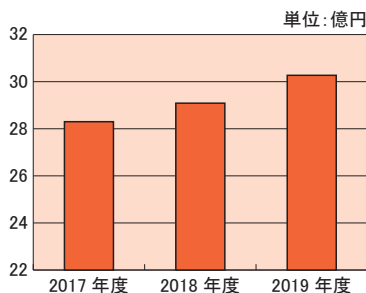
第2号議案

第3号議案

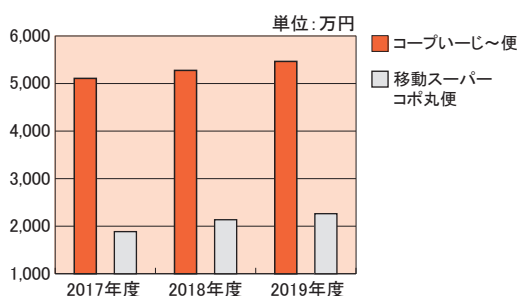
第4号議案

第5号議案

資料集



供給高の推移



いーじ〜便・移動スーパーコポ丸便供給高

供給高は30億2,710万円となり、前年比104.1%となりました。

毎日の暮らしのお役に立てる生鮮食品が支持され、利用が伸びし経営改善がすすみました。

毎日の暮らしに役立ち、発見のある店づくり

暮らしに役立つお店をめざして

普段の暮らしに欠かせない野菜や果物、お魚やお肉などの生鮮品を中心に利用が高まり、たくさんの組合員に支持をいただきました。



コープおおぬか
うなぎ炭火焼店頭販売

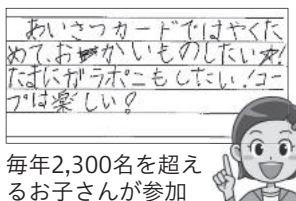
組合員参加型のイベント

小学校6年までのお子様がレジであいさつをするとスタンプがもらえる「にこにこあいさつカード」、「たまぼこ祭」など組合員とその家族が参加する取り組みをしました。

たまぼこ祭のビンゴ大会



にこにこあいさつカード



毎年2,300名を超える
お子さんが参加

電子マネー「コポカ」でお会計もスムーズに

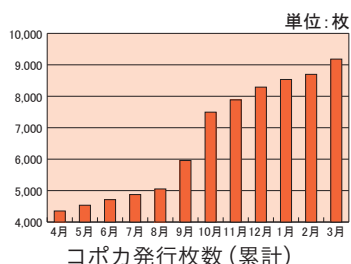
「キャッシュレス・消費者還元事業」の対象店舗となり、電子マネー機能付きコープカード「コポカ」やクレジットカードでの買物が増えました。また消費税率変更や軽減税率導入の対応をすすめました。



コポカ
使用率

2019年4月 11%

2020年3月 29%



コポカ発行枚数 (累計)

●組合員の声



とらいあんぐるの
お便りより

●組合員の声



とらいあんぐるの
お便りより

コープたまぼこの地産地消の野菜を毎日品定めして購入するのが楽しみです。鮮魚コーナーも毎日のお買得商品が大変分かりやすいし、変わりダネが並んでいるのでこちらも楽しみです。

コープおおぬかには生鮮品、特に魚介類を買いに行きます。すごく新鮮なので大好き。近ければもっと行きたい所ですが、ドライブがてら楽しみにしながら行きます。

コラム

ちょっとした心遣いが広がって



コープたまぼこ
チェッカー部門
渋谷 千恵子さん

以前、小さいお子様を連れた組合員からこんな声をいただきました。「コープだけやわ。赤ちゃん用のカートが子どもを乗せやすいように前向きに置いてあるのは」。日常の何気ない作業でもちょっとした心遣いや工夫で組合員に安心して安全にご利用いただけたと思います。今後もお買物をする人の目線でがんばっていききたいと思います。



赤ちゃん用カートを手前に向けて置くことで赤ちゃんを乗せる前の一手間がなくなります。

●組合員の声



秋の総代会議の
アンケートより

- ・コポカを利用しているのですがとても便利で助かっています。
- ・キャッシュレス決済で還元もあるのでこれから利用したいと思います。

組合員の声を受けての改善

組合員からお寄せいただいた声を受け止め、改善をすすめました。

●組合員の声

子どもがアレルギーのため、食パンが食べられません。宅配のカatalogにある米粉パンを入荷してほしいです！
お願いします！



●改善



アレルギー対応のパンを品揃えしました

●感謝の声

以前、米粉パンを入荷してほしいとお願いしたところ、すぐ対応していただき、すごく嬉しかったです!!アレルギー持ちの息子が喜んで食べています。本当にありがとうございました。こちらに買いにくればあるというのが助かります^v^ 対応が早くてすばらしいです!!



●回答

お子様に喜んでいただき、大変嬉しく、励みになります。いただいた声を店舗全体で共有させていただきます。



コープたまぼこ 二又 洋志店長

声の循環に取り組みました

買物する立場からの意見を伝える「組合員応援団」が、気になっている店内の商品を実際に試食する企画「わーい！わい商品探検隊」で見つけたお気に入り商品のコメントを取り先へ届けました。

コープいーじ〜便

「買物に行けない」「重い物を持って帰るのが大変」といった方への買物支援として実施しているコープいーじ〜便は計画を上回る利用がありました。

移動スーパーコポ丸便

移動スーパーコポ丸便は新たな停留所が増えました。能登地域での移動スーパーの要望を受けて、アンケートを実施し、その結果に基づいて買物支援の方法を検討しました。



11月に新たにできた 湊小学校前停留所(白山市)

3号店の用地確保にむけて

南加賀エリアでの3号店の用地確保を目指し、候補地調査と情報収集を継続しました。

「これからの店舗づくり(店舗政策)」

店舗及び移動スーパーの出店要望に応えるため、今後の出店の考え方及び店舗事業の方向性について論議をすすめました。

安心してご利用いただくために

商品の一括表示や農産物の肥培管理の確認などさまざまな取り組みを行いました。

原材料や添加物、一括表示欄の確認	2,089件
農産物の肥培管理の確認	251件
農産・畜産・水産・惣菜商品の微生物検査	49件
農産品残留農薬検査	21件
理化学検査(産地判別)	1件
専門家による作業場の衛生点検	2件

シャインマスカットは自分へのごほうびです。皮ごと食べられて甘さが濃くて、果物の中で一番好きかも！ぜひいたくな味ですね。



お届けした応援団の声

ありがとうございます。おいしくたべていただけたのですね。青系のぶどうは黄色みがかかったものがより甘いです。購入時の参考にしてくださいね。

中村青果からのメッセージ

コラム

ひとり一人に合わせたお買物



店舗事業運営部 東 和則さん

いーじ〜便の役割の一つ、買物代行では一人ひとりの年齢や家族構成、好き嫌いなどを考えながら選んでいます。例えば「刺身の盛り合わせを一つ」という注文でも「赤身か白身か？たこやイカは大丈夫？」と考え、組合員のことを詳しく知らないと喜んでいただけることになりません。



届け先では「熱中症に気をつけて」などの声かけも大切です。利用者の立場に立った買物代行やお届けをすることで地域の信頼や安心を育むことにつながっていると感じています。

2020年度にすすめること

- 普段の暮らしのお役立ちと発見があるお店づくりをすすめます。
- 南加賀エリアでの出店に向けた用地確保(準備)をすすめます。
- 能登エリアでの移動スーパーの具体化をはかります。
- 「これからの店舗づくり」の策定をすすめます。
- コープいしかわ20周年記念企画として、記念セールや商品普及の他、楽しいイベントを実施します。



事業の概況

第1号議案

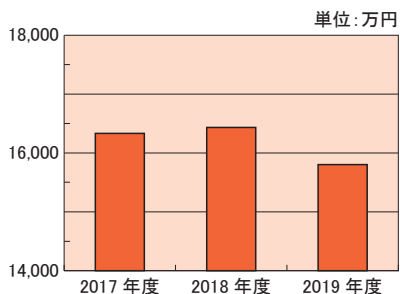
第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集



福祉事業収入

福祉事業の経営改善

利用者ひとり一人に寄り添った対応は、ご本人やご家族による満足度調査で高い評価をいただきました。

経営改善に向けて全ての事業で取り組みをすすめました。その結果、居宅介護支援のケアプラン数が増加し経営改善がすすみました。訪問介護では福祉剰余金の黒字化が継続できています。

生協10の基本ケアの学習をすすめました

昨年導入した生協10の基本ケア*を定着させるため、考え方や介護技術を学ぶ内部講座を開催しました。生協10の基本ケアに沿って取り組んだ各事業所の実践事例報告から素直に学び合いました。



*生協10の基本ケア
詳しくは84ページに掲載

利用者自身の生活動作をできるだけ自力でしてもらい、足りない部分を介助する研修

コラム

生協10の基本ケア内部講座に参加して



ケアセンター金沢
通所介護グループ
塩谷 典子さん

内部講座を受けて、利用者の主体性を基にその人らしい生活を取り戻すためのお手伝いが大切だとわかりました。今までは例えば衣服の着脱も時間が掛かるからと利用者の動きを待てず、必要以上に手伝っていたりしていました。このようなお手伝いと称しての「作業」ではなく、利用者が少しでも自身の力でできるように、見守り、支援していく、ぬくもりのある介護に変えていきたいと思いました。まずは利用者の思いや行動の理解をしていきたいと思っています。

人と地域に寄り添って

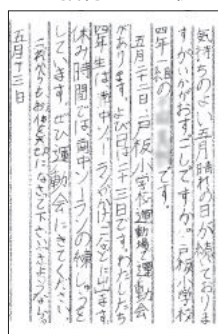
デイサービスこーぷあいあいの10周年祭やグループホーム戸板5周年祭には多くの方が参加し、認知症への理解を深めるなど地域との交流がすすみました。



ご家族や地域の親子連れが約100名訪れたグループホーム戸板5周年祭

戸板小学校の運動会に招待いただきました

ご招待のお手紙



入居者の方はしっかり麦わら帽子をかぶって運動会を参観

共に生きる社会をめざして

障がい者の雇用と就労支援を目的に設立したハートコープいしかわでは、エコセンターで回収した商品カタログなどの加工処理や玉ねぎの袋詰めなどの農産品の加工を行っています。

子会社を含めたコープいしかわ全体の障がい者雇用率は6.02%となり法定雇用率2.2%を上回りました。

●組合員の声



秋の総代会議
アンケートより

以前にハートコープいしかわへ見学に行きましたが元気にあいさつをしてもらい気持ちがよかったです。もっと多くの方にエコセンターのことを知ってほしいと思いました。



回収した商品カタログに新聞紙や化粧品サンプルなどの異物がないか確認しています

地域の見守り

配送時にいつも顔を見る高齢の組合員が不在で連絡がとれなかった時に配送後再度訪問するなど、宅配や夕食宅配の担当者らが地域の中でゆるやかな見守りの役割を果たしました。

また各自治体との地域見守り協定に基づき、搜索依頼があった時には配送センターへ情報提供を行うなど連携をすすめました。

コープおたがいさまの活動支援

有償ボランティアの任意団体として組合員が自主的に運営を行うコープおたがいさま（のと・金沢・南加賀）の活動支援を行ったほか、合同交流会を開催し、学びあいや交流が深まりました。



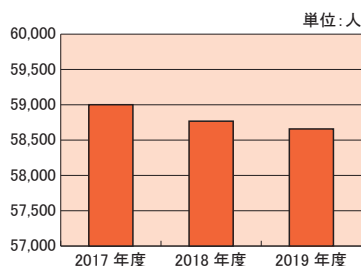
おたがいさま合同交流会

第1号議案

共済事業 2019年度に取り組んだこと

事業の概況

●加入者数



CO・OP共済の新規契約件数は3,686件、お支払い件数は9,921件（総額4億8,482万円）となりました。

組合員の声で改善

加入時の押印が不要になるなど、より記入しやすい加入申込書に改善しました。

顧客満足度1位

2019年度JCSI(日本版顧客満足度指数)調査の生命保険部門にてCO・OP共済が顧客満足度1位を3年ぶりに獲得しました。



お店で共済のお知らせのきっかけを

お店では、クイズや「コーすけを探せ！」などのイベントを通じて共済のお知らせを行いました。

金沢市と事業連携

金沢市との事業連携協定に基づき、自転車保険等加入義務化の周知活動を金沢駅などで行いました。

コラム

地域の中で頼れる「生協さん」



古府センター
金丸 太雄さん

配送終了後にトラックの荷台で作業していると、おばあちゃんが声をかけてくれました。「東京から旅行で来て、ちょっと買物でホテルを出たら帰れなくなった」とのこと。ホテルのカードキーを持っていらしたので、スマホのマップで検索すると500m程離れた所のホテルだったので一緒に歩いてご案内しました。「私の所にも生協さん来てるから、聞いてみようと思ったの。助かりました。」とおっしゃってとても喜んでいただきました。

2020年度にすすめること

- 生協10の基本ケアの考え方や介護技術を学ぶ内部講座を継続して開催し定着を図っていきます。
- 持続可能な福祉事業をめざして「これからの福祉事業」の策定を開始します。
- 障がい者雇用の拡大に向け新たな事業の検討をすすめます。
- 3つのコープおたがいさまの研修会や交流の場づくりをすすめ、運営を支援します。

コラム

「加入できないと思う」と言われて



鶴来センター
中道 貞治さん

19才の息子さんのために大人の保障提案をした際、「この子は障がいがあるので加入できないと思う」と言われました。息子さんは通院も投薬もしていないとのことだったので、組合員といっしょに告知事項を確認すると加入できることが分かりました。その後配送時にお会いした時には「ありがとう」と笑顔で言っていたいただき、お役に立てたことがとても嬉しく、聞き取ることの大切さを学びました。

●組合員の声



初めての入院で少し動揺して電話したのですが、ゆっくりと私をいたわるように電話対応していただいたので、コープさんの共済を掛けていて改めて良かったなと思いました。その節は本当にありがとうございました。

2020年度にすすめること

- 生涯にわたって切れ目のない保障を広げていきます。
- 保障商品の充実を行い、組合員の暮らしに保障による安心をお届けします。



数字で見る組合員活動の状況

年度	学び場・ 交流の場数	活動参加者数
2017年	235ヶ所	12,283名
2018年	250ヶ所	12,502名
2019年	254ヶ所	13,580名

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予定していた学び場・交流の場（25ヶ所）の開催が中止となりました。

組合員の学び場・交流の場となる行事開催数は年間254ヶ所となり、1万3,580名の組合員とその家族が様々な活動に参加し、多岐に渡る組合員活動が県内全域で広がりました。地域の組合員活動の担い手となる地域協議会やコープくらぶ・コープさーくるに参加する組合員は、600名となりました。

地域協議会

取引先を招いた商品学習、地域の諸団体と連携した行事など多様なテーマで学習や交流の場を設けました。



南加賀地域協議会
商品活動
「生協の桃学習会」

コープマルシェ2019南加賀

9月16日（月・祝）、根上総合文化会館タントで開催し、約1,200名の参加者は取引先58社と試食・販売を通して交流を深めました。



コープゼミナール&コープメッセ

食を知り学ぶ場となるコープゼミナールと、取り扱い商品のメーカー・生産者と交流する場であるコープメッセを県内各地で開催しました。



コープくらぶ・さーくる

コープくらぶは54ヶ所で結成され、産地見学や収穫体験、学習会等を企画し、身近な地域で学び場・交流の場づくりが行われました。また、コープさーくるは47ヶ所で結成され、組合員どうしの交流がすすみました。



チクチクコープくらぶ
「樹脂粘土で作る
三日月チャーム」

おしゃべりコープ

おしゃべりコープには3,632名が参加しました。おしゃべりコープで寄せられた声は地域協議会や職員で読み込み、事業や活動の参考にしました。

食の安全への理解を深める学習会

工場見学や食の安全に関する学習会を開催し、食の安全への理解を深めました。

食を育むための親子収穫体験、調理体験

コープ農園では稲やトマトの作付けから収穫までの農業体験、収穫したトマトを原料に使用したケチャップづくりなどの調理体験を開催しました。

食と健康をテーマに料理教室やレシピコンテスト、健康チャレンジを開催

健康長寿をめざす取り組みとして、健康に配慮した料理教室を開催したほか、ヘルシーをテーマに公募した料理レシピのコンテスト、健康を意識した生活習慣づくりをすすめる健康チャレンジ企画に取り組みました。



石川東地域協議会
「ヘルシー料理教室イースト」

身近な地域で平和や暮らしを考える活動

親子で平和について学び交流を行う集いやコンサート、憲法と暮らしの関わりを学ぶ学習会が開催され、身近な地域で平和や暮らしを考える活動が広がりました。

戦争被爆地や戦跡めぐりに参加

「平和の旅ヒロシマin2019」に親子が参加し、碑めぐりや被爆者の体験談を通して、平和の大切さについて考えました。



平和の旅ヒロシマ in 2019

ノーモア・ヒバクシャ継承サポーターを選出

NPT再検討会議が開催されるニューヨークで被爆者をサポートし核兵器廃絶の訴えを行う組合員を公募し、1名を選出しました。また渡航応援募金に取り組みました。

※新型コロナウイルス感染拡大によるNPT再検討会議の延期に伴い、代表派遣も延期しました。

ヒバクシャ国際署名

ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶に向けた署名に取り組み、6,885筆の署名が集まりました。

ユニセフ パネル展や外国コイン仕分けなどを開催

パネル展の開催や外国コイン仕分けに取り組み、ユニセフ活動への理解を深めました。

里山保全の大切さを学び環境を考える

木工工作やエコ料理、里山自然散策などを通して、環境に配慮した暮らし方や里山保全の大切さについて考える機会となりました。

家計やくらしの見直し講演会を開催

組合員どうしが学びあう活動の担い手であるLPA（ライフプラン・アドバイザー）の会では、家計の見直し講座や子どもマネー教室を開催しました。また、くらしの見直し講演会を開催しました。

子育てを応援する講演会を開催

子育て中の組合員などを対象に自己肯定感をテーマとした講演会を開催しました。



講演会「子育てにがんばっている自分にOKをだそう！」

環境募金 収支報告

収 入		支 出	
環境募金	51,300円	環境活動	182,390円
収入計	51,300円	支出計	182,390円

※収入不足分は、組合員から回収している牛乳パックの販売収益金を充てています。牛乳パック回収量は81ページに記載。

平和募金 収支報告

収 入		支 出	
前期繰越金	222,031円	地域協議会	149,327円
平和活動募金	620,950円	ヒロシマの旅	644,409円
平和活動募金 (NPT代表派遣募金)	835,031円	平和の集い	0円
ヒロシマの旅	237,600円	日本被団協渡航募金	200,000円
平和の集い	0円	平和募金(NPT代表派遣)次期繰越	635,031円
		次期繰越金	286,845円
収入計	1,915,612円	支出計	1,915,612円

ユニセフ募金

募金名	金 額
一般募金	342,518円
ミャンマー指定募金	402,842円

2020年度にすすめること

- 身近に参加できる地域に密着した組合員活動を推進します。
- 暮らしにかかわる様々な課題への学習・体験の機会づくりや情報発信を行います。
- 能登地域でコープマルシェを開催します。

地域協議会 ホームページやfフェイスブックで 発信する”くみかつレポーター”からレポート！



■能登地域協議会 トントンのパン学習会



こんにちは☺能登地域協議会のニコニコ😊です。
「何でも聞いてください」と言う井藤社長さんの声にお店の成り立ちからはじまり、原材料や冷凍パンのことなど次から次へと質問が飛び交う熱いバトル状態😊



組合員さんの食の安全への関心の高さを改めて知ることができました。



お楽しみの試食タイム。じわもーで販売中の全種類を試食😊卵・乳製品不使用なのに、甘くてふわふわ～とっても美味しくて皆さん😊パクパク・ニコニコ。
おかわり続出。

トントンのパンはアレルギーがあってもなくてもみんな食べられる優しいパン☺なんだなって幸せな気持ちになったニコニコ😊でした。

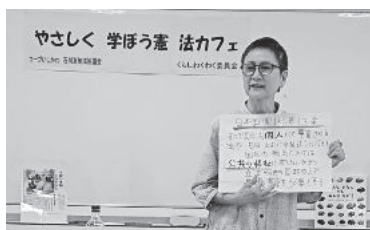
👍 いいね! 🗨 コメント ➡ シェアする 📌

■石川東地域協議会 やさしく学ぼう憲法カフェ



こんにちは😊石川東地域協議会のみかん🍊です。

講師は水野スウさん。穏やかで優しい語り口で、憲法って何!? 国民主権・基本的人権の尊重・平和主義って!? 緊急事態条項とは!? そして、国民投票の重要性をわかりやすくお話しして下さいました。



憲法には私たちの生活を支えてくれる大事なことが書いてあり、何気なくされていく憲法改正は実はとても恐ろしいことなんだ、と……。



保存料、香料等を一切使わず、卵・砂糖・牛乳のみで作られたセイアグリーシステムさんの「キャラメルカスタードプリン」を美味しくいただきながら、「憲法」を知る事の大切さを学びました。

👍 いいね! 🗨 コメント ➡ シェアする 📌

■石川西地域協議会 親子でリズム遊び&工作

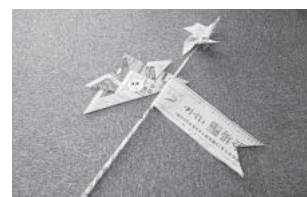


こんにちは! 石川西地域協議会のメイママです😊
教え合い講師の利岡理香先生をお招きして開催しました♪

参加してくれたお友だちはみんな元気いっぱい😊
楽しい音楽に合わせてた〜くさん体を動かしてくれました😊
部屋中に響いた歓声をここで伝えできないのが残念🐼ですが、すごく盛り上がりました♪



たっぷり遊んだあとは利岡先生とお別れして、次は工作ですよ!! 作るのはこどもの日にちなんで「かぶ」と「こいのぼり」です🎏



そうそう、おばあちゃんもお孫さんと参加してくれました〜😊
ご参加いただいた皆様、ありがとうございました♥
またいろいろ企画を考えますのでお楽しみに☺親子だけでなく、お孫さんとのご参加もお待ちしております😊

👍 いいね! 🗨 コメント ➡ シェアする 📌



■南加賀地域協議会

水害・土砂災害から身を守るために



南加賀地域協議会のむぎです♪
大きな自然災害が毎年のように各地を襲う昨今、自分の命は自分で守る!! できることは何か? とにかく知りたい!!
という思いからの企画でした。



県の方から、近年の頻発する大規模災害の事例や、堤防や河川の築堤工事の取り組みの紹介、ハード対策だけでは限界があるので自ら命を守る行動を! という説明を受けました。

ハザードマップは住んでいる町の市役所、町役場の防災担当窓口やホームページから入手できるそうです。
また国土交通省のホームページからも簡単に探すことができるので、ぜひ【わがまちハザードマップ】で検索してみてください。

そして出前講座のあとに防災食の紹介と試食も行いました♪



案外美味しいんだ~というのが私の感想です♡
5年も保存がきく羊羹のえいようかんも普通にとてもおいしかったですよ😊♪

いいね! コメント シェアする

コープくらぶ・ さーくる

コープくらぶ



季節の切り絵とコープ商品試食会
(大徳木曳野コープくらぶ)



お茶の飲み比べと迎春試食会
(そらまめコープくらぶ)



大人のバス遠足
(えんコープくらぶ)



森の環 椎茸収穫&コカ・コーラ見学
(かがコープくらぶ)

はじめてみませんか コープくらぶ

- コープくらぶは、生協および生協商品に関する学習活動や、食、環境、平和などくらしの興味・関心に基づく活動を行います。
- 「組合員どうしの交流」、「商品学習会」、「教え合い教室」、「産地・工場見学、生協の施設見学」などの活動を広く組合員に呼びかけることができます。
- 3名以上の組合員で構成します。
- 基本活動費 (人数×5,000 円、最大 40,000 円まで)、企画補助費として上期・下期各 27,500 円などの補助の他、バス代や保育代なども助成されます。

コープさーくる



子育てサークル
バナナキッズクラブ



文化サークル
小松おはなしの会



はじめてみませんか コープさーくる

- 趣味や特技を同じくする組合員どうしが自由にテーマを決め、自主的に活動ができます。
- 5名以上の組合員で構成します。
- 基本活動費として、上期・下期各 5,000 円の補助を受けることができます。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

食・環境・平和・暮らし

家族の、そして地域の
つながりが育まれました。

食を育む収穫体験



コープ農園トマトコース収穫体験(8月3日)

コープ農園で収穫したトマトも原料に加えたケチャップづくりを開催し、親子60名が参加しました。コーミやJA小松市などの協力をいただきました。

サタデーとうもろこし
(7月27日)

1,953名が参加し、中本農園のもぎたての甘いとうもろこしを味わいました。

環境保全活動



白山しらみねの大自然で木工工作(7月20日)

白山しらみね薪の会に協力いただき、森林散策や木工工作、切り炭体験などを行い親子49名が参加しました。昼食にはジビエのバーベキューが用意され、参加者からは「普段体験できない事ばかりでとても楽しかったです」などの感想が寄せられました。

食から健康を考える



中津川先生の料理教室(6月15日、16日)

県内2会場で開催し、合わせて54名がヘルシーコープレシピ考案者の中津川かおりさんより食塩や飽和脂肪酸を減らした料理のコツを学びました。参加者からは「健康を意識した料理を無理なく簡単にできるものを学べて良かったです」などの感想が寄せられました。



ヘルシーレシピコンテスト

食塩や飽和脂肪酸を減らす料理レシピを公募し、34名から応募がありました。石川県栄養士会会長の新澤祥恵教授(北陸学院大学)などによる審査の結果、最優秀賞1レシピ、優秀賞5レシピを選出しました。

平和を考える戦跡めぐり



平和の旅ヒロシマin2019感想文より(抜粋)

私はこのツアーに参加してよかったと思います。参加することで、次世代の人に伝えようという思いや自分がどんなことをすればいいかな?と考えたりすることができました。自分ができることをせいっぱいがんばりたいです。教えてもらったことをみんなに話して、その人たちもみんなに話して、戦争のことについてみんなが知れたらいいなと思いました。

割澤 くるみさん(小学6年生)

社会貢献の取り組み 2019年度に取り組んだこと

台風被害の長野市へ職員を派遣

台風第19号で大きな被害を受けた長野県長野市に設置された災害ボランティアセンターの運営支援員として職員を派遣しました。

寄せられた募金を贈呈しました

台風第15号・第19号被害緊急支援募金を日本生協連のほか石川県共同募金会及び日本赤十字社石川県支部へ贈呈しました。また園場や家屋の浸水被害に遭った信州産直組合へお見舞金をお渡ししました。

被災者支援募金結果

募金名	金額
くらし・地域復興応援募金	234,800円
台風第15号被害緊急支援募金	2,603,590円
台風第19号被害緊急支援募金	1,401,451円

自治体の防災訓練に参加

災害時支援協定に基づき、穴水町、津幡町、野々市の防災訓練に参加しました。配送トラックでの救援物資の輸送やローリングストック（循環備蓄）の紹介を行いました。



「いつもの食料をストックし、食べた分だけ買い足すことで災害時に備えるんですよ」野々市市防災訓練でローリングストックを紹介

地域活動助成金

地域社会の発展に寄与することを目的に、地域に貢献する活動を行う団体などに助成を行っています。第10回コープいしかわ地域活動助成金では、5団体に計988,040円を助成しました。

*各団体の活動内容は79ページで紹介しています。

のとも～るスマイルプロジェクト

穴水町で開発した商品を発売しました。WebサイトやSNSの開設、ネット販売の開始など情報発信を強化しました。



コラム

来年にはきっと元気な姿を



信州産直組合組合長
玉木 正身さん

お見舞いをいただきまして誠にありがとうございます。これまでも台風でりんごが半分落ちるなど被害はあり「自然相手だからしょうがない。また来年がんばろうや」と考えてきましたが、今回は違いました。3人の生産者の自宅やりんご畑が泥に浸かりました。水没したりりんごは一切出荷できないんです。農機具も水没し、大きな被害となりました。そして畑には50cmくらいの土が残りました。これを片付けないと根腐れを起こし、りんごの木が枯れてしまうんです。被害に遭われた生産者は大変落ち込んでおり、まだ先のことを考えられない状態です。今から冬にかけてりんごの木は休眠し、4月ごろ発芽します。その頃になればまた新たな気持ちで農業をできるんじゃないかと思います。来年の秋にもお越しいただき、ぜひ生産者の元気な姿を見に来てください。（12月13日贈呈式でのお話より）



とらいあんぐる
11月号

コラム

地域のお役に立ちました



制服リユース リクル
代表
池下 奈美さん

リクルの活動を支援していただきまして、本当にありがとうございます。地域活動助成金のおかげで、おさがり品を譲り合える場所を多くの方に提供することができました。おさがり交換会では「捨てるにはもったいないから誰かに使ってもらいたい」と多くの子ども用品を譲りいただき、必要としている方からは「助かるわ～」との言葉をいただきました。「もったいない」を「ありがとう」に変えることができました。今後、コープの方々と協働して、イベント等におさがり品を持って出店したりできたらと思っています。



2020年度にすすめること

- SDGsについて学習をすすめます。
- のとも～るスマイルプロジェクトではWebによる広報活動をすすめます。

SDGs…国際社会共通の目標として17分野の目標からなる持続可能な開発目標。

組織づくりの取り組み 2019年度に取り組んだこと

理事の研修

相手に伝えるコミュニケーション能力を高める研修の他、コープ商品政策や店舗政策、障がい者雇用について学ぶ研修を行いました。

地域協議委員の研修

食の安全安心、防災、子どもの貧困問題をテーマに研修や学習会を行いました。

新任総代セミナー・次世代総代の育成

総代の役割や生協の取り組みを学習できる場をつくりました。また、事業や活動、総代について学べる場づくりを県内3会場ですすめました。



新任総代セミナー

子ども参観日

職員の家族が職員の仕事を一緒に体験することで仕事への理解を深め、仕事と家庭の両立を支援することを目的に実施し、職員の家族3名（2013年度からのべ27名）が参加しました。

事例共有を通じた職員育成

方針と実践事例を共有する職員方針検討会を実施しました。また、できている人や組織に学び、共有できる場として実践事例交流会を開催しました。



部署を超えて事例の受け止めを交流しました

●組合員の声



第1回地域協議委員研修の感想より

地域協議委員研修に参加して

今現在の子どもの貧困問題が未来の国や地域の社会問題につながるということやコープという組織として取り組めること、地域の一員として取り組めることがわかり、真剣に考えるべきことだという認識ができました。学習したことを広げ、発信していきたいと思いました。

●組合員の声



新任総代セミナーに参加して

・先輩総代のビデオメッセージを見て、難しそうだけど自分の意見が言えるのはいいと思いました。
・自分でも楽しみながら無理なく参加できると安心しました。

コラム

子ども参観日に参加して



根 咲々音さん
(14歳)

子ども参観日に参加して、母を始め配送をしている皆さんの大変さがすごくよく分かりました。でも、組合員の皆さんがとても優しく楽しく1日を終える事ができました。私は母と2人で配達をしても大変だと思ったのに、毎日運転も商品の荷降ろしも1人で行っている母は本当に凄い！毎日お疲れ様です。これからも頑張ってください！



お母さんと配送に

2020年度にすすめること

- 組合員・役職員・取引先などコープいしかわに関わる人に感謝を伝える20周年記念事業をすすめます。
- 組合員と役職員が一緒になって第8次中期計画をつくりまします。
- 理事、地域協議委員、総代に向けた学習をすすめて、組合員の声を事業と活動に活かす組織づくりをすすめます。
- 組合員の暮らしに共感し、理念・ビジョンの実現をめざし実践する職員を育てます。
- 組合員の願いの実現と職員が安心して働き続けられるように健全経営に取り組まします。
- これからの役員体制確立のための役員選出のあり方について、検討を始めます。

2030年ビジョンを策定しました 2019年度に取り組んだこと

2030年ビジョン最終案
これから10年のテーマ トータルビジョン

育むつながりから 笑顔ひろがる CO・OP

2020年ビジョンでは「人と人、地域のつながりを育むCO・OP」として、「地域担当制」、「班の活性化」、「新店舗オープン」「普段の暮らしにお役に立つお店づくり」、「障がい者雇用の拡大」、「多岐にわたる組合員活動」、「地域見守り協定」など、組合員どうしや組合員と生協、地域と生協といった様々なつながりが生まれてきました。

そこで次の10年は、「つながりを通して組合員の願いや想いが“実現した先”が見える」という視点を大切にします。生協に関わる全ての人が事業や活動（協同の力）を通して、人と人、地域と人など様々なつながりをこれからも育み、育まれたつながりを通して組合員の願いや想いを実現し、その先には「みんなの笑顔が自然とあふれ広がっている」といった状態をめざします。

「日々の暮らしやライフスタイルが変わっても、自分らしい暮らしを続けていきたい」そんな想いに寄り添い、重なり合ってそして応える「心が通って安心して利用できる事業」を、組合員・役職員・生産者などのお取引先・地域住民、そしてこの10年で私たちの暮らしの身近な存在となっているであろうAI*も含めて、みんなで一緒に創り続けている状態をめざします。

10年後のありたい姿

その人らしい暮らしを受け止め、心の通った事業をみんなで考え、一緒に創り続けています。

人と人のつながりを深め、笑顔のあふれる地域社会づくりの一翼を担っています。

組合員ひとり一人の声や暮らしから生まれた願いを実現していくことが役職員の「喜び」や「やりがい」になっています。

ひとり一人の「知りたい事」や「やりたい事」をみんなで受け止めシェア（共有）し、実現していくこと（カタチにしていくこと）で知識や経験が広がり、そのことが「より良い暮らし」に向けてひとり一人の選択の幅を広げることのできる状態をめざします。

「知りたい」「やりたい」をシェアし、みんなでカタチにすることで、より良い暮らしの選択肢が広がっています。

組合員の「暮らしから生まれるつぶやき」や「暮らしから気づく声なき声」も含め組合員から寄せられる一つ一つの声を大切に、願いや想いを実現していくことが、役職員全員の「喜び」や「元気」となり、そして「やりがい」になっている状態をめざします。

地域に一人ぼっちを作らず、人と人との「つながり」の中から生まれる「笑顔」のある地域社会づくりに向けて主体的に推進力を高め、他団体と共に役割を担っている状態をめざします。

*AI…人工知能。記憶や学習、推測や判断などの知的行動をコンピューターに行わせる技術

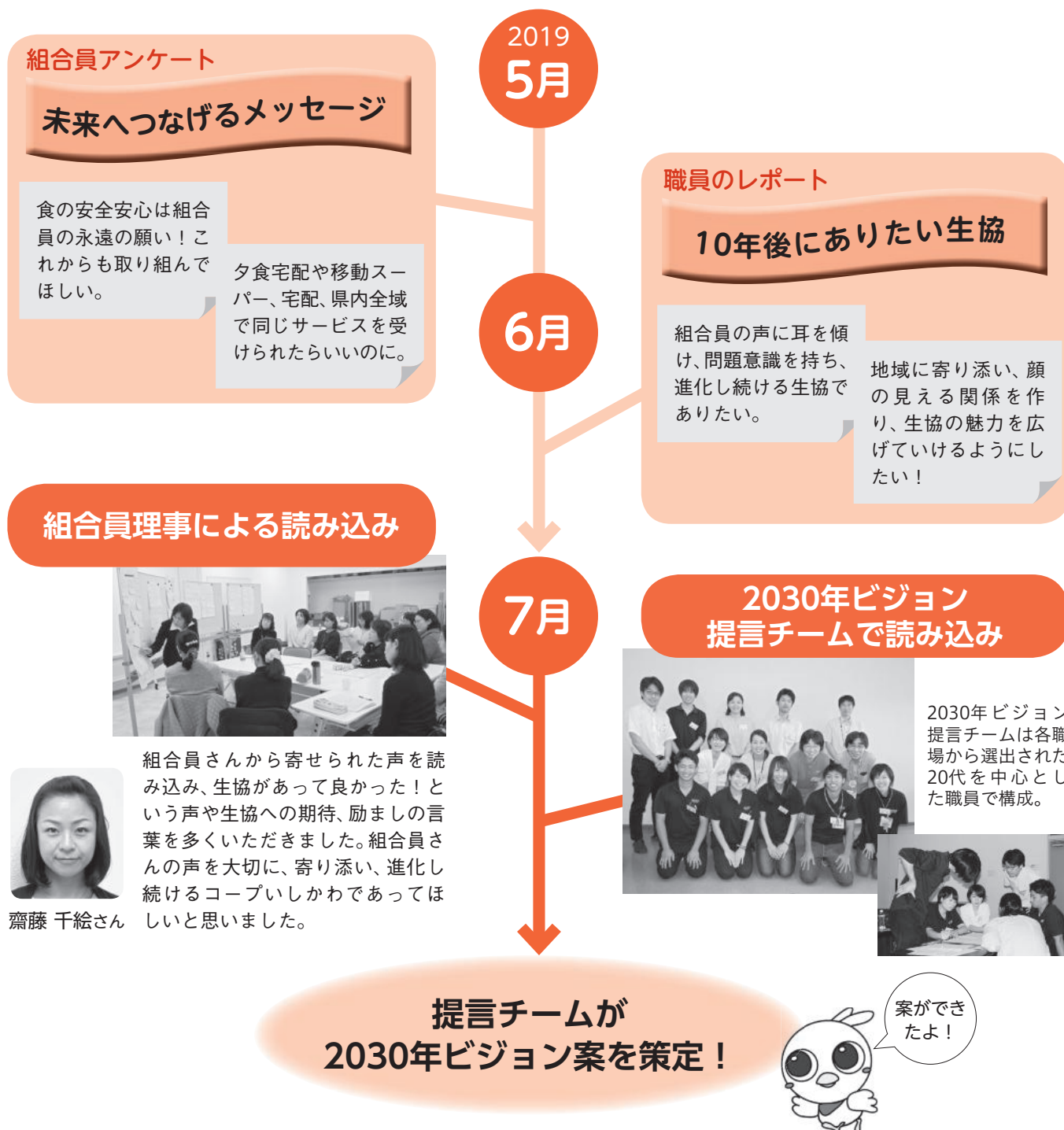
10年後のコープいしかわのありたい姿として2000年に2010年ビジョンを、2010年には2020年ビジョンを組合員とともに作り、その思いに基づいて事業や活動をすすめてきました。2020年を迎え、また新たな10年後にありたい姿として組合員、役職員の思いを乗せて2030年ビジョンの策定をすすめました。



2030年ビジョンは、組合員や役職員から寄せられた声を基に、取り組み全般を通して2030年には「こんな風になっていたらいいな」というありたい姿を表しています。

2020年度方針や今後策定される第8次中期計画は、2030年ビジョンの実現に向けた具体的な取り組みとして組合員から寄せられた声を出発点にして、つくられていきます。

800を超える全ての声をひとつひとつ読み込みました！



ビジョン案をもとにさらにご意見をききました

秋の総代会議でのご意見

県内10会場で開催した総代会議で、総代にむけて2030年ビジョン案を説明しました。



人のつながりを深め、笑顔を広める社会づくりは大切だと思います。



ビジョンをみんなで創り上げていくのが楽しみです。



10月

役職員で意見交流しました

ひとりぼっちをつくらない、という思いにとっても共感できました。



言葉を大切に選んで創られています。ビジョンは仕事のやりがいにつながります。



11月

ご意見を受けて 提言チームで再考しました



一人の意見にみんなが向き合って考える

提言チームの話し合いで何より感じたことはどんな意見も受け止め考えられることです。大多数が一致しても一人が出した違う意見にみんなが向き合って考えるという姿勢が常にありました。そんな姿勢が、地域にひとりぼっちを作らない、ひとり一人の小さな声も拾いその人に寄り添っていききたい、というビジョンの思いを何よりもカタチにした姿だなと感じました。



グループホーム
戸板
中島 実可子さん

2030年ビジョン最終案できました

2020 1月

職員方針検討会で提言チーム メンバーから説明しました



立ち止まった時に振りかえることができるもの

最初は10年後のことは想像できないなと思っていましたが、組合員と役職員の想いを込めて、10年後に目指す姿が想像できるようにこのビジョンをつくりました。私たち職員にとっては、普段の業務の中で立ち止まってしまった時に、振り返ることができるものだと思います。この2030年ビジョンが多くのの方の心に残り、大切にしたいと思える心の指針になれば嬉しく思います。そして、みなさんと一緒にビジョンの実現に向けてこれからも頑張っていきたいと思っています。



鶴来センター
平島 小鈴さん

春の総代会議 ・総代会

5月・6月

組合員へ お知らせしていきます

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

事業報告書

I 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 主要な取扱事業種目等

事業種目	主 な 事 業 品 目 等
供給事業	生鮮食品、一般食品、家庭用品、衣料品等を直接またはチラシ、カタログを使用して組合員に供給する事業
共済事業	組合員の死亡、傷病、障害、住居損害、その他生活の共済のために受託して行う共済事業
福祉事業	介護保険事業（認知症対応型共同生活介護、訪問介護、通所介護、居宅介護支援）、障がい福祉サービス事業、独自介護事業
その他事業	幹旋事業など

2. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1 事業の経過及びその成果

2019年度の日本経済は、10月より5年半ぶりの消費税率10%への引き上げの影響を受け、国内消費が急速に落ち込みました。駆け込み需要の反動が和らぎ国内需要は持ち直すものの、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が大きく落ち込みました。実質GDPは2四半期連続のマイナス成長に陥り、今後の先行きも厳しい見通しです。

県内でも新型コロナウイルス感染症が拡大し緊急事態宣言（4月13日石川県発表）が発出される事態となり、県民の命と暮らしをはじめ事業活動にも大きな影響が予想されます。

コープいしかわでは、2019年度においても組合員の声を出発点にした声の循環に継続して取り組み、供給事業は前年より伸長することができました。

宅配事業では、2名班の増加や配食事業が伸長しました。店舗事業では10月以降のキャッシュレス還元により利用が伸長しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響から2月以降、宅配事業、店舗事業共に1人当利用高が伸長しています。福祉事業では、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「生協10の基本ケア」の導入をすすめました。

〈2019年度の事業の成果〉

- ①供給高は164億2,767万円（予算比97.7%、前年比101.4%）で前年実績を2億2,578万円上回る増収となりました。
- ②事業総剰余金は49億8,611万円（予算比97.3%、前年比101.5%）で前年実績を7,480万円上回りました。
- ③事業経費は48億2,046万円（予算比97.3%、前年比101.6%）で前年実績を7,499万円上回りました。
- ④事業外収支は5,289万円（予算比128.9%、前年比82.3%）で前年実績を1,139万円下回りました。
- ⑤経常剰余金は2億1,854万円（予算比104.1%、前年比95.0%）で予算を854万円上回りましたが、前年実績を1,157万円下回りました。

〈各事業の状況〉

(1) 宅配事業

供給高は134億57万円（予算比96.6%、前年比100.8%）で前年実績を1億737万円上回りました。利用人数は、予算比99.6%、前年比101.8%と予算を下回りましたが、前年を上回りました。内訳として、個配利用人数が予算比98.6%、前年比103.1%、班利用人数が予算比101.9%、前年比99.1%となりました。また、1人当利用高は予算比97.0%、前年比99.0%と予算・前年ともに下回りました。

(2) 店舗事業

供給高は30億2,710万円（予算比103.0%、前年比104.1%）で前年実績を1億1,842万円上回り、予算・前年ともに上回りました。来店者数は前年比で102.1%、来店者1人当買上単価が前年比101.9%と前年を上回った結果、供給高予算を達成しました。コープたまばこの直接剰余金は2,248万円、コープおおぬかの直接剰余金は1億216万円と両店ともに黒字となりました。

(3) 共済事業

共済事業収入は2億236万円（予算比100.9%、前年比103.3%）で前年を643万円上回り、予算・前年ともに上回りました。

(4) 福祉事業

福祉事業収入は1億5,898万円（予算比91.7%、前年比96.7%）で前年実績を537万円下回り、予算・前年ともに下回りました。福祉事業費用は1億7,238万円（予算比96.9%、前年比97.7%）で前年実績を414万円下回り、予算・前年ともに下回りました。結果、福祉損失金は1,341万円となりました。

2 対処すべき重要な課題

新型コロナウイルス感染症拡大による経済や暮らしへの影響が深刻化する中で、私たちの暮らしにどのような影響や変化を及ぼすのか、今後も注視し対応をみんなで考えていく必要があります。新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後も所得の減少や雇用情勢の悪化など更に厳しくなることが予測されるからです。

こうした情勢のもと組合員の暮らしに寄り添い、たがいに「たすけあい」「ささえあい」「つながりあい」「みとめあい」、協同がある暮らしを組合員と一緒にめざし、笑顔が溢れ、誰もが安心して利用できる事業を継続的に育んでいきます。

- ①宅配事業は、誰もが安心して利用を継続することができる事業をめざします。
- ②店舗事業は、普段の暮らしのお役立ちと発見がある店づくりに取り組みます。
- ③共済事業は、生涯にわたって切れ目のない保障を広げていきます。
- ④福祉事業は、「生協10の基本ケア」の実践に取り組み、経営改善計画に基づき、グループホームを黒字化します。
- ⑤次世代事業構想を構築するため、AIなどIT活用による「新たなつながりづくり」に向けて調査を開始します。

コープいしかわは創立20周年を迎えます。これまで支えていただいた組合員、地域社会の皆様へ感謝の気持ちを込めて、創立20周年事業に取り組みます。

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	本年度
組 合 員 数 (人)	150,013	152,791	155,115	157,150
出 資 金 額	5,762,237	5,919,798	6,082,845	6,288,095
供 給 高	15,841,433	16,158,591	16,201,888	16,427,670
福 祉 事 業 収 入	165,253	163,334	164,344	158,976
そ の 他 事 業 収 入	770,610	767,956	811,585	827,661
経 常 剰 余 金	202,519	168,130	230,119	218,544
総 資 産	10,652,540	11,067,663	7,971,747	11,664,405
純 資 産	7,420,980	7,653,860	7,961,051	8,222,268

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(2) 部門別・業態別供給高の状況

(単位：千円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	本年度
宅 配 事 業	卵	167,408	169,835	177,422
	畜 産	1,177,433	1,205,000	1,160,802
	米	115,055	123,416	137,153
	農 産	1,121,386	1,082,427	1,078,399
	水 産	1,360,558	1,381,443	1,353,679
	牛 乳	312,958	307,783	304,408
	日 配	1,269,350	1,231,945	1,226,920
	冷凍食品	1,478,638	1,535,561	1,534,780
	食 品	1,413,901	1,400,125	1,395,739
	菓子・飲料	1,436,946	1,549,079	1,583,644
	非 食	1,963,636	1,889,175	1,907,944
	スクロール	252,507	241,397	249,065
	カタログ	470,495	455,205	444,885
	灯 油	265,012	325,870	299,550
	ガソリン	16,249	16,200	16,952
	酒	123,386	125,781	121,566
	葬 祭	26,876	25,577	16,370
	夕食宅配	225,837	258,221	283,927
	計	13,197,631	13,324,039	13,293,204
店 舗 事 業	農 産	432,319	469,688	497,159
	水 産	334,008	359,945	380,200
	畜 産	362,229	402,824	411,080
	日 配	581,697	618,798	637,141
	食 品	504,294	536,223	549,547
	酒	106,599	106,092	102,398
	衣住関連	65,249	80,503	67,914
	ギ フ ト	4,249	4,547	5,271
	テナント	253,158	255,931	257,972
	計	2,643,801	2,834,552	2,908,683
合 計	15,841,433	16,158,591	16,201,888	16,427,670

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(3) 供給高の事業所別内訳

(単位：千円)

事業所の名称	供 給 高	事業所の名称	供 給 高
の と セ ン タ ー	2,162,329	コープたまぼこ	1,164,917
湊 セ ン タ ー	2,586,924	コープおおぬか	1,862,182
古 府 セ ン タ ー	2,317,308	店 舗 事 業 合 計	3,027,100
鶴 来 セ ン タ ー	3,498,178		
小 松 セ ン タ ー	2,835,831		
宅 配 事 業 合 計	13,400,570	総 合 計	16,427,670

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

(4) 受託共済事業状況表

1) 加入者数の状況

(単位：人、件)

共済事業の種類	元受団体名	コース等	加入者数 (又は契約件数)		
			当年度	前年度	前年比
生命共済・住宅災害共済	コープ共済連		19,284	19,488	99.0%
こども共済	コープ共済連		18,504	18,866	98.1%
《たすけあい》計			37,788	38,354	98.5%
定期生命共済《あいづらす》	コープ共済連		14,059	14,029	100.2%
終身共済《ずっとあい》	コープ共済連	生命	634	608	104.3%
		医療	6,177	5,777	106.9%
		計	6,811	6,385	106.7%
生命共済《新あいあい》	全労済		81	84	96.4%
火災共済	全労済	木造	1,676	1,687	99.3%
		鉄骨耐火	199	199	100.0%
		マンション	70	63	111.1%
		計	1,945	1,949	99.8%
合 計			60,684	60,801	99.8%

2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払額		
		当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
生命共済・住宅災害共済	コープ共済連	463,746	488,460	94.9%	3,857	3,779	102.1%	186,748	175,591	106.4%
こども共済	コープ共済連	238,936	253,028	94.4%	4,123	4,052	101.8%	107,656	95,363	112.9%
《たすけあい》合計		702,682	741,488	94.8%	7,980	7,831	101.9%	294,404	270,954	108.7%
定期生命共済《あいづらす》	コープ共済連	434,985	442,764	98.2%	1,159	1,197	96.8%	138,616	165,666	83.7%
終身共済《ずっとあい》	コープ共済連	256,515	241,638	106.2%	741	641	115.6%	46,445	37,839	122.7%
生命共済《新あいあい》	全 労 済	12,998	12,882	100.9%	12	38	31.6%	801	8,902	9.0%
火災共済	全 労 済	26,339	27,092	97.2%	23	137	16.8%	3,071	33,099	9.3%
自然災害共済	全 労 済	14,652	14,285	102.6%	6	52	11.5%	1,486	15,335	9.7%
合 計		1,448,171	1,480,149	97.8%	9,921	9,896	100.3%	484,823	531,795	91.2%

(注1) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) コープ共済連は日本コープ共済生活協同組合連合会を略したものであり、全労済は全国労働者共済生活協同組合連合会を略したものです。

(注3) 《たすけあい》《あいづらす》の前年度元受団体共済掛金実績において、2018年2月雪害の影響により一部の方の掛金実績が13か月分となっています。

(5) 福祉事業の状況

1) 福祉事業収入の状況表

(単位：円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	本年度
介護保険事業	156,629,522	149,862,842	147,453,086	138,749,237
介護保険事業 障がい福祉サービス (居宅介護)	8,623,573	13,471,563	16,890,811	20,226,584
以外の事業 独 自 事 業 そ の 他	0	0	0	0
合 計	165,253,095	163,334,405	164,343,897	158,975,821

2) 福祉事業状況表

種類	項目	利用者数 (人)			利用時間数 (時間)			利用高 (千円)		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
介護保険事業	訪 問 介 護	899	1,006	89.4%	6,344	8,024	79.1%	25,461	28,693	88.7%
	居 宅 介 護 支 援	1,082	915	118.3%			—	11,481	8,979	127.9%
	通 所 介 護	339	370	91.6%			—	25,078	30,212	83.0%
	グ ル ー プ ホ ー ム	209	212	98.6%			—	76,730	79,570	96.4%
	小 計	2,529	2,503	101.0%	6,344	8,024	79.1%	138,749	147,453	94.1%
介護保険事業 以外の事業	障がい福祉サービス(居宅介護)	741	671	110.4%	5,176	3,923	131.9%	20,227	16,891	119.8%
	独 自 事 業 そ の 他	0	0	—			—	0	0	—
	小 計	741	671	110.4%	5,176	3,923	131.9%	20,227	16,891	119.8%
合 計		3,270	3,174	103.0%	11,520	11,947	96.4%	158,976	164,343	96.7%

(注1) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) 利用者数は、のべ利用者数を記載しています。

3. 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況

(1) 資金調達内訳表

(単位：千円)

調 達 方 法	金 額
出資金	205,250
金融機関	0
組合員借入金	0
その他	0

4. 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資状況

(1) 設備投資状況表

設 備 名	所在地・内容	摘 要
返品交換室間仕切り工事	白山市行町	2019年12月取得

5. 他の法人との業務上の提携

(1) 他の法人との業務提携

業 務 提 携 先	住 所	提 携 内 容
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	石川県金沢市間明町ホ63番地	業務委託
石川コープロジスティクス株式会社	石川県白山市行町西1番地	物流委託
株式会社関西丸和ロジスティクス	京都府綾部市下八田町下沢27番地の1	配送委託
SBSゼンツウ株式会社	埼玉県戸田市本町4-9-10	配送委託
有限会社ナナオレンタカー	石川県七尾市矢田2-1	配送委託
石川県学校生活協同組合	石川県河北郡津幡町字領家ト18番1	業務受託

6. 教育事業等の状況

(1) 教育事業等の状況

(単位：千円)

項 目	金 額	
当期に繰り越された教育事業等繰越金	9,000	
教育事業等の使途		
科 目	内 容	金 額
教育文化費	機関紙「とらいあんぐる」発行費用、総代会議費用等	13,527
組合員活動費	地域協議会、コープくらぶなどの組合員参加行事費用等	17,989
研修費	役職員の研修費用等	9,816
合 計		41,332

(注1) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) 教育事業に係る内容を記載しており、事業経費明細の科目金額とは一致しません。

Ⅱ 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 前事業年度における総代会の開催状況

(1) 総代会の議決状況

総代会開催日時	2019年6月12日(水) 午前10時～午後12時47分		
総代会日現在総代数			400名
出席総代	本 人		213名
	代 理 人 (委 任)		4名
	書 面		154名
	計		371名
(重要な議事及び議決事項)			
第1号議案	2018年度活動のまとめ、及び2019年度活動の方針 承認の件	賛成多数で可決	
第2号議案	2018年度決算、及び剰余金処分案 承認の件	賛成多数で可決	
第3号議案	2019年度予算 決定の件	賛成多数で可決	
第4号議案	役員報酬 決定の件	賛成多数で可決	

2. 組合員に関する事項

(1) 組合員出資金等増減表

区 分	組合員数 (人)	口数 (口)	組合員出資金総額 (千円)
前 期 末 現 在	155,115	6,082,845	6,082,845
当 期 増 加 分	6,662	779,040	779,040
当 期 減 少 分	3,799	569,258	569,258
み な し 脱 退	828	4,532	4,532
当 期 末 現 在	157,150	6,288,095	6,288,095

3. 役員に関する事項

(1) 役員一覧表

役 名	氏 名	担 当	略 歴 等
理事長 (代表理事)	大 谷 学	宅配事業管掌 店舗事業管掌	現職2018年6月就任、全区区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事 石川県生活協同組合連合会副会長理事
常務理事 (代表理事)	吉 本 輝 芳	管理管掌 福祉事業管掌 共済事業管掌	現職2018年6月就任、全区区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事 石川県生活協同組合連合会監事 有限会社協同サービス石川代表取締役社長 株式会社ハートコープいしかわ代表取締役社長
常勤理事	堀 口 亮 一	企画管掌	現職2018年6月就任、全区区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合監事 石川県生活協同組合連合会専務理事 石川コープロジスティクス株式会社代表取締役社長
常任理事	南 出 美友紀		現職2014年6月就任、南加賀地域協議会区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事
常任理事	安 部 友 美		現職2016年6月就任、石川東地域協議会区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事 石川県生活協同組合連合会理事
常任理事	齋 藤 千 絵		現職2018年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	北 尾 美 帆		現職2016年6月就任、全区区
理 事	安 嶋 是 晴		現職2016年6月就任、全区区
理 事	上 野 貞 彦		現職2018年6月就任、全区区
理 事	玄 田 博 司		現職2018年6月就任、全区区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合常務理事
理 事 (員外理事)	西 和喜雄		現職2018年6月就任、全区区
理 事 (員外理事)	橋 本 政 人		現職2018年6月就任、全区区
理 事	本 山 直 美		現職2018年6月就任、全区区
理 事	若 狭 和夏子		現職2014年6月就任、能登地域協議会区
理 事	幽 経 華菜子		現職2016年6月就任、能登地域協議会区
理 事	吉 田 和 子		現職2018年6月就任、能登地域協議会区
理 事	瀧 能 由 枝		現職2016年6月就任、石川東地域協議会区
理 事	前 美 佳		現職2018年6月就任、石川東地域協議会区
理 事	丸 川 優		現職2018年6月就任、石川東地域協議会区
理 事	加 野 あけみ		現職2014年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	藤 田 美由紀		現職2014年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	加 賀 千鶴子		現職2018年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	前 田 由香里		現職2018年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	新 藤 ひろ美		現職2014年6月就任、南加賀地域協議会区
理 事	小 西 彰 子		現職2017年6月就任、南加賀地域協議会区
監 事	中 田 ますみ		現職2010年6月就任
監 事	上 野 美佐乃		現職2016年6月就任
監 事 (特定監事)	林 静 香		現職2016年6月就任
監 事	山 本 信 一		現職2017年6月就任
監 事	倉 大 八		現職2018年6月就任

4. 職員数及びその増減その他の職員の状況

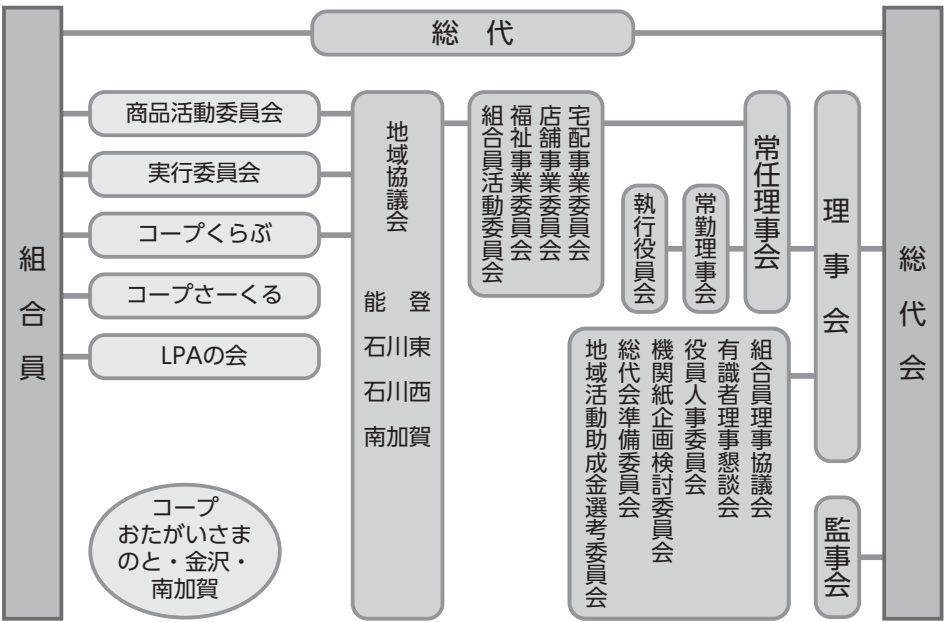
(1) 職員状況表

区 分	前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続年数
正規職員	247	253	41.6	14.7
定時職員				
総 数	362	358		
正 規 換 算 数	227.2	233.0		

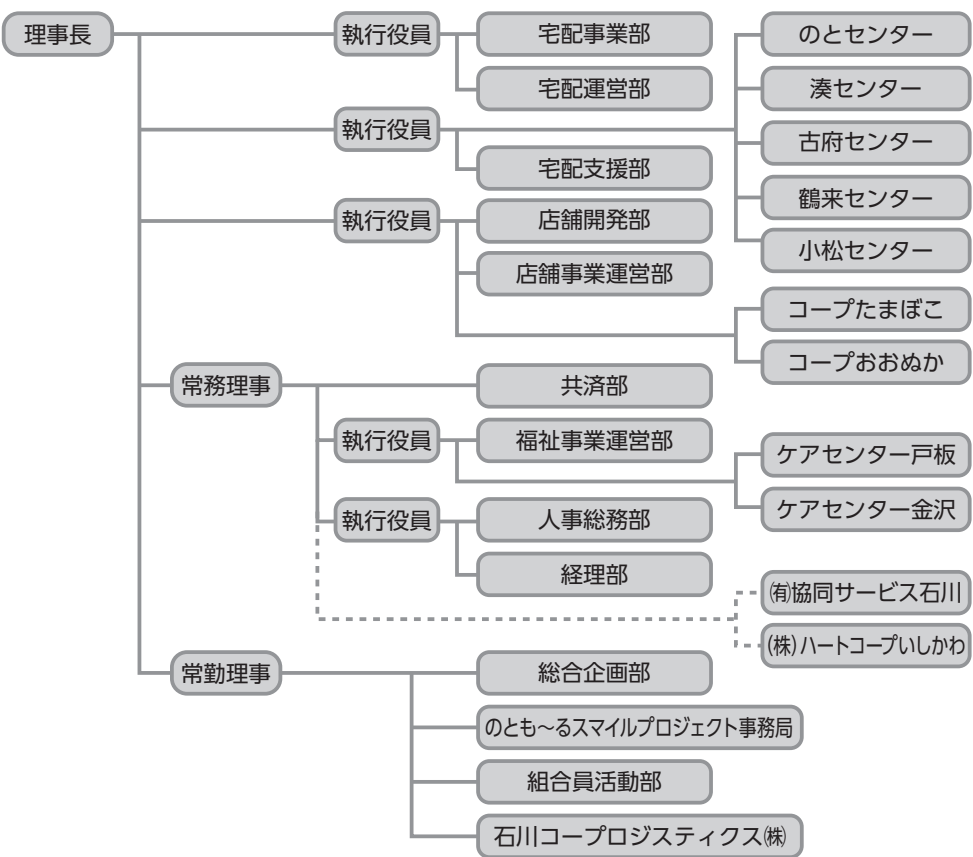
(注) 正規換算数は、定時職員の総労働時間を正規職員の所定労働時間で除した数です。

5. 業務の運営の組織に関する事項

(1) 運営組織



(2) 業務機構図



6. 施設の設置状況に関する事項

(1) 施設一覧表

施設名	区 分	所 在 地	土地 (㎡)	建 物		摘 要
				延べ 床面積 (㎡)	店舗売場 面積 (㎡)	
(1) 本部・物流センター 鶴来センター・エコセンター		白山市行町西1番地	(3,861) 13,328	5,793		
(2) 物流センター		白山市行町西1番地	(1,422) 6,981	3,141		
(3) 店舗						
	コープたまぼこ	金沢市玉鉾1丁目180番地	(2,125) 7,334	2,420	1,502	
	コープおおぬか	金沢市大額2丁目50番地	(7,476) 7,476	2,129	1,480	
	のと酒店	—	—	—		のとセンターに含む
	湊酒店	—	—	—		湊センターに含む
	古府酒店	—	—	—		古府センターに含む
	鶴来酒店	—	—	—		物流センターに含む
	小松酒店	—	—	—		小松センターに含む
(4) 宅配						
	のとセンター	七尾市東三階町マ32番3	3,836	1,325		
	のと北部センター	鳳珠郡穴水町字緑ヶ丘ろ11	(4,378) 4,378	(495) 495		
	湊センター	金沢市湊2丁目7番1	(1,721) 5,505	1,436		
	古府センター	金沢市古府2丁目189番地	(3,501) 3,501	(1,581) 1,581		
	鶴来センター	—	—	—		本部・物流センターに含む
	小松センター	小松市矢崎町丙15番1	(1,124) 6,101	3,654		
(5) 福祉						
	ケアセンター金沢	金沢市入江2丁目384番地	(795) 795	267		
	ケアセンター戸板	金沢市戸板2丁目73番地	(1,262) 1,262	846		
(6) 加賀組合員センター		加賀市上河崎町288番地	983	263		
(7) コーブランド袖ヶ江		七尾市相生町59番1	(50) 50	(50) 50		別途駐車場2台分有り
(8) 賃貸資産						
	旧東部配送センター	金沢市大桑町中尾山22-23	1,528	361		賃貸物件

(注1) 少数点未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) () 内は賃借面積であり、内数です。

7. 子法人等及び関連法人等に関する事項

(1) 子法人等及び関連法人等の概要

区 分	子法人等	子法人等	子法人等
会 社 名	石川コープロジスティクス株式会社	株式会社ハートコープいしかわ	有限会社協同サービス石川
代 表 者 名	堀口 亮一	吉本 輝芳	吉本 輝芳
設 立 年 月 日	2002年6月1日	2016年7月21日	1994年9月12日
事 業 内 容	生協で取り扱う商品の仕分け作業、及び物流企画管理業務、農産物等を供給する事業	組合員から回収した商品カタログ等の加工業務、及び生協で取り扱う農産物の点検・袋詰め作業、蓄冷剤の洗浄業務	損害保険代理店業、及び生命保険の募集に関する業務
設 立 の 理 由	広域の物流業務を展開し、高いサービスレベルでの物流を実現するため	障がい者の雇用促進と就労支援をすすめる、地域貢献を果たすため	生協では取り扱いできない保険商品を組合員及び役職員に提供するため
資本金	20,000千円	25,000千円	3,000千円
生協の出資額	20,000千円	25,000千円	3,000千円
株式(出資)の状況	発行済株式(出資)の総数 生協の持株(出資)数 生協の持株(出資)比率(%)	400株 400株 100%	500株 500株 100%
決 算 月 日	3月31日	3月31日	3月31日
主たる事業所(事務所)の所在地	石川県白山市行町	石川県白山市行町	石川県白山市行町
株 主 (出 資 者) 名	生活協同組合コープいしかわ (100%)	生活協同組合コープいしかわ (100%)	生活協同組合コープいしかわ (100%)
当生協の関係役員	代表取締役社長 堀口 亮一 非常勤 無給 専務取締役 宮尾 真一 常 勤 有給(注1) 取締役 本川 克久 非常勤 無給 取締役 荒井 昌亨 非常勤 無給 取締役 三宅 知江 非常勤 無給 監査役 中橋 昭二 非常勤 無給	代表取締役社長 吉本 輝芳 非常勤 無給 取締役 横倉外志生 常 勤 有給(注2) 取締役 小間井 剛 非常勤 無給 監査役 三宅 知江 非常勤 無給	代表取締役社長 吉本 輝芳 非常勤 無給 取締役 中橋 昭二 常 勤 有給(注3) 監査役 田嶋 仁史 非常勤 無給

(注1) 役員報酬は石川コープロジスティクス株式会社から支払われており、当生協の支払いはありません。

(注2) 役員報酬は株式会社ハートコープいしかわから支払われており、当生協の支払いはありません。

(注3) 役員報酬は有限会社協同サービス石川から支払われており、当生協の支払いはありません。

(2) 子法人等及び関連法人等の決算概況

(単位：円)

資産・負債・純資産の状況				
区 分	子法人等	子法人等	子法人等	
会 社 名	石川コープロジスティクス株式会社	株式会社ハートコープいしかわ	有限会社協同サービス石川	
科 目 \ 期	第18期 (2020年3月31日現在)	第4期 (2020年3月31日現在)	第27期 (2020年3月31日現在)	
資産の部	流動資産 150,295,833	43,480,157	9,993,514	
	固定資産 30,000	0	74,984	
	資産合計 150,325,833	43,480,157	10,068,498	
負債の部	流動負債 89,470,399	8,760,173	2,856,954	
	固定負債 6,608,886	210,000	0	
	負債合計 96,079,285	8,970,173	2,856,954	
純 資 産 部	資 本 金 20,000,000	25,000,000	3,000,000	
	剰 余 金 34,246,548	9,509,984	4,211,544	
	純資産合計 54,246,548	34,509,984	7,211,544	
負債及び純資産合計	150,325,833	43,480,157	10,068,498	
損益の状況				
科 目 \ 期	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日	
売 上 高	524,424,735	35,163,662	15,847,934	
売 上 総 利 益	516,412,986	35,163,662	15,847,934	
営 業 利 益	△ 20,804,912	540,282	1,751,721	
経 常 利 益	4,489,138	19,211,524	1,751,721	
当 期 純 利 益	3,512,838	15,628,824	1,398,621	
株主資本等変動計算書				
株主資本	当期首残高 50,733,710	18,881,160	5,812,923	
(純資産合計)	当期変動額 3,512,838	15,628,824	1,398,621	
	当期末残高 54,246,548	34,509,984	7,211,544	

8. 事業連合の状況に関する事項

(1) 事業連合の概要

連 合 会 名	生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合				
設 立 年 月 日	1996年9月9日				
事 業 内 容	食品、家庭用品、衣料品等を会員生協に供給する事業、会員生協の電算処理業務及び物流業務を受託する事業				
設 立 の 理 由	共同仕入によって会員生協の仕入原価と経費を削減するため、及びシステム・物流その他の本部業務の一部共同化による経費削減のため				
出 資 金 及 び 総 口 数	出資金	298,000千円	総口数	298口	
生 協 の 出 資 額 及 び 口 数	出資金	125,000千円	総口数	125口	
生 協 の 議 決 権	議決権割合 37.1 %				
決 算 月 日	2020年3月31日				
出 資 生 協	福井県民生活協同組合	109口			
	生活協同組合コープいしかわ	125口			
	富山県生活協同組合	64口			
当生協の関係役員	常務理事	玄 田 博 司	常勤	有給	
	理事	大 谷 学	非常勤	無給	
	理事	吉 本 輝 芳	非常勤	無給	
	理事	南 出 美友紀	非常勤	無給	
	理事	安 部 友 美	非常勤	無給	
	監事	堀 口 亮 一	非常勤	無給	

(2) 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況				
法 人 名			生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	
科 目 \ 決 算 期		2020年3月31日 第25期		
資 産 の 部	流 動 資 産	4,223,427		
	固 定 資 産	315,656		
	資 産 合 計	4,539,084		
負 債 の 部	流 動 負 債	4,001,428		
	固 定 負 債	127,799		
	負 債 合 計	4,129,227		
純 資 産 の 部	出 資 金	298,000		
	剰 余 金	111,856		
	評価・換算差額等			
	純 資 産 合 計	409,856		
負 債 及 び 純 資 産 合 計		4,539,084		
損 益 の 状 況				
科 目 \ 決 算 期 間		2019年4月1日～2020年3月31日		
事 業 高		22,848,061		
供 給 剰 余 金		462,092		
事 業 総 剰 余 金		1,796,639		
事 業 剰 余 金		72,118		
経 常 剰 余 金		7,000		
当 期 剰 余 金		5,981		
当 期 未 処 分 剰 余 金		6,963		

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(3) 事業連合との取引等の状況

(単位：千円)

取 引 の 内 容	商品仕入
取 引 高	9,094,226
総 仕 入 高 対 取 引 高 率 (%)	74.3%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

9.その他、組合の運営組織の状況に関する重要事項

(1) コープいしかわ内部統制基本方針

コープいしかわでは、組合員の生協経営に対する信頼を高め、協同組合の基本的価値と基本理念を実現するために、内部統制の取り組みの必要性を認識し、整備を行なっています。

2009年度第9回理事会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」及び「内部統制システム基本規程」を決議し、2010年度に本格的な運用をスタートしました。2014年度は、第11回理事会において取り組みの振り返りを行ない、アクションプランを見直しました。

2015年度より、内部統制の更なる運用面での強化を目的に、総合マネジメントシステムの運用を開始しました。2016年度は総合マネジメント監査と内部監査を統合し、監査の統一化（業務監査と内部監査の重複の削減）による監査効率の向上と、監査員のスキルアップ（監査基準の目線合わせによる監査のバラつき解消）による監査レベルの安定を図りました。2019年度は、監査員の監査スキルを標準化するため、監査項目ごとに具体的な実例や客観的証拠を抽出する入力例を提示しました。

【内部統制システム構築に関する基本方針 抜粋】

生活協同組合コープいしかわは、協同組合の基本的価値と基本理念「わたしたちは、ひとと自然を大切にし、人間らしい豊かな暮らしと持続可能な社会を、協同して創ります」を実現するために、健全な経営と事業運営、適正な組織運営を通して、組合員の暮らしへの貢献と社会的責任経営を推し進めます。

コープいしかわは、より公正で透明性の高い事業経営を推進するため、適正な内部統制を構築することが理事会の重要な責務であると認識し、以下の通り内部統制システム構築に関する基本方針を定め、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の順守」「資産の保全」の4つの目的が達成される体制を整備します。また、子会社等グループ組織を含めた組織全体に周知すると共に、内部統制システムとして運用し、維持、向上に努めます。

制定日 2010年2月25日
生活協同組合コープいしかわ

2019年度の「基本方針」にかかわる具体的な取り組みは以下の通りです。

1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款等を順守するために行動基準・コンプライアンスマニュアルを定め、事業経営活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図っています。
- ・コンプライアンスマニュアルに定めたマネジメント体制を継続的に推進し、コンプライアンスに関する情報の共有化、推進、啓発に努めました。
- ・ヘルプラインを設置し、組織全体に周知徹底していくことで、法令上疑義のある行為等についての情報の確保に努めました。
- ・内部統制システムを有効に機能させるため、点検・評価を行い、改善を図っています。
- ・組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するために、監事による監査の他、監査法人による公認会計士監査を受けました。

□主な取り組み

- ・コンプライアンスマニュアルにもとづき、全職員教育を毎年継続して実施しています。
- ・「年次有給休暇取得」の義務化対応では5日以上取得できるよう進捗管理をスタートさせました。
- ・「コンプライアンス管理表」を第15版に改訂しました。部署に関係する手順や法令の調査、及び一覧表については継続して作成、運用しています。

2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・理事会、その他重要な会議の意思決定に係る議案、議事録及び重要な決裁に係る書類の保管及び管理については、理事会規則、常任理事会規則、常勤理事会規則、文書管理規程等の各種規則、規程に基づき適切に保存、管理しています。
- ・生協法及び生協法施行規則に基づき、財務報告の適正な表示と報告を行っています。
- ・重要な機密情報の取扱いは、文書管理規程の定めに従って保存、管理しています。また、保有する情報の開示及び個人情報の保護に関する管理は、情報開示規則、個人情報保護基本規程に基づいて行っています。

□主な取り組み

- ・「個人情報保護基本規程」「個人情報保護に関する教育基準」に基づく運用をし、「個人情報管理台帳」の年1回以上の見直しを22部署中22部署の全てで更新されました。
- ・全職員に等しく付与されているパソコンの使用権限の課題解決に向けて、対応策の具体化に向けた準備をすすめました。

3) 損失の危機の管理に関する規程、その他（マニュアル等）の体制

- ・リスク管理の実効性を高めるため危機管理全体マニュアルを定め、組織全体のリスク管理と各部署でのリスク管理の徹底を図っています。

- ・定期的に業務に係るリスクの抽出および評価を実施し、リスクの予防や回避、低減手段の構築などリスク管理を行っています。
- ・危機管理全体マニュアルに基づき、緊急事態発生時の通報手順及び責任体制など、有事の対応を迅速かつ適切に行なう体制を構築しています。

□主な取り組み

- ・リスク評価をもとに、特に重要と考えられる13項目を「重点リスク」として、監視、低減対策を実施しました。
- ・「災害時における支援協力に関する協定」は、県内全ての自治体と締結し、石川県を含め4自治体の総合防災訓練へ参加しました。
- ・初動対応手順書による訓練は、マニュアルの読み合わせを中心に各事業所・部署で実施され11部署全てで実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を受けて、1月29日に緊急対策本部を設置し、「新型インフルエンザ危機管理マニュアル」、「事業継続計画」に沿って事業と活動に取り組みました。

4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・総代会で承認された事業方針、予算に基づいて、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例理事会を月次で開催しています。
- ・日常の業務執行の効率性向上と迅速な業務執行を行うため執行役員会を週次で開催し、業務執行に関する基本事項、重要事項に係る意思決定を行っています。
- ・職務権限規程、決裁規程及び各部署の職務分掌等により、常勤役員及び職員の業務分担と職務権限を明確にし、効率的かつ適正な業務執行を行っています。
- ・業務の特性に応じた組織のスリム化や業務の簡素化に関する施策、並びに情報技術の適切な活用等を通じて業務の効率化を推進しています。

□主な取り組み

- ・適正な業務執行を目的として、「夕食宅配職員就業規則の一部改訂」、「ホームヘルパー職員就業規則の一部改訂」、「育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程の一部改訂」、「パートタイム・有期雇用労働法施行に伴う諸規程の改定」などを行いました。

5) 子法人等における業務の適正を確保するための体制

- ・子法人の設立、解散、出資、所有株式の譲渡、その他子法人等に対する重要な方針及び事項は理事会に諮り決定しています。
- ・「子法人等管理規程」に基づき、子法人等の年度予算計画、株主総会付議事項、投資、融資、債務保証等の重要な経営事項について事前協議を行いました。

□主な取り組み

- ・子法人等の監査は、監事による監査、内部監査を含めて対象とし実施しました。

6) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ・監事は監事監査規則に基づき、監事会を組織し特定監事を選任しています。
- ・監事会には監事会事務局として職員を配置し、監事の監査業務を補佐し監事との連携に努めました。
- ・監事は、監事会事務局に必要な事項についての業務の指揮、命令をすることができ、その人事に関する事項は、代表理事と監事が協議を行い決定しています。
- ・監事は理事会に出席し、必要があると思われるときは意見を述べる義務があり、その他重要な会議に出席し、必要と思われる場合は意見を述べています。また、代表理事は監事からの求めに応じてその業務の執行を監事会に報告しています。

□主な取り組み

- ・監事会では、公認会計士監査報告会において意見交換や代表理事含む常勤理事との懇談会を開催し、経営をめぐる状況等の情報交換等が行なわれています。
- ・監事会より、組合員に寄り添った監査活動を行うこと目的に組合員理事や組合員が参加する機関会議への参加が行われています。

上記2019年度の評価と2020年度の取り組みについて、2019年度第10回理事会、第11回監事会において報告し、当生活協同組合における内部統制は有効であると判断しています。

その他、財務報告にかかわる内部統制の有効性の評価に、重大な影響を及ぼす後発事象等や特筆事項はありません。

事業報告書の附属明細書

I 役員報酬等の状況

1. 役員報酬等明細

(単位：円)

区 分	定款上の定員 (人)	支給人員 (人)	支 給 額	総代会議決報酬限度額
理 事	25人以上30人以内	25人	46,890,000	51,000,000
監 事	3人以上 6人以内	5人	2,400,000	2,400,000
合 計		30人	49,290,000	53,400,000

2. 役員退職慰労金明細

該当する事項はありません。

II 役員の他の法人等の業務執行者兼務状況

1. 役員の兼務の明細

区 分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏 名	兼務先名	兼務先での役職名
理 事 長	常 勤	有	大 谷 学	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会	理 事 副会長理事
常 務 理 事	常 勤	有	吉 本 輝 芳	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会 有限会社協同サービス石川 株式会社ハートコープいしかわ	理 事 監 事 代表取締役社長 代表取締役社長
常 勤 理 事	常 勤	無	堀 口 亮 一	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会 石川コープロジスティクス株式会社	監 事 専 務 理 事 代表取締役社長
常 任 理 事	非常勤	無	南 出 美友紀	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	理 事
常 任 理 事	非常勤	無	安 部 友 美	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会	理 事 理 事
理 事	非常勤	無	玄 田 博 司	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	常 務 理 事

III 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

1. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

役職名	氏 名	取引の内容及び金額	摘 要
理 事 長	大 谷 学	関連当事者との取引に関する注記に記載しています	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合
常務理事	吉 本 輝 芳		石川コープロジスティクス株式会社
常勤理事	堀 口 亮 一		有限会社協同サービス石川
			株式会社ハートコープいしかわ

IV その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当する事項はありません。

決算関係書類

貸借対照表

生活協同組合コープいしかわ

(2020年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		科 目	金 額
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産		8,051,799,014	流動負債	3,172,030,494
現金預金		6,826,106,082	買掛金	1,704,151,724
供給未収金		765,932,878	短期リース債務	55,452,012
商品		61,146,860	未払金	2,134,300
未収金		322,832,900	未払法人税等	65,419,400
その他		78,208,294	未払消費税等	30,504,500
貸倒引当金		△ 2,428,000	未払費用	320,228,071
固定資産		3,612,606,060	預り金	738,931,752
有形固定資産		2,769,314,735	賞与引当金	85,763,300
建物	2,067,684,179		ポイント引当金	169,445,435
減価償却累計額	△ 1,357,172,030	710,512,149	固定負債	270,106,757
建物附属設備	890,121,807		長期リース債務	106,573,260
減価償却累計額	△ 692,464,178	197,657,629	資産除去債務	47,294,249
構築物	317,802,482		退職給付引当金	87,438,262
減価償却累計額	△ 285,623,410	32,179,072	役員退職慰労引当金	18,830,000
機械装置	480,092,485		その他	9,970,986
減価償却累計額	△ 385,920,843	94,171,642		
車両運搬具	17,357,000		負債合計	3,442,137,251
減価償却累計額	△ 16,533,037	823,963		
器具備品	259,131,689		(純資産の部)	
減価償却累計額	△ 225,792,138	33,339,551	組合員資本	8,222,267,823
リース資産	260,689,900		出資金	6,288,095,000
減価償却累計額	△ 111,022,200	149,667,700	剰余金	1,934,172,823
土地		1,550,963,029	法定準備金	1,322,000,000
無形固定資産		141,675,091	店舗建設積立金	210,000,000
借地権		49,623,177	配送センター建設積立金	120,000,000
ソフトウェア		84,866,990	資産再評価積立金	57,100,000
その他		7,184,924	買物困難者支援積立金	10,000,000
その他固定資産		701,616,234	被災地支援積立金	400,000
関係団体等出資金		266,892,000	災害時対応積立金	15,000,000
関係団体出資金		218,892,000	20周年記念企画積立金	10,000,000
子会社等株式		48,000,000		
長期保有有価証券		392,000		
長期前払費用		176,058,750	当期末処分剰余金	189,672,823
差入保証金		101,436,064	(うち当期剰余金)	(85,271,142)
保険積立金		23,050,834		
繰延税金資産		133,786,586		
			純資産合計	8,222,267,823
資産合計		11,664,405,074	負債・純資産合計	11,664,405,074

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

科 目	摘 要	科 目	摘 要
流動資産	1年以内に現金にかえることができる財産	流動負債	1年以内に支払の期日がくる負債
現金預金	手元にある現金と金融機関に預け入れてある預金	買掛金	支払の期日の到来していない商品仕入代金
供給未収金	宅配事業等で口座振替期日が到来していない供給代金等	短期リース債務	2008年4月以降の重要なリース契約額の内1年以内に支払期限が到来する額
商品	供給する目的で仕入れた商品の棚卸高	未払金	金沢市事業所税の未払い額
未収金	自振商品代金の金融機関からの未入金分等	未払法人税等	2019年度分として納める予定の法人税等
その他	立替金・仮払金・前払費用等	未払消費税等	2019年度分として納める予定の消費税等
貸倒引当金	貸倒れが生じた場合のために引き当てた額	未払費用	支払の期日の到来していない諸経費
固定資産	1年以内では現金にかわりにくい財産	預り金	役職員の社会保険料や1口の金額に満たない増資額
有形固定資産	形のある固定資産	賞与引当金	来期の職員の賞与支給のための今年度負担相当額
建物	各事業所の取得価額	ポイント引当金	宅配・店舗で実施のポイントの未使用残高相当を引き当てた額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	固定負債	1年以内には支払の期日のこない負債
建物附属設備	各事業所の建物附属設備の取得価額	長期リース債務	2008年4月以降の重要なリース契約額の内1年を超えて支払期限が到来する額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	資産除去債務	有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される義務及びそれに準ずる相当額
構築物	灯油地下タンク・駐車場等の建物とは別になっている設備の取得価額	退職給付引当金	正規・定時職員等の退職金の支給に備えるために引き当てた額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	役員退職慰労引当金	役員の退職金の支給に備えるために引き当てた額
機械装置	冷蔵庫・冷凍庫等の取得価額	その他	テナントから預かっている保証金等
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額		
車両運搬具	移動店舗販売車等の取得価額		
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額		
器具備品	店舗のショーケースや事務用備品等の取得価額	組合員資本	出資金と剰余金の合計
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	出資金	組合員出資金の総額
リース資産	2008年4月以降の重要なリース契約資産額	剰余金	事業経営によって発生した剰余金とその積立額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	法定準備金	生協法の定めにより積み立てた額
土地	各事業所の土地の取得価額	店舗建設積立金	店舗建設等の費用の準備として積み立てた額
無形固定資産	形のない固定資産	配送センター建設積立金	配送センター建設のために積み立てた額
借地権	借地契約にあたり支出した手数料他	資産再評価積立金	減損会計による減損損失の計上時への準備のために積み立てた額
ソフトウェア	コンピュータソフトの費用	買物困難者支援積立金	買物困難者支援事業のために積み立てた額
その他	電話加入権・水道施設利用権	被災地支援積立金	地震等の被災地を支援する目的として積み立てた額
その他固定資産	上記以外の固定資産	災害時対応積立金	災害時の対応に備えるために積み立てた額
関係団体等出資金	関係団体出資金と子会社等株式の合計	20周年記念企画積立金	20周年記念事業の費用の準備として積み立てた額
関係団体出資金	コープ北陸事業連合・日本生協連・コープ共済連等へ出資している金額		
子会社等株式	石川コープロジスティクス株式会社、有限会社協同サービス石川、株式会社ハートコープいしかわへ出資している株式の金額		
長期保有有価証券	株式会社石川県酒業会館株式の金額		
長期前払費用	コープおおぬか出店用地の前払家賃等の額		
差入保証金	店舗等を賃借するために差し入れてある保証金他		
保険積立金	役員の保険積立金	当期末処分剰余金	2019年度の剰余金処分の対象となる剰余金
繰延税金資産	税効果会計における将来減算一時差異等に対して将来回収が見込まれる額	(うち当期剰余金)	2019年度の事業経営活動で発生した剰余金

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

損益計算書

生活協同組合コープいしかわ

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
供給事業		
供給高		16,427,670,246
供給原価		
期首商品棚卸高	74,151,657	
仕入高	12,242,802,959	
合計	12,316,954,616	
期末商品棚卸高	61,146,860	
供給剰余金		12,255,807,756
		4,171,862,490
福祉事業		
福祉事業収入		158,975,821
福祉事業費用		172,384,947
福祉損失金		13,409,126
その他事業収入		
配達手数料収入	87,306,303	
共済受託収入	202,362,163	
その他受取手数料	537,992,864	
その他事業収入計		827,661,330
事業総剰余金		4,986,114,694
事業経費		
人件費	1,874,924,413	
物件費	2,945,536,429	
事業剰余金		4,820,460,842
		165,653,852
事業外収益		
受取利息	940,881	
受取配当金	1,397,230	
受取家賃	17,219,481	
雑収入	38,338,652	
事業外費用		57,896,244
雑損失	5,005,988	
経常剰余金		5,005,988
		218,544,108
特別損失		
固定資産除却損	186,220	
減損損失	92,962,822	
		93,149,042
税引前当期剰余金		125,395,066
法人税等	67,006,639	
法人税等調整額	△ 26,882,715	
当期剰余金		40,123,924
当期首繰越剰余金		85,271,142
食の安全積立金取崩額		9,231,681
被災地支援積立金取崩額		770,000
地域活動助成積立金取崩額		500,000
資産再評価積立金取崩額		1,000,000
		92,900,000
当期末処分剰余金		189,672,823

科 目	摘 要
供給事業	
供給高	宅配事業や店舗事業での組合員の1年間の利用高
供給原価	
期首商品棚卸高	2019年度開始時点(2019年4月1日)の商品在庫高
仕入高	1年間の商品の仕入高
合計	
期末商品棚卸高	2020年3月31日時点の商品在庫高
供給剰余金	1年間の供給事業から発生した剰余金
福祉事業	
福祉事業収入	福祉事業の介護報酬や利用者負担分等の収入
福祉事業費用	福祉事業のヘルパーの報酬等や施設経費の費用
福祉損失金	1年間の福祉事業から発生した損失金
その他事業収入	
配達手数料収入	宅配料
共済受託収入	CO・OP共済等の受取手数料
その他受取手数料	提携生協の物流受託手数料等の事業収入
その他事業収入計	
事業総剰余金	1年間の事業から発生した総剰余金
事業経費	
人件費	諸経費明細書参照
物件費	諸経費明細書参照
事業剰余金	事業総剰余金から事業経費を控除した剰余金
事業外収益	通常の事業活動以外の諸収益
受取利息	定期預金等の利息
受取配当金	日本生協連等からの出資金に対する配当金
受取家賃	生協の施設の賃貸による家賃収入
雑収入	上記以外の収入
事業外費用	通常の事業活動以外の諸費用
雑損失	事業外の損失
経常剰余金	1年間の経営活動により発生した剰余金
特別損失	
固定資産除却損	老朽化した固定資産の廃棄に伴う廃棄額等
減損損失	固定資産の減損損失の当期計上額
税引前当期剰余金	法人税等の税金を計上する前の当期剰余金
法人税等	法人税・事業税・地方法人特別税・県民税・市民税等2019年度の事業に対する税金
法人税等調整額	税効果会計による法人税等の調整額
当期剰余金	2019年度の事業経営活動で発生した剰余金
当期首繰越剰余金	2018年度から繰り越した剰余金
食の安全積立金取崩額	食の安全活動に係わる費用分の取崩額
被災地支援積立金取崩額	地震等の被災地支援支出に係わる取崩額
地域活動助成積立金取崩額	地域活動助成金支出に係わる取崩額
資産再評価積立金取崩額	減損損失処理に係わる取崩額
当期末処分剰余金	2019年度の剰余金処分の対象となる剰余金

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社等株式…移動平均法による原価法

その他有価証券…時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法。時価のないものは移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

宅 配 …全商品

店 舗 …日配（卵除く）、食品、酒、衣住関連、ギフト

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

店 舗 …農産、水産、畜産、日配（卵）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産（リース資産を除く）は定率法によります。（但し1998年4月1日以後に取得した建物、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備・構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	7年～47年
建物附属設備	8年～18年
構築物	10年～40年
機械装置	7年～14年
器具備品	5年～20年

- 2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 3) 無形固定資産は定額法によります。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）に基づく定額法によります。
- 4) 長期前払費用は定額法によります。

(4) 引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- 2) 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌期における支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

- 3) ポイント引当金

宅配および店舗において組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

- 4) 退職給付引当金

正規職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額をもとに計算した金額を退職給付引当金として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しています。

定時・メイト・キャリア職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。

- 5) 役員退職慰労引当金

常勤理事に対する退職慰労金の支給に備えて、「常勤理事退職金規程」に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生年度の期間費用としています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務等

- 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合の借入（北陸銀行）に対し、債務保証を行っています。
（保証債務極度額 234,780,000円 期末保証債務残高 なし）
- 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合の共同仕入事業での日本生活協同組合連合会への商品仕入債務 785,508,794円については、同事業連合に加盟している各生協が連帯して保証しています。

(2) 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権及び金銭債務

【子法人等】

(単位：円)

会社名	短 期	
	金銭債権	金銭債務
石川コープロジスティクス株式会社	11,053,865	44,428,378
株式会社ハートコープいしかわ	2,061,862	2,890,668
有限会社協同サービス石川	750,464	0

【関連法人等】

(単位：円)

事業連合名	短 期	
	金銭債権	金銭債務
生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合	74,826,989	1,350,860,467

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子法人等及び関連法人等に対する取引高は、以下の通りです。

【子法人等】

(単位：円)

会社名	物流業務委託料等	受取家賃等
石川コープロジスティクス株式会社	482,749,715	8,906,060
株式会社ハートコープいしかわ	29,342,070	1,020,000
有限会社協同サービス石川		1,632,445

【関連法人等】

(単位：円)

事業連合名	仕入高等	受取手数料等
生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合	10,121,104,758	487,425,099

(2) 特別損失

- 固定資産除却損の内容は、以下の通りです。

生ごみ処理機	186,217円
その他	3円
合計	186,220円

- 減損損失の内容は、以下の通りです。

コープたまぼこ建物	89,293,560円
コープたまぼこ建物附属設備	3,669,262円
合計	92,962,822円

当生協は、キャッシュ・フローを生み出す最少単位として事業所を基本単位としてグルーピングしています。事業活動から生じる損益が継続してマイナスである事業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、回収可能価額は、正味売却価額で測定しています。正味売却価額は、不動産鑑定評価額を基礎として評価しています。

(3) 法人税等には、法人税、事業税、地方法人特別税、県民税、市民税が含まれています。

(4) 当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金9,000,000円が含まれています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

店舗及び宅配、福祉事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達することとします。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達することとしております。投機的な取引は、生協法施行規則第198条に基づき行いません。

2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

資金運用にかかるリスクは「経理規程」に則って運用しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額とほぼ等しいもの(現金預金、供給未収金及び買掛金)及び時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き該当するものはないため表示していません。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、正規職員は確定給付企業年金制度(積立式制度)を採用しています。なお、定時・メイト・キャリア職員は退職一時金制度(非積立式制度)を採用しています。この他に正規職員は日生協企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。

(2) 正規職員の企業年金制度の退職給付債務等の内容

1) 退職給付債務の期首の残高と期末算高の調整表

期首における退職給付債務	742,851,530円
①勤務費用	30,189,400円
②利息費用	6,685,664円
③数理計算上の差異の当期発生額	△2,841,964円
④退職給付の支払額	△27,544,621円
期末における退職給付債務	749,340,009円

2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	664,574,526円
①期待運用収益	9,968,618円
②数理計算上の差異の当期発生額	△4,364,760円
③事業主からの拠出額	32,197,984円
④退職給付の支払額	△27,544,621円
期末における年金資産	674,831,747円

3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

①積立式制度の退職給付債務	749,340,009円
②年金資産	△674,831,747円
	74,508,262円
③貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74,508,262円
④退職給付引当金	74,508,262円

4) 退職給付に関連する損益

①勤務費用	30,189,400円
②利息費用	6,685,664円
③期待運用収益	△9,968,618円
④数理計算上の差異の当期の費用処理額	1,522,796円
⑤確定給付制度に係る退職給付費用	28,429,242円

5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成

する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表している。)

①割引率	0.9%
②長期期待運用収益率	1.5%

(3) 定時・メイト・キャリア職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
①退職給付引当金の期首残高	12,630,000円
②退職給付費用	1,670,000円
③退職給付の支払額	<u>△1,370,000円</u>
④退職給付引当金の期末残高	12,930,000円
2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
①非積立型制度の退職給付債務	<u>12,930,000円</u>
②貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>12,930,000円</u>
③退職給付引当金	12,930,000円
3) 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	1,670,000円

(4) 企業年金基金制度に関する注記

日生協企業年金基金の積立状況および当生協の掛金拠出割合は下記の通りです。

1) 制度全体の積立状況に関する事項 (2019年3月末現在)	
年金資産額	41,574,415,759円 (A)
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	<u>33,726,183,000円 (B)</u>
差引額 (A) - (B)	7,848,232,759円
2) 制度全体に占める当生協の掛金拠出割合	0.66%
3) 補足説明	
制度全体における不足金及び過去勤務債務残高はありません。	

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1) 繰延税金資産	
賞与引当金	26,981,670円
ポイント引当金	46,885,552円
未払事業税	3,601,454円
未払事業所税	590,561円
退職給付引当金	24,194,167円
役員退職慰労引当金	5,210,261円
土地	62,951,884円
減損による減価償却超過額	29,079,888円
資産除去債務	<u>13,086,319円</u>
小計	212,581,756円
評価性引当額	<u>△69,626,072円</u>
繰延税金資産合計	142,955,684円
2) 繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	<u>9,169,098円</u>
繰延税金負債合計	9,169,098円
繰延税金資産の純額	133,786,586円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある場合のその差異原因となった

主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.67%
(調整)	
渉外費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.14%
住民税均等割	6.17%
その他	△1.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.00%

7. 賃貸等不動産に関する注記

当生協では、金沢市内において将来の使用が見込まれていない土地・建物等を保有しております。それらの施設を外部に貸し出しすることで、資産の有効活用を図っています。

当期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、631,939円です。

(単位：円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
45,063,208	△ 380,626	44,682,582	22,411,496

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額の内、減少額は減価償却費によるものです。

注3) 当期末時価は、主として「固定資産税評価額」を基礎として算定した金額です。

8. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

店舗や配送センター、ケアセンター等の一部は、不動産賃貸借契約及び定期借地権契約を締結しており、賃貸借期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は定期借地権契約締結の固定資産は契約期間、その他は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は1.44%から2.14% (20年から50年) を採用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

当期における資産除去債務の残高は、次の通りです。

期首残高	46,603,375円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 円
時の経過による調整額	690,874円
資産除去債務の履行による減少額	— 円
期末残高	47,294,249円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リースの内、解約不能なものに係る未経過リース料

1年以内	65,240,748円
1年超	1,023,185,824円
合計	1,088,426,572円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社

種類	子法人等	子法人等	子法人等
法人などの名称	石川コープロジ ティクス株式会社	株式会社ハート コープいしかわ	有限会社協同 サービス石川
所在地	白山市行町	白山市行町	白山市行町
資本金又は出資金	20,000千円	25,000千円	3,000千円
事業の内容	生協で取り扱う商品の仕分け作業、及び物流企画管理業務、農産物等を供給する事業	組合員から回収した商品カタログ等の加工業務、及び生協で取り扱う農産物の点検・袋詰め作業、蓄冷剤の洗浄業務	損害保険代理店業、及び生命保険の募集に関する業務
議決権等の所有割合	100 %	100 %	100 %
関連当事者との関係	1、当生協の委託先 2、役員の兼任1名	1、当生協の委託先 2、役員の兼任1名	1、当生協の委託先 2、役員の兼任1名
取引の内容	項 目	金額 (単位: 円)	金額 (単位: 円)
	経常収益	8,906,060	1,020,000
	仕 入 高	10,643,555	0
	経 費	472,106,160	29,342,070
	合 計	491,655,775	30,362,070
債 権	未 収 金	11,053,865	2,061,862
	合 計	11,053,865	2,061,862
債 務	未払費用	43,879,424	2,890,668
	買 掛 金	524,124	0
	預 り 金	24,830	0
	合 計	44,428,378	2,890,668

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

業務の委託については、市場の実勢価格を勘案して決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれています。

(2) 組合

種類		生活協同組合連合会
法人などの名称		生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合
所在地		金沢市間明町
資本金又は出資金		298,000千円
事業の内容		食品、家庭用品、衣料品等を会員生協に供給する事業、会員生協の電算処理業務及び物流業務を受託する事業
議決権等の所有割合		37.1 %
関連当事者との関係		1、当生協の仕入先 2、役員の兼任6名
取引の内容	項 目	金額 (単位：円)
	経常収益	487,425,099
	仕 入 高	9,094,226,324
	経 費	1,026,878,434
	合 計	10,608,529,857
債 権	未 収 金	74,826,989
	合 計	74,826,989
債 務	買 掛 金	1,251,331,666
	未払費用	99,330,801
	預 り 金	198,000
	保証債務	785,508,794
	合 計	2,136,369,261

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、当生協のほか2生協でコープ北陸事業連合を設立し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれています。

(3) 役員及びその近親者

これに該当する取引はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

決算関係書類の附属明細書

I 組合員資本の明細

1. 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出 資 金		6,082,845,000	779,040,000	573,790,000	6,288,095,000
法 定 準 備 金		1,275,000,000	47,000,000	0	1,322,000,000
任意積立金	店 舗 建 設 積 立 金	190,000,000	20,000,000	0	210,000,000
	配送センター建設積立金	100,000,000	20,000,000	0	120,000,000
	資 産 再 評 価 積 立 金	120,000,000	30,000,000	92,900,000	57,100,000
	災 害 時 対 応 積 立 金	13,000,000	2,000,000	0	15,000,000
	買物困難者支援積立金	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
	20周年記念企画積立金	0	10,000,000	0	10,000,000
	被 災 地 支 援 積 立 金	900,000	0	500,000	400,000
	食 の 安 全 積 立 金	770,000	0	770,000	0
	地 域 活 動 助 成 積 立 金	0	1,000,000	1,000,000	0
当 期 末 処 分 剰 余 金		184,231,681	180,441,142	175,000,000	189,672,823
合 計		7,971,746,681	1,094,481,142	843,960,000	8,222,267,823

II 有形固定資産及び無形固定資産の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建 物	841,423,845	419,200	89,293,560 (89,293,560)	42,037,336	710,512,149	1,357,172,030	2,067,684,179
	建物附属設備	234,436,767	589,900	3,669,262 (3,669,262)	33,699,776	197,657,629	692,464,178	890,121,807
	構 築 物	39,067,393	0	0	6,888,321	32,179,072	285,623,410	317,802,482
	機 械 装 置	116,278,445	272,728	186,217	22,193,314	94,171,642	385,920,843	480,092,485
	車両運搬具	2,567,000	0	0	1,743,037	823,963	16,533,037	17,357,000
	器 具 備 品	38,103,631	15,283,223	3	20,047,300	33,339,551	225,792,138	259,131,689
	リース資産	133,384,500	67,933,200	0	51,650,000	149,667,700	111,022,200	260,689,900
	土 地	1,550,963,029	0	0		1,550,963,029		1,550,963,029
	建設仮勘定	0	0	0		0		0
	計	2,956,224,610	84,498,251	93,149,042 (92,962,822)	178,259,084	2,769,314,735	3,074,527,836	5,843,842,571
無形固定資産	借 地 権	49,623,177	0	0	0	49,623,177		
	ソフトウェア	73,400,210	39,777,400	0	28,310,620	84,866,990		
	そ の 他	7,474,460	0	0	289,536	7,184,924		
	計	130,497,847	39,777,400	0	28,600,156	141,675,091		

(注1) 当期増加の主なものは次のとおりです。

器具備品	人事総務部	本部電話設備機器	8,500,000円
	宅配事業部	仕分けライン用パソコン	2,500,000円
ソフトウェア	店舗事業運営部	軽減税率対応	29,015,000円
	宅配運営部	1名班配達手数料改修対応	5,988,000円
	福祉事業運営部	ほのぼのNEXT介護ソフト	3,026,900円
リース資産	コープたまぼこ	LED照明機器一式	12,037,200円
		配送トラック8台	31,404,000円
		営業車両10台	13,092,000円
		軽配送車両4台	11,400,000円

(注2) 「当期減少額」の内、() 内は内書きで減損損失の計上額です。

Ⅲ 関係団体等出資金の明細

1. 関係団体等出資金の明細

(単位：円)

出 資 先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
関連団体 出資金	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	125,000,000	0	0	125,000,000
	日本生活協同組合連合会	70,210,000	0	0	70,210,000
	日本コープ共済生活協同組合連合会	16,000,000	0	0	16,000,000
	その他	7,682,000	0	0	7,682,000
小 計		218,892,000	0	0	218,892,000
子会社等 株式	株式会社ハートコープいしかわ	25,000,000	0	0	25,000,000
	石川コープロジスティクス株式会社	20,000,000	0	0	20,000,000
	有限会社協同サービス石川	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計		48,000,000	0	0	48,000,000
合 計		266,892,000	0	0	266,892,000

Ⅳ 引当金の明細

1. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	3,538,000	126,059	1,236,059	2,428,000
賞 与 引 当 金	85,035,225	85,763,300	85,035,225	85,763,300
ポ イ ン ト 引 当 金	159,374,704	74,493,360	64,422,629	169,445,435
退 職 給 付 引 当 金	90,907,004	30,099,242	33,567,984	87,438,262
役員退職慰労引当金	16,430,000	2,400,000	0	18,830,000
合 計	355,284,933	192,881,961	184,261,897	363,904,997

Ⅴ 事業経費の明細

1. 事業経費の明細

(単位：円)

1 人 件 費	
役 員 報 酬	49,290,000
職 員 給 与	1,009,416,500
定 時 職 員 給 与	458,301,773
退 職 給 付 費 用	40,994,020
福 利 厚 生 費	233,768,012
役 員 退 職 慰 労	2,400,000
引 当 金 繰 入 額	80,754,108
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,874,924,413
人 件 費 合 計	
2 物 件 費	
教 育 文 化 費	36,242,570
広 報 費	394,721,520
消 耗 品 費	91,088,210
車 両 運 搬 費	94,653,518
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	126,059
ポ イ ン ト 引 当 金 繰 入 額	74,493,360
修 繕 費	24,051,466
施 設 管 理 費	24,225,221
減 価 償 却 費	195,105,921
地 代 家 賃	80,057,260
リ ー ス 料	34,886,865
水 道 光 熱 費	90,229,253
水 保 険 料	5,395,508
委 託 採 用 費	1,692,312,365
研 究 費	21,739,536
調 査 費	3,681,499
会 議 費	7,103,480
諸 外 費	12,068,234
渉 外 費	1,135,645
租 税 公 課	22,035,800
通 信 交 通 費	39,065,578
雑 費	1,117,561
物 件 費 合 計	2,945,536,429
事 業 経 費 合 計	4,820,460,842

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

Ⅵ 事業の種類ごとの損益の明細

1. 事業別損益計算書

(単位：円)

科 目	供給・利用事業等	福祉事業	合 計
供給事業			
供給高	16,427,670,246		16,427,670,246
供給原価	<u>12,255,807,756</u>		<u>12,255,807,756</u>
供給剰余金	4,171,862,490		4,171,862,490
福祉事業			
福祉事業収入		158,975,821	158,975,821
福祉事業費用		<u>172,384,947</u>	<u>172,384,947</u>
福祉損失金		13,409,126	13,409,126
その他事業収入			
配達手数料収入	87,306,303		87,306,303
共済受託収入	202,362,163		202,362,163
その他受取手数料	<u>537,992,864</u>		<u>537,992,864</u>
事業総剰余金	4,999,523,820	△ 13,409,126	4,986,114,694
事業経費			
人件費	1,837,686,742	37,237,671	1,874,924,413
物件費	<u>2,941,225,985</u>	<u>4,310,444</u>	<u>2,945,536,429</u>
事業剰余金	220,611,093	△ 54,957,241	165,653,852
事業外収益			
受取利息	940,881		940,881
受取配当金	1,397,230		1,397,230
受取家賃	17,219,481		17,219,481
雑収入	38,307,203	31,449	38,338,652
事業外費用			
雑損失	<u>4,981,294</u>	<u>24,694</u>	<u>5,005,988</u>
経常剰余金	273,494,594	△ 54,950,486	218,544,108
特別損失			
固定資産除却損	186,220		186,220
減損損失	<u>92,962,822</u>		<u>92,962,822</u>
税引前当期剰余金	180,345,552	△ 54,950,486	125,395,066
法人税等			67,006,639
法人税等調整額			<u>△ 26,882,715</u>
当期剰余金			85,271,142

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

2. 事業別事業経費明細表

(単位:円)

科 目	供給・利用事業等	福祉事業	合 計
1 人 件 費			
役 員 報 酬	49,290,000		49,290,000
職 員 給 与	983,940,489	25,476,011	1,009,416,500
定 時 職 員 給 与	454,921,303	3,380,470	458,301,773
退 職 給 付 費 用	39,678,725	1,315,295	40,994,020
福 利 厚 生 費	228,960,742	4,807,270	233,768,012
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	2,400,000		2,400,000
賞 与 引 当 金 繰 入 額	78,495,483	2,258,625	80,754,108
人 件 費 合 計	1,837,686,742	37,237,671	1,874,924,413
2 物 件 費			
教 育 文 化 費	36,162,550	80,020	36,242,570
広 報 費	394,649,520	72,000	394,721,520
消 耗 品 費	91,036,151	52,059	91,088,210
車 両 運 搬 費	94,134,053	519,465	94,653,518
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	126,059		126,059
ポ イ ン ト 引 当 金 繰 入 額	74,493,360		74,493,360
修 繕 費	23,429,466	622,000	24,051,466
施 設 管 理 費	24,225,221		24,225,221
減 価 償 却 費	194,750,105	355,816	195,105,921
地 代 家 賃	80,057,260		80,057,260
リ ー ス 料	34,886,865		34,886,865
水 道 光 熱 費	90,229,253		90,229,253
保 険 料	5,254,088	141,420	5,395,508
委 託 料	1,690,491,665	1,820,700	1,692,312,365
研 修 採 用 費	21,570,500	169,036	21,739,536
調 査 研 究 費	3,521,702	159,797	3,681,499
会 議 費	6,964,461	139,019	7,103,480
諸 会 費	12,059,900	8,334	12,068,234
渉 外 費	1,082,434	53,211	1,135,645
租 税 公 課	22,035,412	388	22,035,800
通 信 交 通 費	38,948,399	117,179	39,065,578
雑 費	1,117,561		1,117,561
物 件 費 合 計	2,941,225,985	4,310,444	2,945,536,429
事 業 経 費 合 計	4,778,912,727	41,548,115	4,820,460,842

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

3. 福祉事業事業別活動計算書

(単位：円)

科 目	介護保険事業					介護保険事業以外の事業			合 計
	訪問介護	居宅介護支援	通所介護	グループホーム	小 計	障がい福祉サービス	独自事業その他	小 計	
I 福祉事業収入	25,460,807	11,481,226	25,077,503	76,729,701	138,749,237	20,226,584	0	20,226,584	158,975,821
1 介護報酬収入	20,686,634	9,630,259	20,466,279	49,826,385	100,609,557	4,578,394		4,578,394	105,187,951
2 障がい福祉サービス収入					0	15,229,664		15,229,664	15,229,664
3 利用者負担収入	2,653,679		2,542,384	5,536,344	10,732,407	418,526		418,526	11,150,933
4 独自介護事業収入	754,150		2,068,840	21,116,972	23,939,962			0	23,939,962
5 その他の事業収入	1,366,344	1,850,967		250,000	3,467,311			0	3,467,311
II 福祉事業費用	22,468,166	16,896,696	29,533,534	85,155,021	154,053,417	18,331,530	0	18,331,530	172,384,947
1 人件費	18,102,010	13,867,625	22,217,340	62,992,111	117,179,086	14,769,232		14,769,232	131,948,318
2 物件費	4,366,156	3,029,071	7,316,194	22,162,910	36,874,331	3,562,298		3,562,298	40,436,629
福祉剰余金	2,992,641	△ 5,415,470	△ 4,456,031	△ 8,425,320	△ 15,304,180	1,895,054	0	1,895,054	△ 13,409,126
III 事業経費	0	0	0	0	0	0	41,548,115	41,548,115	41,548,115
1 人件費					0		37,237,671	37,237,671	37,237,671
2 物件費					0		4,310,444	4,310,444	4,310,444
事業剰余金	2,992,641	△ 5,415,470	△ 4,456,031	△ 8,425,320	△ 15,304,180	1,895,054	△ 41,548,115	△ 39,653,061	△ 54,957,241
IV 事業外収益	0	0	0	0	0	0	31,449	31,449	31,449
1 雑収入					0		31,449	31,449	31,449
V 事業外費用	0	0	0	0	0	0	24,694	24,694	24,694
1 雑損失					0		24,694	24,694	24,694
経常剰余金	2,992,641	△ 5,415,470	△ 4,456,031	△ 8,425,320	△ 15,304,180	1,895,054	△ 41,541,360	△ 39,646,306	△ 54,950,486
税引前当期剰余金	2,992,641	△ 5,415,470	△ 4,456,031	△ 8,425,320	△ 15,304,180	1,895,054	△ 41,541,360	△ 39,646,306	△ 54,950,486
法人税等					0			0	0
当期剰余金	2,992,641	△ 5,415,470	△ 4,456,031	△ 8,425,320	△ 15,304,180	1,895,054	△ 41,541,360	△ 39,646,306	△ 54,950,486

(注) 事業経費及び雑収入は、福祉事業全体の共通経費として「独自事業その他」にまとめて記載しています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

Ⅶ その他決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1. 主要な資産の明細

(1) 現金預金の明細

(単位：円)

区 分	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
現 金 預 金	現 金	36,077,466	24,644,534	△ 11,432,932
	当 座 預 金	91,965,686	102,781,919	10,816,233
	普 通 預 金	4,544,294,152	4,560,679,629	16,385,477
	定 期 預 金	1,621,000,000	2,121,000,000	500,000,000
	定 期 積 金	127,000,000	17,000,000	△ 110,000,000
合 計		6,420,337,304	6,826,106,082	405,768,778

(2) 供給未収金の明細

1) 内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
宅配事業供給未収金	765,932,878
合 計	765,932,878

2) 回収状況

(単位：円)

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
601,548,815	14,932,278,692	14,767,894,629	765,932,878	95.1%

(3) 有価証券の明細

(単位：円)

区 分	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
長期保有有価証券	(株) 石 川 県 酒 業 会 館 株 券	392,000	392,000	0

(4) 商品の明細

(単位：円)

内 訳	金 額	内 訳	金 額
【宅 配 事 業】		【店 舗 事 業】	
米	21,600	農 産	3,162,797
酒	840,621	水 産	2,257,873
衣 住 関 連	591,065	畜 産	2,444,119
灯	5,397,802	日 配	9,997,266
		食 品	23,583,596
		酒	6,757,369
		衣 住 関 連	6,092,752
		店 舗 事 業 合 計	54,295,772
宅 配 事 業 合 計	6,851,088	総 合 計	61,146,860

(5) 未収金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
商品代金(金融機関からの未入金分)	194,193,427
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	74,826,989
石川コープロジスティクス株式会社	11,053,865
福 祉 事 業 収 入 分	24,745,568
そ の 他	18,013,051
合 計	322,832,900

(6) 長期前払費用の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
コープおおぬか賃借土地前払地代	147,500,000
コープおおぬか賃借土地開発協力金	28,558,750
合 計	176,058,750

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

(7) 差入保証金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
コープおおぬか賃借土地敷金	50,055,500
電子マネー供託金	13,500,000
コープたまぼこ賃借土地敷金	13,059,200
古府センター敷金	10,813,960
その他の	14,007,404
合 計	101,436,064

(8) その他資産の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	期末残高	当期増減額
前 渡 金	1,095,045	1,307,722	212,677
立 替 金	15,623,576	29,433,422	13,809,846
前 払 費 用	14,788,489	20,471,410	5,682,921
仮 払 金	19,780,461	26,995,740	7,215,279
合 計	51,287,571	78,208,294	26,920,723

2. 主要な負債の明細

(1) 買掛金の明細

(単位：円)

相 手 先	金 額
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	1,251,331,666
日本生活協同組合連合会 カタログ事業部	91,682,505
株 式 会 社 丸 魚 商 店	22,054,662
カネ美食品株式会社	19,757,206
カナカン株式会社日配商品東営業所	19,625,035
株 式 会 社 一 膳	19,325,747
日本生活協同組合連合会 東海支所	19,101,299
その他の	261,273,604
合 計	1,704,151,724

(2) 未払金の明細

(単位：円)

相 手 先	金 額
金 沢 市 事 業 所 税	2,134,300
合 計	2,134,300

(3) 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
法 人 税	36,991,000
地 方 法 人 税	1,646,400
事 業 税	9,089,200
地 方 法 人 特 別 税	3,926,500
県 民 税	2,336,800
市 民 税 (七 尾 市)	1,000,900
市 民 税 (金 沢 市)	5,158,500
市 民 税 (白 山 市)	4,281,000
市 民 税 (小 松 市)	989,100
合 計	65,419,400

(4) 未払費用の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	99,330,801
2020年3月21日～31日の11日分の経費	91,397,500
石川コープロジスティクス株式会社	43,879,424
S B S ゼンツウ株式会社	15,678,459
株式会社関西丸和ロジスティクス	14,552,206
その他の	55,389,681
合 計	320,228,071

3. キャッシュ・フロー計算書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(単位:円)

[間接法]	
Ⅰ. 事業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期剰余金	125,395,066
減価償却費	207,864,240
貸倒引当金の増減額	△ 1,110,000
賞与引当金の増減額	728,075
ポイント引当金の増減額	10,070,731
退職給付引当金の増減額	△ 3,468,742
役員退職給与引当金の増減額	2,400,000
受取利息及び受取配当金等	△ 2,338,111
固定資産除却損	186,220
供給債権の増減額	△ 164,384,063
棚卸資産の増減額	13,004,797
前払費用の増減額	△ 5,682,921
その他事業債権の増減額	△ 43,684,222
仕入債務の増減額	138,912,220
未払金の増減額	△ 421,144
未払費用等の増減額	△ 15,019,302
未払消費税の増減額	△ 12,278,900
その他事業債務の増減額	90,614,085
減損損失	92,962,822
小計	433,750,851
利息及び配当金の受取額	2,338,111
法人税等の支払額	△ 63,814,700
事業活動によるキャッシュフロー	372,274,262
Ⅱ. 投資活動キャッシュフロー	
定期預金・積金の預入れによる支出	△ 2,204,000,000
定期預金・積金の満期による収入	1,814,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 17,851,851
無形固定資産の取得による支出	△ 43,754,900
差入保証金の返還による収入	104,000
差入保証金の差入による支出	△ 13,936,007
保険積立金の積立による支出	△ 2,982,501
預り保証金の増加による収入	1,000,000
預り保証金の返還による支出	△ 1,000,000
投資活動によるキャッシュフロー	△ 468,421,259
Ⅲ. 財務活動キャッシュフロー	
リース債務の返済による支出	△ 49,833,732
出資預かり金の増減額	△ 3,500,493
出資金の増資による収入	779,040,000
出資金の減資による支出	△ 573,790,000
利用分量割戻金の支払額	△ 21,500,000
出資配当金の支払額	△ 18,500,000
財務活動によるキャッシュフロー	111,915,775
Ⅳ. 現金及び現金同等物の増加額	15,768,778
Ⅴ. 現金及び現金同等物の期首残高	4,672,337,304
Ⅵ. 現金及び現金同等物の期末残高	4,688,106,082

(注) 現金及び現金同等物の範囲

(単位:円)

項 目	期 首	期 末
現金預金	6,420,337,304	6,826,106,082
預金期間が3ヶ月を超える定期預金等	△ 1,748,000,000	△ 2,138,000,000
現金及び現金同等物	4,672,337,304	4,688,106,082

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

剰余金処分案

(単位:円)

項 目	金 額
I 当期末処分剰余金	189,672,823
II 剰余金処分額	
1 法定準備金	50,000,000
2 出資配当金	19,000,000
3 利用分量割戻金	14,000,000
4 任意積立金	
(1) 地域活動助成積立金	1,000,000
(2) 店舗建設積立金	20,000,000
(3) 資産再評価積立金	42,900,000
(4) 配送センター建設積立金	20,000,000
(5) 買物困難者支援積立金	5,000,000
(6) 20周年記念企画積立金	10,000,000
	181,900,000
III 次期繰越剰余金	7,772,823

注記

- 法定準備金は、生協法で「出資金の2分の1に達するまで、毎事業年度剰余金の10分の1以上を積み立てなければならない」と定められています。
現在、コープいしかわの出資金残高は、2020年3月31日現在62億8,809万円であり、引き続き法定準備金の積立が必要です。
- 出資配当金は出資金額の月次平均の0.3%になっています。
(1) 出資配当金は、確定額との差異が生じたときは、定款にもとづき剰余金に算入します。
(2) 出資配当金は、20.42%の源泉所得税及び源泉復興特別所得税が控除されます。
上記出資配当金は、本事業年度末に出資残高を有する組合員で、本総代会の当日(2020年6月10日)に在籍組合員であることを必要とします。個人別の出資配当金の明細と払い戻し手続きについての通知書は、総代会後に組合員に別途お届けする予定です。手続きがない場合は、各組合員の出資残高に振替えるものとします。
- 利用分量割戻金は、年間利用高(店舗利用、共済および福祉事業、葬祭利用高を除く)の0.1%になっています。
- 地域活動助成金として100万円を積み立てます。
- 店舗建設のために2,000万円を積み立てます。
- 減損会計による減損損失の計上時への準備のために4,290万円を積み立てます。
- 配送センター建設のために2,000万円を積み立てます。
- 買物困難者支援のために500万円を積み立てます。
- コープいしかわの20周年の記念企画のために1,000万円を積み立てます。
- 教育事業等繰越金は、生協法で「毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない」と定められています。次期繰越剰余金に含まれる教育事業等繰越金は700万円です。

以上のとおり提案します。

2020年6月10日
理事長 大谷 学
(以 上)

(参考資料)

連結決算書

以下の連結決算書（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書）は、コープいしかわの2019年度の決算と石川コープロジスティクス(株)・(株)ハートコープいしかわ及び(有)協同サービス石川の決算を連結したものです。

(1) 連結貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,194,383,281	流動負債	3,211,932,783
現金及び預金	6,963,384,677	支払手形及び事業未払金	1,707,018,631
受取手形及び事業未収金	1,092,485,027	未払費用	347,380,674
貸倒引当金	△ 2,675,788	未払法人税等	68,613,400
たな卸資産	62,209,767	未払消費税等	32,786,400
その他	78,979,598	賞与引当金	88,630,187
固定資産	3,564,711,044	その他	967,503,491
有形固定資産	2,769,314,735	固定負債	276,925,643
建物	2,067,684,179	退職給付引当金	94,257,148
減価償却累計額	△ 1,357,172,030	役員退職慰労引当金	18,830,000
建物附属設備	890,121,807	その他	163,838,495
減価償却累計額	△ 692,464,178	負債合計	3,488,858,426
構築物	317,802,482		
減価償却累計額	△ 285,623,410		
機械装置	480,092,485		
減価償却累計額	△ 385,920,843		
車両運搬具	17,357,000		
減価償却累計額	△ 16,533,037		
器具・備品	259,131,689		
減価償却累計額	△ 225,792,138		
リース資産	260,689,900		
減価償却累計額	△ 111,022,200		
土地	1,550,963,029		
無形固定資産	141,750,075		
借地権	49,623,177		
水道施設利用権	1,298,831		
電話加入権	5,961,077		
ソフトウェア	84,866,990		
投資その他	653,646,234	純資産の部	
関係団体出資金	218,892,000	出資金・資本金	6,288,095,000
長期有価証券	392,000	連結剰余金	1,982,140,899
差入保証金	101,436,064		
その他	332,926,170	純資産合計	8,270,235,899
資産合計	11,759,094,325	負債・純資産合計	11,759,094,325

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

(2) 連結損益計算書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(単位:円)

供給高		16,484,796,622
供給原価		<u>12,252,976,979</u>
供給剰余金		4,231,819,643
手数料		<u>811,603,104</u>
事業総剰余金		5,043,422,747
事業経費		
人件費	1,950,312,694	
物件費	2,937,456,283	<u>4,887,768,977</u>
事業剰余金		155,653,770
事業外収入		
受取利息	941,806	
受取配当金	1,397,530	
その他	91,208,461	93,547,797
事業外費用		
雑損失	5,205,076	<u>5,205,076</u>
経常剰余金		243,996,491
特別損失		
固定資産除却損	186,220	
その他特別損失	92,962,822	<u>93,149,042</u>
税引前当期剰余金		150,847,449
法人税等		71,918,739
法人税等調整額		△ 26,882,715
当期剰余金		<u>105,811,425</u>

(3) 連結剰余金計算書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(単位:円)

連結剰余金期首残高		1,916,329,474
配当金	18,500,000	
利用分量割戻金	21,500,000	
当期剰余金		105,811,425
連結剰余金期末残高		1,982,140,899

(注) 確定方式 (2019年度中に行われた剰余金処分を対象とする方式) を採用しています。

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

監 査 報 告 書

私たち監事は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監事から監査の実施及び結果について報告を受けるほか、理事等及び監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監事は、日本生協連の生協監事監査基準モデルに準拠して、他の監事と意思疎通および情報交換を図るほか、監査方針、職務の分担等に従い理事、内部監査部門等その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他組合業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。また監査法人の監査の方法及び結果の相当性を判断し、参考にしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2020年5月21日 生活協同組合コープいしかわ

特定監事 林 静香 

監事

山本 信一 

監事

倉 大八 

監事 中田 ますみ 

監事

上野 孝弘 

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

生活協同組合コープいしかわ

理 事 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
北 陸 事 務 所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高村 藤貴 

＜決算関係書類等監査＞

監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に準じて、生活協同組合コープいしかわの2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の剰余金処分案を除く決算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「決算関係書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算関係書類等が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算関係書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算関係書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

決算関係書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算関係書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算関係書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算関係書類等を作成するに当たり、理事者は、継続組合の前提に基づき決算関係書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

決算関係書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算関係書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算関係書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算関係書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算関係書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組合を前提として決算関係書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算関係書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算関係書類等の注記事項が適切でない場合は、決算関係書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算関係書類等の表示及び注記事項が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた決算関係書類等の表示、構成及び内容、並びに決算関係書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に準じて、生活協同組合コープいしかわの2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2020年度予算 決定の件

I 事業予算の概要

(1) 事業別

- ① 宅配事業は、ひとり一人の組合員の暮らしを出発点に、ひとり一人の組合員の声を集め広げ循環し、組合員と一緒に暮らしの願いの実現に取り組みます。誰もが安心して利用を継続することができる宅配と、暮らしに必要な商品を手に入れることができる商品事業をめざし、利用を通じた組合員どうしのつながりを強めます。
- ② 店舗事業は、組合員の声を基にした品揃えと売場改善の事例交流をすすめ、普段の暮らしのお役立ちと発見がある店づくりに取り組みます。
- ③ 共済事業は、生涯にわたって切れ目のない保障を広げていきます。
- ④ 福祉事業は、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活していけるよう「生協10の基本ケア」の定着をすすめます。

(2) 供給高・事業収入

総供給高は165億9,840万円(前年比101.1%)を計画し、宅配事業では前年比101.6%、店舗事業では前年比98.6%を計画します。

供給剰余金は供給高の伸張により42億4,340万円(前年比101.7%)を計画します。

福祉剰余金は▲251万円を計画します。

その他事業収入は8億2,929万円(前年比100.2%)を計画します。

結果、事業総剰余金(供給剰余金+福祉剰余金+その他事業収入)は50億7,018万円(前年比101.7%)を計画します。

(3) 事業経費

人件費は19億601万円(前年比101.7%)を計画します。引き続き、効率的な業務推進に取り組み、残業時間の削減をはかります。

物件費は30億6,889万円(前年比104.2%)を計画します。

結果、事業経費(人件費+物件費)は49億7,489万円(前年比103.2%)を計画します。

(4) 事業外収支・経常剰余金

事業剰余金(事業総剰余金-事業経費)は9,529万円(前年比57.5%)を計画します。

事業外収支は4,471万円(前年比84.5%)を計画し、その結果、経常剰余金(事業剰余金+事業外収支)は1億4,000万円(前年比64.1%)を計画します。

[1] 事業予算

(単位：千円)

科 目	内 容	2020年度予算	2019年度実績	前年比 (%)
供給高		16,598,400	16,427,670	101.0
供給剰余金		4,243,400	4,171,862	101.7
福祉事業収入		176,032	158,976	110.7
福祉事業費用		178,540	172,385	103.6
福祉剰余金		△ 2,508	△ 13,409	18.7
その他事業収入		829,291	827,661	100.2
受託手数料	学校生協など	11,309	13,554	83.4
受取手数料	共済・生活文化・宅配料など	817,982	814,107	100.5
事業総剰余金		5,070,183	4,986,115	101.7
事業経費		4,974,894	4,820,461	103.2
人件費		1,906,009	1,874,924	101.7
物件費		3,068,885	2,945,536	104.2
事業剰余金		95,289	165,654	57.5
事業外収益		49,491	57,896	85.5
事業外費用		4,780	5,006	95.5
経常剰余金		140,000	218,544	64.1
特別利益		0	0	—
特別損失		0	93,149	0.0
税引前当期剰余金		140,000	125,395	111.6

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

(1) 業態別損益予算

(単位：千円)

	センター計		宅配事業間接部門計		宅配事業計		店舗事業計	
	2020年度予算	前年比	2020年度予算	前年比	2020年度予算	前年比	2020年度予算	前年比
供給高	13,613,000	101.6	0	—	13,613,000	101.6	2,985,400	98.6
供給剰余金	3,581,800	102.3	0	—	3,581,800	102.3	661,600	98.5
福祉事業収入	0	—	0	—	0	—	0	—
福祉事業費用	0	—	0	—	0	—	0	—
福祉剰余金	0	—	0	—	0	—	0	—
その他事業収入	146,104	106.2	503,508	97.6	649,612	99.4	4,302	83.1
事業総剰余金	3,727,904	102.5	503,508	97.6	4,231,412	101.9	665,902	98.4
人件費	906,599	99.6	246,264	101.5	1,152,863	100.0	419,043	104.4
物件費	976,692	105.0	1,289,945	105.7	2,266,637	105.4	325,013	93.8
経費計	1,883,291	102.3	1,536,209	105.0	3,419,500	103.5	744,056	99.5
事業剰余金	1,844,613	102.7	△ 1,032,701	109.0	811,912	95.6	△ 78,154	110.4
本部間接費配賦	556,540	106.5	0	—	556,540	106.5	122,052	109.7
業態間接費配賦	1,032,701	109.0	△ 1,032,701	109.0	0	—	0	—
経費計(間接費含む)	3,472,532	104.9	503,508	97.6	3,976,040	103.9	866,108	100.8
事業剰余金	255,372	78.2	0	—	255,372	78.2	△ 200,206	110.0
事業外収益	9,252	92.6	7,304	92.0	16,556	92.4	3,069	74.0
事業外費用	0	—	0	0.0	0	—	0	0.0
経常剰余金	264,624	78.6	7,304	92.1	271,928	78.9	△ 197,137	110.6
特別損益	0	—	0	—	0	—	0	0.0
税引前当期剰余金	264,624	78.6	7,304	92.1	271,928	78.9	△ 197,137	72.7

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

(単位:千円)

	福祉事業		共済事業		本部費計		総事業合計	
	2020年度予算	前年比	2020年度予算	前年比	2020年度予算	前年比	2020年度予算	前年比
供給高	0	—	0	—	0	—	16,598,400	101.0
供給剰余金	0	—	0	—	0	—	4,243,400	101.7
福祉事業収入	176,032	110.7	0	—	0	—	176,032	110.7
福祉事業費用	178,540	103.6	0	—	0	—	178,540	103.6
福祉剰余金	△ 2,508	18.7	0	—	0	—	△ 2,508	18.7
その他事業収入	0	—	155,766	103.9	19,611	101.8	829,291	100.2
事業総剰余金	△ 2,508	18.7	155,766	103.9	19,611	101.8	5,070,183	101.7
人件費	36,349	97.6	25,532	110.6	272,222	104.6	1,906,009	101.7
物件費	3,864	89.6	9,905	107.9	463,466	106.7	3,068,885	104.2
事業経費計	40,213	96.8	35,437	109.9	735,688	105.9	4,974,894	103.2
直接剰余金	△ 42,721	77.7	120,329	102.2	△ 716,077	106.0	95,289	57.5
本部間接費配賦	7,196	122.2	6,368	107.3	△ 692,156	107.2	0	—
業態間接費配賦	0	—	0	—	0	—	0	—
経費計(間接費含む)	47,409	99.9	41,805	109.5	43,532	88.5	4,974,894	103.2
事業剰余金	△ 49,917	82.0	113,961	102.0	△ 23,921	79.9	95,289	57.5
事業外収益	0	0.0	1,165	99.2	28,701	82.9	49,491	85.5
事業外費用	0	0.0	0	—	4,780	102.2	4,780	95.5
経常剰余金	△ 49,917	82.0	115,126	101.9	0	—	140,000	64.1
特別損益	0	—	0	—	0	0.0	0	—
税引前当期剰余金	△ 49,917	82.0	115,126	101.9	0	0.0	140,000	111.6

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

(2) 組織と出資金の計画

		宅配事業	店舗事業	その他	合計
		期 首	25,252	1,324	157,150
組 合 員 数 (人数)	加 入	6,700	1,150	10	7,860
	脱 退 ・ 移 管	△ 3,774	△ 515	129	△ 4,160
	期 中 増 減	2,926	635	139	3,700
	期 末	133,500	25,887	1,463	160,850
	期 首	6,158,704	110,230	19,161	6,288,095
出 資 金 (口数)	加 入 ・ 増 資	758,100	2,085	10	760,195
	脱退・減資・移管	△ 569,870	△ 445	5,040	△ 565,275
	期 中 増 減	188,230	1,640	5,050	194,920
	期 末	6,346,934	111,870	24,211	6,483,015

(3) 宅配事業

部門別供給高予算

(単位：千円)

部 門	2020年度予算	構 成 比	2019年度実績	構 成 比	前 年 比
卵	185,610	1.4%	183,551	1.4%	101.1%
畜 産	1,125,710	8.3%	1,137,390	8.5%	99.0%
米	131,550	1.0%	134,240	1.0%	98.0%
農 産	1,050,720	7.7%	1,056,078	7.9%	99.5%
水 産	1,280,860	9.4%	1,294,952	9.7%	98.9%
牛 乳	320,220	2.4%	319,101	2.4%	100.4%
日 配	1,288,270	9.5%	1,232,900	9.2%	104.5%
冷 凍 食 品	1,721,930	12.6%	1,587,888	11.8%	108.4%
食 品	1,339,210	9.8%	1,351,597	10.1%	99.1%
菓 子 飲 料	1,673,910	12.3%	1,621,267	12.1%	103.2%
非 食 品	1,909,190	14.0%	1,991,645	14.9%	95.9%
ス ク ロ ー ル	287,510	2.1%	256,883	1.9%	111.9%
カ タ ロ グ	468,490	3.4%	452,820	3.4%	103.5%
灯 油	324,200	2.4%	298,762	2.2%	108.5%
ガ ソ リ ン	15,000	0.1%	15,329	0.1%	97.9%
酒 他	125,820	0.9%	123,584	0.9%	101.8%
葬 祭	32,900	0.2%	20,271	0.2%	162.3%
夕 食 宅 配	331,900	2.4%	322,312	2.4%	103.0%
供 給 高 合 計	13,613,000	100.0%	13,400,570	100.0%	101.6%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

事業所別供給高予算

(単位：千円)

事 業 所	2020年度予算	構 成 比	2019年度実績	構 成 比	前 年 比
の と セ ン タ ー	2,188,780	16.1%	2,162,329	16.1%	101.2%
湊 セ ン タ ー	2,627,980	19.3%	2,586,924	19.3%	101.6%
古 府 セ ン タ ー	2,329,390	17.1%	2,317,308	17.3%	100.5%
鶴 来 セ ン タ ー	3,575,410	26.3%	3,498,178	26.1%	102.2%
小 松 セ ン タ ー	2,891,440	21.2%	2,835,831	21.2%	102.0%
供 給 高 合 計	13,613,000	100.0%	13,400,570	100.0%	101.6%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(4) 店舗事業

部門別供給高予算

(単位：千円)

部 門	2020年度予算	構 成 比	2019年度実績	構 成 比	前 年 比
農 産	517,461	17.3%	524,153	17.3%	98.7%
水 産	391,496	13.1%	397,506	13.1%	98.5%
畜 産	429,579	14.4%	434,812	14.4%	98.8%
日 配	653,364	21.9%	668,421	22.1%	97.7%
食 品	551,481	18.5%	561,812	18.6%	98.2%
酒	97,892	3.3%	99,806	3.3%	98.1%
ギ フ ト	5,353	0.2%	4,970	0.2%	107.7%
衣 住 関 連	66,043	2.2%	66,920	2.2%	98.7%
直 営 計	2,712,669	90.9%	2,758,400	91.1%	98.3%
テ ナ ン ト	272,731	9.1%	268,700	8.9%	101.5%
供 給 高 合 計	2,985,400	100.0%	3,027,100	100.0%	98.6%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

事業所別供給高予算

(単位：千円)

事 業 所	2020年度予算	構 成 比	2019年度実績	構 成 比	前 年 比
コープたまぼこ	1,143,900	38.3%	1,164,917	38.5%	98.2%
コープおおぬか	1,841,500	61.7%	1,862,182	61.5%	98.9%
供 給 高 合 計	2,985,400	100.0%	3,027,100	100.0%	98.6%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

[2] 諸経費明細書

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役員報酬	52,380	常勤・非常勤役員の給与
職員給与	1,006,969	正規職員の給与
定時職員給与	505,089	定時職員等の給与
退職給付費用	45,718	正規職員・定時職員等の退職給付引当金の当期引当額
福利厚生費	229,832	健保・年金・労働保険料等の生協負担金、制服等の福利厚生費用
賞与引当金繰入額	63,021	正規職員・定時職員等の賞与等の当期に負担する金額
役員退職慰労引当金繰入額 (人件費)	3,000 1,906,009	役員に対する退職給与引当金の当期引当額
教育文化費	39,834	組合員の教育・学習、コープくらぶ活動に関する費用、機関紙等
広報費	422,966	商品案内や店舗チラシにかかわる費用等
消耗品費	94,847	注文書、コピー代、物流器材、容器代、事務用品費等
車両運搬費	97,274	車両の燃料費、車両維持費、転送費、灯油の委託配送費
貸倒引当金繰入額	1,000	貸倒発生額を見積もって設定する当期の引当額
ポイント引当金繰入額	84,130	宅配・店舗利用高を対象に付与するポイントの当期引当額
修繕費	25,534	建物・設備・備品等の修繕にかかる費用
施設管理費	26,936	施設の保守、管理に必要な費用（ゴミ、消防、除雪、防虫駆除等）
減価償却費	196,306	建物・設備・備品等の償却費
地代家賃	79,917	事業所の土地または建物の賃借料
リース料	31,358	配送車両・コピー・ファックス・電話機等のリース料
水道光熱費	92,609	水道・ガス・電気・灯油
保険料	5,902	火災保険料等
委託料	1,752,308	業務の一部又は管理等の外部への委託料、振込手数料等
研修採用費	27,212	役職員の教育研修費用、職員の募集・採用費用
調査研究費	3,040	市場調査、商品検査の費用、新聞・書籍等の購入費用
会議費	6,866	総代会・理事会・業務に関する内部会議
諸会費	12,105	日本生協連・石川県生協連等の会費
渉外費	6,111	他生協等慶弔見舞金、来客者の費用
租税公課	20,316	固定資産税・印紙代等
通信交通費	40,390	電話料、郵送料、出張旅費
雑費	1,924	上記に属さない諸費用
(物件費)	3,068,885	
合 計	4,974,894	

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

[3] 設備投資計画と資金計画

1. 設備投資計画

- (1) 投資計画
- ①システム、施設修繕など
- ②3号店など
- ③配送センター用地取得・改修など

(2) 投資金額

1,100,000千円

2. 資金計画

(1) 自己資金

1,100,000千円

1,100,000千円

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

役員報酬 決定の件

1. 提案内容

役員の年間報酬（2020年7月～2021年6月）については、下記の総額の範囲とし、その範囲における各役員の報酬額、支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に、それぞれご一任願います。

2. 役員報酬総額

- 1) 理事（25名）の報酬 5,100万円
- 2) 監事（5名）の報酬 240万円

■補足説明

役員報酬の支給基準は春の総代会議資料の参考資料をご参照ください。

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

第5号議案

監査法人不再任及び選任の件

当生協の監査法人である有限責任監査法人トーマツは、本総代会終結時をもって任期満了により不再任とし、新たに監査法人を選任します。新たな監査法人候補は、北陸監査法人です。

なお、本議案につきましては、監事会の同意を得ています。

【監査法人候補概要】

名 称	北陸監査法人
事務所	金沢市広岡2-13-23 AGSビル
沿 革	平成26年2月 北陸監査法人設立
概 要	〈出資金〉1,000万円 〈人員構成〉公認会計士16名（2019年12月1日現在） 〈被監査会社数〉16法人

【補足説明】

コープいしかわでは1991年より、生協の会計や財務状況について正確な処理が行われているか、専門家である公認会計士（監査法人）による監査を受けています。法律では、株式上場企業や負債総額が200億円を超える大きな企業や生協などでは法定監査が義務付けられています。コープいしかわはこれらには該当しませんが、生協の会計、財務の正確性や透明性を高めることを目的として、任意監査として自主的に公認会計士（監査法人）監査を受けています。

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

資料集目次

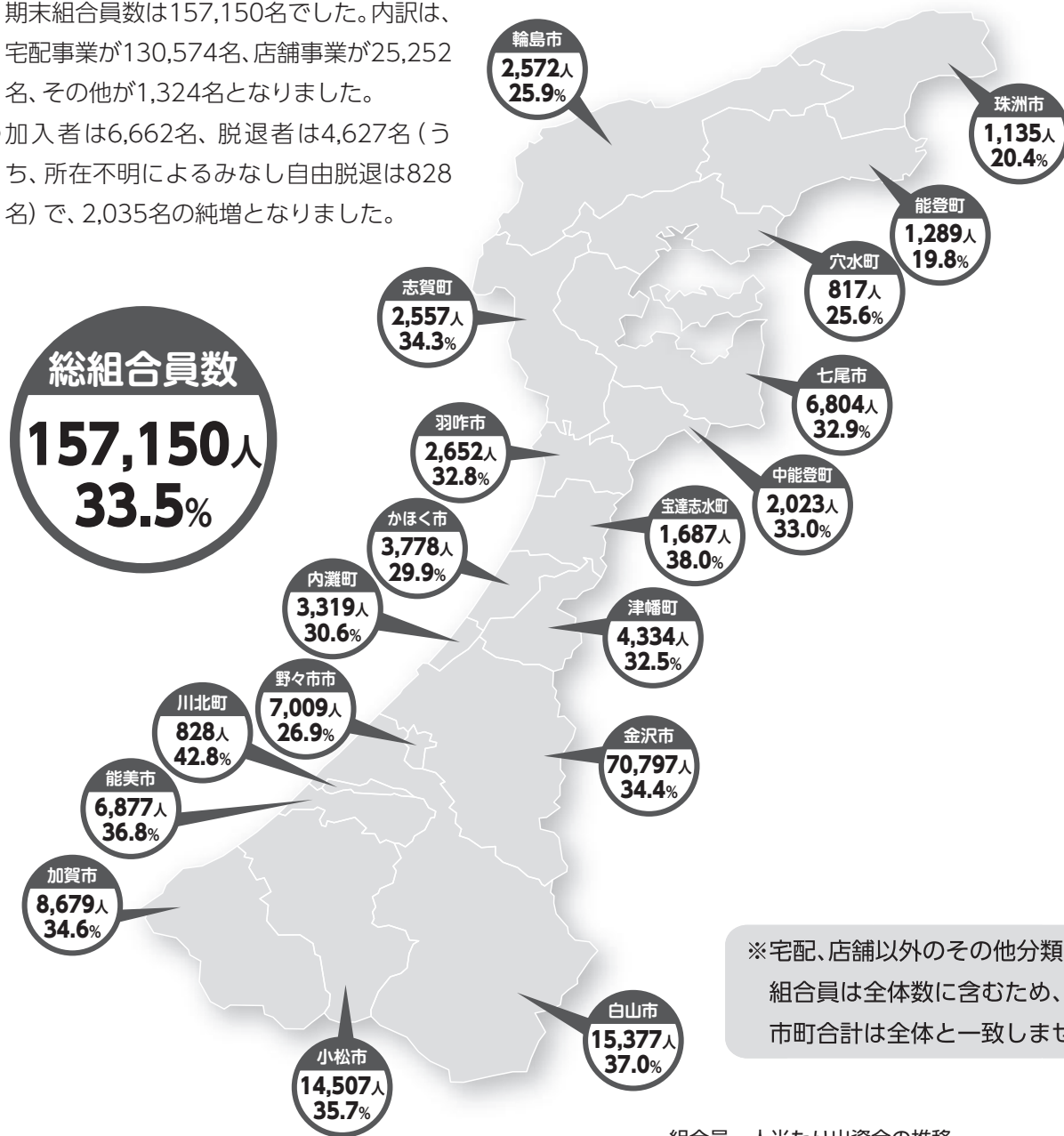
第1号議案	○組合員・出資金の状況	63
第2号議案	○2019年度 理事会報告	64
第3号議案	○2019年度 監事会報告	65
第4号議案	○2019年度 宅配事業委員会のまとめ	66
第5号議案	○2019年度 店舗事業委員会のまとめ	67
	○2019年度 福祉事業委員会のまとめ	68
	○2019年度 組合員活動委員会のまとめ	69
	○2019年度 機関紙企画検討委員会のまとめ	70
	○第21期 総代名簿(400名)	71
	○2019年度 「組合員の声」のまとめ	72
	○2019年度 「お申し出」のまとめ	73
	○2019年度 おしゃべりコープ報告書に寄せられた声	74
	○2019年度 コープおたがいさま活動報告	78
	○第10回(2019年度)地域活動助成金 助成団体紹介	79
	○環境に配慮した事業と経営	80
	○安心して働き続けられる職場づくり	82
	○生協10の基本ケアについて	84
	○平和活動などに関する組合員アンケート結果と今後の対応	85
	○令和2年度金沢市食品衛生監視指導計画(案)への意見書	89
	○定款、総代会運営規約、総代選挙規約	90
	○役員選挙規約、役員選挙規約の運用細則	103
	○協同組合原則	106

組合員・出資金の状況

1. 組合員の状況

- 2019年度期首組合員数は155,115名で、期末組合員数は157,150名でした。内訳は、宅配事業が130,574名、店舗事業が25,252名、その他が1,324名となりました。
- 加入者は6,662名、脱退者は4,627名（うち、所在不明によるみなし自由脱退は828名）で、2,035名の純増となりました。

■市町別の組合員数と世帯加入率

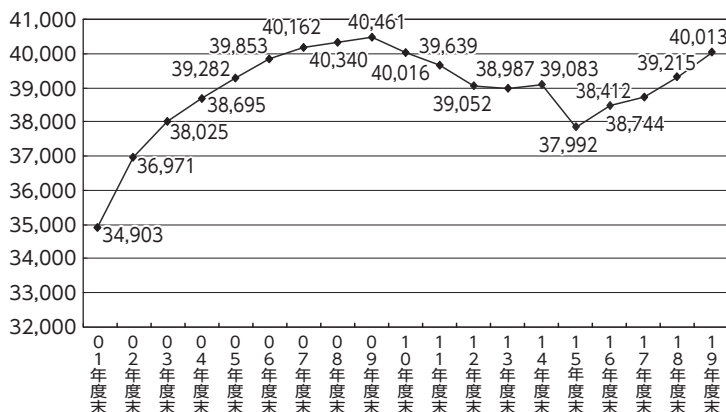


2. 出資金の状況

2019年度期首出資金は6,082,845口、期末出資金は6,288,095口でした。内訳は、宅配事業が6,158,704口、店舗事業が110,230口、その他が19,161口となりました。

- 期中増加は779,040口、期中減少は573,790口、純増口数は205,250口となりました。

組合員一人当たり出資金の推移



2019年度 理事会報告

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

第1回	日時 2019年6月27日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事5名、事務局9名
【主な議題】	(1) 5月度事業経営報告承認の件 (2) 新規金融機関との取引開始及び資金運用について (3) 第1四半期のまとめと第2四半期方針承認の件 (4) 2019年度理事報酬額決定の件
第2回	日時 2019年7月24日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事25名、監事4名、事務局9名
【主な議題】	(1) 6月度事業経営報告承認の件
第3回	日時 2019年8月29日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事4名、事務局9名
【主な議題】	(1) 7月度事業経営報告承認の件 (2) 第21期総定数および総代選挙区承認の件
第4回	日時 2019年9月25日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事5名、事務局7名
【主な議題】	(1) 8月度事業経営報告承認の件 (2) 第2四半期活動まとめと第3四半期方針承認の件 (3) コープたまぼこ照明LED化について
第5回	日時 2019年10月24日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事23名、監事5名、事務局8名
【主な議題】	(1) 9月度事業経営報告承認の件
第6回	日時 2019年11月27日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事23名、監事5名、事務局9名
【主な議題】	(1) 10月度事業経営報告承認の件 (2) 加賀センター開設の件
第7回	日時 2019年12月19日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事5名、事務局9名
【主な議題】	(1) 11月度事業経営報告承認の件 (2) 第3四半期活動のまとめと第4四半期方針承認の件 (3) 2020年度基調方針承認の件 (4) 2030年ビジョン承認の件 (5) コープ共済連臨時総会代議員選出の件

第8回	日時 2020年1月29日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事23名、監事5名、事務局8名
【主な議題】	(1) 12月度事業経営報告承認の件 (2) 第21回通常総代会招集に関する理事会決定事項承認の件 (3) 第11期役員選挙区及び定数承認の件 (4) 2019年度(第10回) コープいしかわ地域活動助成金助成団体及び助成金額承認の件
第9回	日時 2020年2月27日(木) 場所 松任文化会館 出席理事24名、監事4名、事務局9名
【主な議題】	(1) 1月度事業経営報告承認の件 (2) 執行役員選任の件 (3) 日本生協連第70回通常総会及びコープ共済連第12回通常総会代議員選出の件
第10回	日時 2020年3月26日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事5名、事務局8名
【主な議題】	(1) 2月度事業経営報告承認の件 (2) 第4四半期活動のまとめと第1四半期方針承認の件 (3) 2020年度事業予算承認の件 (4) コープ共済連臨時総会議案に対する組織判断承認の件 (5) 役員人事委員会答申承認の件 (6) 第21回通常総代会議案の取り下げ及び議案書(1号・2号・3号除く)承認の件 (7) 所在不明組合員の「みなし自由脱退処理」承認の件
	日時 2020年4月27日(月)
【主な議題】	(1) 県外在住組合員の加入 承認の件 (2) コープ北陸第24回通常総会代議員の選出及び役員候補推薦の件 (3) 石川県生協連第55回通常総会代議員の選出及び役員候補推薦の件
	日時 2020年5月19日(火)
【主な議題】	(1) 第21回通常総代会議案書(第4号・第5号除く)承認の件 (2) 加盟団体総会議案の組織判断の件 (3) コープ北陸第24回通常総会全体区分理事候補推薦の件

* 4月・5月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定款 第32条に基づいて議決しています。

2019年度 監事会報告

第1回監事会

日時 2019年6月12日
場所 地場産業振興センター
出席 監事5名
内容 (1) 特定監事選任
(2) 総代会運営監査項目について

第2回監事会

日時 2019年6月27日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) 監事会の申し合わせ事項について確認
(2) 監事監査報酬の決定
(3) 総代会運営監査について確認
(4) 監事監査2018年度まとめと2019年度方針及び計画を確認

第3回監事会

日時 2019年7月24日
場所 古府センター会議室
出席 監事4名
内容 (1) のとセンター監査内容を確認

第4回監事会

日時 2019年8月29日
場所 古府センター会議室
出席 監事4名
内容 (1) 監査法人の選任の考え方について確認
(2) のとセンター業務監査結果を協議
(3) 福祉事業運営部の業務監査について確認
(4) 秋の総代会議への監事の参加分担を確認
(5) 次期役員選挙での監事候補者の推薦について協議

第5回監事会

日時 2019年9月25日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) 福祉事業運営部の業務監査結果を協議
(2) 上期決算監査と経理部の監査項目確認

第6回監事会

日時 2019年10月24日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) 常勤の理事との懇談会の内容を協議
(2) 人事総務部の監査項目確認
(3) 日生協監事監査研究交流会の内容確認

第7回監事会

日時 2019年11月27日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) 上期決算監査と経理部の監査結果を確認
(2) 人事総務部の監査結果を確認
(3) 店舗事業運営部、店舗開発部の監査内容を確認

第8回監事会

日時 2019年12月19日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) ケアセンター金沢の監査結果を協議
(2) 店舗事業運営部、店舗開発部の監査結果確認

第9回監事会

日時 2020年1月29日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) 新たな監査法人の選任について
(2) 福祉事業運営部(2回目)の監査結果確認
(3) 宅配事業部・宅配運営部の監査項目確認
(4) 2020年度監事会予算を協議・確認

第10回監事会

日時 2020年2月27日
場所 古府センター会議室
出席 監事4名
内容 (1) 宅配事業部・宅配運営部の業務監査結果を協議
(2) 総合企画部の業務監査項目確認

第11回監事会

日時 2020年3月26日
場所 古府センター会議室
出席 監事5名
内容 (1) 総合企画部の業務監査結果の協議
(2) 春の総代会議への監事の参加分担を確認
(3) 2019年度監事会活動のまとめを協議

年度末決算監査

日時 2020年5月6日
場所 本部会議室
出席 監事5名
内容 決算関係書類及び付属明細書、事業報告書及び付属明細書、剰余金処分案、予算案、子会社調査

年度末常勤の理事監査

日時 2020年5月7日
場所 本部会議室
出席 監事5名
内容 事業及び決算状況、理事の職務執行状況

第12回監事会

日時 2020年5月11日
場所 本部会議室
出席 監事5名
内容 (1) 年度末監査結果(決算及び事業、理事職務執行)
(2) 監査法人監査報告検討
(3) 監査報告書、意見書
(4) 議案書調査結果

【その他】

〈部署内業務監査〉

①2019年 8月20日 のとセンター
②2019年 9月20日 福祉事業運営部
③2019年10月30日 上期決算・経理部
④2019年11月20日 人事総務部
⑤2019年12月18日 店舗事業運営部
店舗開発部
⑥2020年 1月23日 福祉事業運営部
⑦2020年 2月19日 宅配事業部
宅配運営部
⑧2020年 3月19日 総合企画部

〈理事者との懇談会等〉

第1回 2019年11月21日
参加 理事長、常務理事、常勤理事
内容 経営状況及び課題
この間の監事監査状況等

〈監査法人監査説明会、報告会〉

第1回 2020年3月 6日
第2回 2020年5月11日

〈研修会等〉

生協監事監査研究交流会
日時 2019年11月28日～29日
場所 大阪 参加 監事4名
内容 内部統制システム監査における監事の役割と実践
いばらきコープの監事監査活動
法令ワンポイント解説

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

2019年度 宅配事業委員会のまとめ

1. 宅配事業委員会の目的

- (1) 宅配事業（統一企画、県別企画、独自事業）の状況と政策方針を検討・確認します。
- (2) 統一企画及びコープいしかわオリジナル商品の企画について協議・確認します。
- (3) コープいしかわオリジナル商品の改廃について協議・確認します。
- (4) 年4回の重点商品学習会に委員が参加し商品知識を深め、地域協議会等に広げます。

2. メンバー構成

- 【理 事】 大谷 学 (理事長)、安部 友美 (常任理事)、吉田 和子 (能登)、前 美佳 (石川東)、
加野 あけみ (石川西)、前田 由香里 (石川西)、小西 彰子 (南加賀)
- 【協議委員】 神尾 ゆかり (能登)、畑中 智子 (能登)、山越 仁美 (石川東)、清水 祥子 (石川東)、
後 紀子 (石川西)、坂井 実和子 (石川西)、北村 千鶴代 (南加賀)、齋藤 美由紀 (南加賀)
- 【職 員】 荒井 昌亨 (執行役員・宅配支援部マネジャー)、三宅 知江 (執行役員・宅配事業部マネジャー)
山本 泰史 (コープ北陸・商品部 ドライグループ次長代行)
橋本 信一、小川 郁美、得田 恵、木村 舞、雁行 委子 (宅配事業部)

※2020年3月31日現在

3. 活動内容

回	開催日	内 容
第1回	2019年 7月 5日	・「班で山分けお楽しみプレゼント」2019年度のすすめ方について ・1人利用班の宅配料付加最終案内について ・株式会社ジョイフルまるやまとの業務提携について ・コープ北陸オリジナルケーキ製造中止について (報告) ・2018年度じわもーる迎春企画まとめ及び2019年度の方向性について
第2回	8月 2日	・コープおすすめ情報便 費用の値上げ要請への対応について ・消費税増税に伴う組合員案内について ・アイ・ミルク北陸(株)工場見学について ・2019年度じわもーる迎春企画について ・2019年度第2回重点商品学習会 報告交流
第3回	9月 6日	・2019年度 じわもーる迎春企画について (最終提案) ・2019年度第4回半期ページネーションの変更について ・コープ葬学習会
第4回	10月 5日	・2019年度キッチングッズキャンペーンの取り組みについて ・創立20周年記念事業宅配企画について ・2019年度第3回重点商品学習会 報告交流 ・アイ・ミルク北陸(株)工場見学 報告交流
第5回	11月 2日	・加賀センター開設ならびに開設に伴う投資について ・12月4回・5回迎春本番企画紙面について
第6回	12月 6日	・洋服の青山「フレッシュアズ応援フェア」DMハガキ配布について ・コープ北陸商品委員会視察 第3回コープファミリーサポーター研修 報告 ・迎春試食学習会 報告交流
第7回	2020年 1月10日	・コープいしかわHPへの風水雪害時の組合員投稿運用について (試験導入) ・「組合員の声の循環」からの改善要望の具体化まとめ ・「新規組合員受け入れコース」2019年度まとめ ・「うちの班のお気に入り」2019年度すすめ方について ・くらしと生協の配送方法ならびに返品方法の変更について
第8回	2月 7日	・「夕食宅配」の供給価格の値上げについて ・2019年度はじめてばこのまとめ ・2019年度第4回重点商品学習会 報告交流
第9回	3月 6日	・欠品遅配メール配信対応について ・COOP商品60周年にともなうコープいしかわのおすすめ商品選定について ・県別企画迎春2019年度まとめと次年度方向性について ・2019年度生活文化事業のまとめと2020年度方針 ・2019年度配食事業まとめと2020年度方針について
第10回	4月 3日	・2019年度県別企画じわもーるまとめ2020年度方針 ・(株)メガネスーパーとの業務提携について ・2019年度葬祭事業まとめ2020年度方針

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月は開催中止。6月は制作時点では開催の見通しがたっていないため掲載しておりません。

4. 活動のまとめ

- (1) 宅配事業全般では、「班で山分けお楽しみプレゼント」、「1人利用班の宅配料付加最終案内」、「消費税増税に伴う組合員案内」、「キッチングッズキャンペーン」「はじめてばこ」などについて、協議をすすめました。
- (2) 県別企画では、迎春企画のすすめ方などについて協議を行いました。
- (3) 葬祭学習会を実施し、各地域協議会で学習会の開催または開催に向けた計画づくりが行われました。
- (4) 供給企画方針・供給基本計画では、実際利用した感想や紙面内容などの意見交流を深めました。
- (5) 宅配事業（独自事業）のまとめ及び2020年度のすすめ方について協議を行いました。

5. 2020年度の活動方針

- (1) 宅配事業（統一企画、県別企画、独自事業）の状況と政策方針を検討・確認します。
- (2) 統一企画及びコープいしかわオリジナル商品の企画について協議・確認します。
- (3) コープいしかわオリジナル商品の改廃について協議・確認します。
- (4) 年4回の重点商品学習会に委員が参加し商品知識を深め、地域協議会に伝えます。

2019年度 店舗事業委員会のまとめ

1. 店舗事業委員会の目的

- (1) コープいしかわ店舗事業の業務執行及び政策に関わる課題を議論する場とします。
- (2) 政策課題については議論後、方向性を示し理事会に答申します。

2. メンバー構成

- 【協議委員】 田中 やす子(能登)、池端 恵理(石川東)、奥田 麻実(石川東)、西山 麻里子(石川西)、松野木 亜津美(石川西)、木村 映子(南加賀)、加藤 優子(南加賀)
- 【理事】 大谷 学(理事長)、南出 美友紀(常任理事)、若狭 和夏子(能登)、丸川 優(石川東)、加賀 千鶴子(石川西)、藤田 美由紀(石川西)
- 【職員】 濱上 康弘(執行役員、店舗開発部マネジャー)、松岡 英明(店舗事業運営部マネジャー)、山崎 勝範(店舗事業運営部)、塚野 紀一(店舗開発部)

※2020年3月31日現在

3. 会場について

コープおおぬか組合員集会室にて開催しました。

4. 活動内容

回	開催日	内 容
第1回	2019年 7月 8日	事業報告(6月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、取引先への声の循環について報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、試食。
第2回	8月 5日	事業報告(7月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、店舗政策について協議、試食。
第3回	9月 9日	事業報告(8月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、能登地域買物支援調査について協議、試食。
第4回	10月 7日	事業報告(9月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、コープたまぼこ照明LED化報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、コープいしかわ20周年記念事業店舗企画について協議、店舗政策のすすめ方について協議、試食。
第5回	11月11日	事業報告(10月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、店舗実践事例報告会の開催について報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、コープいしかわ20周年記念事業店舗企画について協議、試食。
第6回	12月 9日	事業報告(11月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、試食。
第7回	2020年 1月17日	事業報告(12月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員の声報告、2019年度店舗職員方針検討会開催について報告、移動スーパーに関するアンケート調査結果報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、試食。
第8回	2月10日	事業報告(1月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議、試食。
第9回	3月 9日	事業報告(2月度実績他)、商圈別来店報告、買物支援事業報告、各地域協議会からの意見、組合員応援団報告、組合員の声報告、おすすめ情報便の掲載内容について協議。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月・5月は開催中止。6月は制作時点では開催の見通しがたっていないため掲載しておりません。

5. 活動のまとめ

- (1) 店舗事業状況報告や運営課題について議論をすすめました。
- (2) 買物支援事業(コープいーじ〜便・移動スーパーコボ丸便)の状況報告をしました。
- (3) 能登地域の買物支援事業のアンケート調査について議論しました。
- (4) たまぼこ・おおぬか応援団からの意見や各地域協議会が出された意見をもとに店舗の改善をすすめました。
- (5) おすすめ情報便での店舗の広報の内容について議論しました。

6. 2020年度の活動方針

- (1) 店舗事業状況の確認や事業課題への対策および方針を議論します。
- (2) 買物支援事業(コープいーじ〜便・移動スーパーコボ丸便)状況の確認や課題について議論をすすめます。
- (3) 3号店出店について進捗があった際には報告、協議します。
- (4) 出店基準の考え方等、店舗政策について報告、協議します。

2019年度 福祉事業委員会のまとめ

1. 福祉事業委員会の目的

- (1) 福祉事業政策を具体化します。
- (2) 年度方針に基づく事業活動（介護保険事業）の検証と方針策定を行います。
- (3) 福祉に関する学習活動の検討と運営を行います。
- (4) 「コープおたがいさま」など諸団体との連携や情報交流を行います。

2. メンバー構成

- 【協議委員】 牧田 静江（石川東）、新 純子（石川西）、西出 宏美（南加賀）
- 【理事】 吉本 輝芳（常務理事）、齋藤 千絵（常任理事）、幽経 華菜子（能登）、前 美佳（石川東）、
前田 由香里（石川西）、新藤 ひろ美（南加賀）
- 【助言者】 関根 弘子（コープおたがいさま金沢代表）
- 【職員】 浅田 晋一（執行役員、福祉事業運営部マネジャー）、木倉 正規（ケアセンター金沢施設長）、
町出 須美子（ケアセンター戸板副施設長）、倉 喜和子（組合員活動部）

※2020年3月31日現在

3. 活動内容

回	開催日	内 容
第1回	2019年7月16日	・2019年度福祉事業委員会のすすめ方について ・「生協10の基本ケア」の定着のすすめ方について ・コープいしかわ福祉事業（訪問介護、通所介護、居宅介護支援、相談支援、グループホーム）について ・2018年度まとめ2019年度方針 ・コープおたがいさま活動まとめ
第2回	9月17日	・施設見学「グループホーム戸板、デイサービスこーぷあいあい」 ・2016～2018年度経営改善計画のまとめと今後の方針 ・自費サービスの料金改定について ・コープおたがいさま活動まとめ
第3回	11月19日	・施設見学「ハートコープいしかわ」（農産加工、リサイクル事業） ・福祉事業上期まとめと下期方針について（下期実行計画数値） ・9月第1回生協10の基本ケア内部講座の開催報告 ・10月福祉事業実践事例報告会の開催報告 ・コープおたがいさま活動まとめ
第4回	2020年 1月21日	・利用者満足度調査結果と対応 ・12月度までの事業まとめと第4四半期方針について ・2020年度基調方針について ・「これからの福祉事業」政策の論議のすすめ方について ・1月第2回生協10の基本ケア内部講座の開催報告 ・2月福祉事業実践事例報告会開催要項について ・コープおたがいさま活動まとめ
第5回	3月17日	・2019年度まとめと2020年度方針について ・2019年度福祉事業委員会まとめについて ・2月福祉事業職員方針検討会の開催報告 ・コープおたがいさま活動まとめ

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月は開催中止。

4. 活動の成果と課題

- (1) 持続可能な福祉事業に向けての経営改善について意見交換をすすめました。
- (2) 「生協10の基本ケア」の定着について意見交換をすすめました。
- (3) 既存事業の施設見学や福祉についての学習をすすめました。
- (4) 「コープおたがいさま」の活動について意見交換を深めました。

5. 2020年度の活動方針

- (1) 持続可能な福祉事業に向けての経営改善や「生協10の基本ケア」の定着について意見交換をすすめます。
- (2) 「これからの福祉事業」政策について意見交換をすすめます。
- (3) 学習会を開催し、高齢者福祉、障がい者福祉についての理解を深めます。

2019年度 組合員活動委員会のまとめ

1. 組合員活動委員会の目的

- (1) 地域の様々な活動の中心となる地域協議会がイキイキと活動できるように、運営について交流します。地域協議会は「地域に近い組合員による活動」を更にすすめていきます。
- (2) 組織政策・分野別活動について地域協議会と連動を図り、組合員活動を推進していきます。
- (3) コープくらぶ、コープさーくるが活動しやすくなるよう、運用の改善をすすめていきます。

2. メンバー構成

- 【協議委員】 畠中 恵子、坂本 典子(能登)、角野 明日香、仲川 恵梨(石川東)、野村 有美、
シー 里香(石川西)、松永 裕子、武隈 祐子(南加賀)
- 【理事】 堀口 亮一(常勤理事)、齋藤 千絵(常任理事)、幽経 華菜子(能登)、瀧能 由枝(石川東)、
加野 あけみ(石川西)、小西 彰子(南加賀)
- 【監事】 上野 美佐乃、林 静香、中田 ますみ
- 【職員】 藤岡 潤、岡本 貞孝、高畠 寛、倉 喜和子、西口 晴美(組合員活動部)、金井 克憲(人事総務部)
※2020年3月31日現在

3. 活動内容

回	開催日	内 容
第1回	2019年 6月20日	・第2回コープくらぶ連絡会議の開催判断と交流会の開催について ・「コープくらぶのつくりかた」説明会の実施について ・食と健康「ヘルシーレシピコンテスト」の開催について
第2回	7月26日	・環境活動「アマモを知って海を守ろう」開催について ・2019年度下期商品学習・交流ツール及び迎春試食学習会関連について
第3回	8月21日	・2020年NPT再検討会議に向けた取り組み進捗と今後のすすめ方について ・組合員活動委員会における2019年度学習活動について
第4回	9月18日	・2019年度下期コープさーくる活動登録の承認について ・「いしかわまるごと健康チャレンジ2019」の進捗及び今後の対応について
第5回	10月16日	・「くみかつガイド 2020」編集の進め方について ・2019年度上期コープくらぶの活動状況について
第6回	11月15日	・2020年度コープくらぶ、コープさーくる募集要項 ・東日本大震災の被災地支援活動の終了について 「防災学習会」
第7回	12月20日	・第2回地域協議委員研修 開催に向けて ・ハンガー・フリー・ワールドの書き損じはがき回収の取り組み結果報告と今後について ・「ゲノム編集学習会」
第8回	2020年 1月22日	・2020年度分野別方針 ・目的遂行型助成の2019年度まとめと2020年度方針について
第9回	2月22日	・「子どもの貧困」問題への取り組み方針について ・「食と健康サポーター」を中心とした「健康」分野行事のすすめ方
第10回	3月18日	・2019年度組合員活動委員会まとめについて ・2020年度「平和の旅」のすすめ方について

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月・5月は開催中止。

4. 活動のまとめと次年度に向けて

- (1) 地域協議会運営の交流をすすめたほか、目的遂行型助成を活用した活動の共有を行いました。また、学習会を2回開催し、地域協議会活動の推進を支援しました。次年度も地域協議会の活動の参考となる「学習会」を適宜開催していき、地域協議会による「地域に近い組合員による活動」を更にすすめていきます。またSNSを活用した広報を強めていきます。
- (2) 「コープくらぶ」を対象にした連絡会議・交流会を地域協議会主催で開催し、コープくらぶメンバーの活動の声を聞き取り、運用の見直しをすすめました。引き続き「コープくらぶ」が活動しやすい環境をコープくらぶメンバーの声に基づき整備していきます。
- (3) 分野別活動においては、2020年のNPT再検討会議に向けた取り組みの進捗を随時確認し、推進を図りました。また、レシピコンテストや健康チャレンジなど新しい取り組みを地域の諸団体と連携して実施し、組合員や地域のくらしに役立つ活動を行いました。引き続き、地域の諸団体と意識的に連携し、地域とのネットワークを育む中で組合員や地域のくらしに役立つ活動をすすめていきます。

5. 2020年度の活動方針

- (1) 地域の様々な活動の中心となる地域協議会がイキイキと活動できるように、運営について交流します。地域協議会は「地域に近い組合員による活動」を更にすすめていきます。
- (2) 組織政策・分野別活動について地域協議会と連動を図り、組合員活動を推進していきます。
- (3) コープくらぶ、コープさーくるが活動しやすくなるよう、運用の改善をすすめていきます。

2019年度 機関紙企画検討委員会のまとめ

1. 機関紙企画検討委員会の目的

- (1) 機関紙企画の検討と評価（毎回）
- (2) おたよりまとめとモニター評価
- (3) 産地・メーカーを訪ねてなど企画の取材

2. メンバー構成

【理 事】 堀口 亮一（常勤理事）、吉田 和子（能登）、丸川 優（石川東）、加賀 千鶴子（石川西）、
新藤 ひろ美（南加賀）

【職 員】 佐々木 智一（総合企画部マネジャー）、坂本 和代（総合企画部）、竹内 奈穂子（総合企画部）

※2020年3月31日現在

3. 活動のまとめ

- (1) 機関紙企画検討委員会でのご意見をもとに、伝えたいポイントや組合員参加について企画内容を検討し、組合員にとってより身近な機関紙へ近づきました。
- (2) 機関紙企画検討委員をはじめモニターや教え合い講師、LPAの会やコープくらの組合員など、紙面への組合員登場回数がさらに増え、より親近感の持てる紙面となりました。
- (3) 表紙と中紙面の関連だけでなく、アイ・ミルク北陸と牛乳特集、ヘルシーコープ関連特集と健康応援レシピのよいうにコーナー間の関連を持たせることができました。
- (4) 機関紙モニターなど組合員の声を紙面に反映し、あんあんニュースの紙面改善につながりました。

4. 2020年度の活動方針

- (1) 機関紙を読むことが組合員の運営参加のひとつとなるよう、組合員にとって知りたい、知ってよかったと思えることを主題とし、機関紙を通して組合員の「くらしのお役だち」に貢献できる機関紙制作をおこないます。
- (2) 組合員から発信される暮らしの中の関心事を中心に、「知る・学べる・役に立つ」機関紙として組合員の暮らしに役立つ提案を行います。また、機関紙を通して、組合員の暮らしへお役立ちしているコープいしかわの姿を組合員へ知らせます。
- (3) 機関紙モニターや組合員の声を紙面に反映し、掲載内容の質の向上を目指した編集を行っていきます。
- (4) コープいしかわ20周年記念企画として、事業・活動の20年を振り返り、声を真ん中に様々な改善や進歩を進めてきたことを伝えるシリーズコーナーを掲載します。
- (5) 2020年12月号からのリニューアルを検討します。

第21期 総代名簿(400名)

【第21期総代の任期は2020年11月5日までです。】 2020年3月10日現在

第1区 (15名)	第3区 (29名)	表 寿美	第5区 (93名)	竹内 佳世子	西谷 由美子	北市 京子
		竹内 朋子		三田 悦子	石井 他津子	中村 節子
本口 夏美	朝野 玲子	米澤 昭美	牛島 慶子	米田 優美子	小倉 京子	池田 里美
池田 千春	村上 千夏	藤井 美穂	西野 文子	永吉 佳代子	山本 彩子	八田 佳子
角海 妙子	宮本 喜久子	角嶋 昌美	高田 昭子	宮崎 美和子	島田 和子	市村 和子
梅沢 絵里	荒俣 澄江	岡田 淑恵	伊藤 伸子	清水 久美	明翫 恵子	清水 千枝子
木下 京子	市川 政枝	村田 郁枝	竹本 みゆき	豊岡 幸子	前多 真紀子	大田 和江
小坂 順子	小竹 久美子	高村 一恵	大田 玲子	山田 早苗	中村 恭子	浅田 美愛子
橋本 純子	熊澤 裕可里	高田 照代	佐藤 佳代子	宇根 可奈子	中原 友理佳	松永 裕子
秦 公子	赤池 典子	遠藤 文江	黒崎 増子	北村 久美子	佐藤 ひとみ	西出 宏美
平 美由記	寺内 良美	館 千恵子	吉田 憲子	田村 雅子	中谷 佳子	高崎 美千代
外畑 由美子	梶 明日香	岡山 恵子	古一 留美	鏡味 治也	網本 千秋	西村 明美
刀祢 博子	藤堂 純子	瀧口 正子	増馬 一美	能沢 久代	尾村 静香	木村 知
田近 絵里子	北田 能子	竹本 良美	長谷川 典子	田中 智子	新 純子	木村 映子
浜片 洋子	宮下 文子	松本 美智栄	向川 はるみ	中山 美子	奥山 賀子	宮岸 君子
平 千幸	高柳 照子	岡田 恵理子	後 紀子	小寺 洋子	畑中 節子	中田 由利香
彦田 潤子	桑江 はるみ	駒井 美樹	飯森 博子	松本 松枝	竹内 恵子	大中 昭枝
第2区 (40名)	牧田 静江	鋤田 淳子	野村 有美	蔵 淳子	吉田 恵子	北村 千鶴代
	斎藤 悦子	角野 明日香	穴田 貴子	気谷 啓子	吉田 玉子	甲斐 紗衣子
畠中 恵子	林 すみ代	金田 利里子	小鍛冶 光子	大木 晨子	若松 奈美江	二股 慶子
坂口 愛恵	奥田 麻美	高 尚子	林 朗子	代崎 幸代	古田 真由美	北嶋 加奈子
高木 泉	久下 かつい	相川 琴美	黒瀬 千鶴	青木 和美	渡部 香名映	河端 多津子
金田 さと子	荒川 めぐみ	清水 祥子	角尾 明香	研元 真由美	高見 信子	太田 香奈子
切柳 美奈子	安田 香	新保 千加子	吉岡 幸子	中川 裕子	千口 美雪	北野 一美
今本 美智代	田甫 昌子	東藤 吏江	中川 順子	田中 明子	碓田 和美	北島 邦子
窪 きよ美	黒森 美有喜	能崎 外世子	吉岡 由紀子	宮川 真理子	紺谷 聡子	南 博美
吉岡 由美子	中村 静子	紺谷 淑子	岡 利子	宮崎 良江	佐藤 沙恵美	道端 雅美
浜崎 みのり	徳本 すみ子	市原 京子	坂 理恵	奥野 和代	岡野 ひでみ	勝木 ゆう子
久保 広美	橋羽 紘美	中塚 真弓	河島 明美	上馬 久美子	白浜 美由紀	得能 朋子
日下 よ志恵	笠嶋 祐子	井上 節子	松野木 亜津美	池上 真知子	徳野 幸恵	田中 孝子
村口 美千代	赤崎 久美子	城戸 絵理	東藤 正栄	米田 美利	池本 厚子	中村 恭子
坂本 典子	第4区 (87名)	飯田 和子	藤田 亜紀子	中島 恵美	徳田 アサノ	岩谷 紀江
畑中 智子		宮下 純子	坂上 倫子	中村 真奈美	宮川 れい子	中村 幸枝
神尾 ゆかり	丸尾 和美	片岡 紀子	中條屋 千栄子	山崎 好子	上杉 せいこ	唐木 由美
瀧平 幸恵	堀田 千代里	岩城 圭子	倉 薫	新町 よし子	武長 侑香	北中 絵実子
原 範子	田辺 起久子	西村 美佐子	中村 麗子	第6区 (59名)	細川 珠美	第9区 (22名)
田中 やす子	中村 幸子	池端 恵理	畠田 眞理子		第7区 (18名)	
前田 幹子	平田 知栄子	辻 来見	林田 香奈里	手崎 久美子		
中山 美智子	仲川 恵梨	上野 由起子	三孟 桂子	升 文子	惣川 多恵子	山野下 雅子
沢田 智佳子	佐久間 香織	土田 美智恵	森 和枝	百成 秋美	坂下 淳子	橋川 久寿美
北風 幸子	寺田 光子	島田 美子	越後 さつき	田中 てるみ	加藤 優子	中屋 明
塩谷 多賀子	上田 麻未	冬爪 由紀子	山田 朋子	森金 美恵子	田路 依莉子	三瀬 由実
下出 清枝	観音 佳津子	大村 洋子	守 八重子	戸澤 摩泰子	西田 依子	吉野 恵津子
前多 千恵子	丹羽 恭代子	坂本 広美	橋本 節子	寺島 佳寿子	疋島 智子	谷中 真弓
堤 宰加	松本 のり子	金田 幸枝	三浦 道子	鈴木 美子	酒井 正美	宮永 千代己
品田 舞	日笠 廣美	武田 祐子	正司 桂子	四柳 美貴	石本 裕美子	西原 珠枝
出見世 浩美	利田 恵美子	坂井 世都子	大沼 雅子	野村 恵美子	本西 有子	高橋 弘子
端 睦美	山口 仁美	幾老 和枝	三室 由布子	本江 真澄	上田 啓子	福島 智子
相川 初枝	山下 佳子	土本 英子	吉田 美恵子	鶴賀 幸恵	亀倉 由紀子	堂北 春花
浅井 幸子	越中 敦子	山口 はつ子	金野 美保	南出 昌子	南 芳美	柏田 恵美子
中嶋 松江	広瀬 洋子	堤田 丈乃	坂井 和子	池田 淳子	岩渕 理絵	紋谷 律子
麦谷 美恵子	篠田 悦子	朝山 早苗	藤崎 久二子	シー 里香	山本 真祐美	桑村 美奈子
新井 敬子	柴田 武子	末友 雅子	和田 伸子	川上 佐保子	川本 広美	針谷 祐子
曾福 弘美	小菅 いずみ	高畠 真理	池上 郁代	林 啓子	北出 理恵	笹木 朋子
山田 悦子	旗 ますみ	横野 順子	田端 千絵	森 美佳	吉田 静子	石田 房江
藤田 美恵子	岩原 和子	奥村 千鶴	牧口 幸栄	阿字地 千穂	加堂 由美子	阿戸 節子
宇野 直美	高田 広美	清造 悦子	阿部 文子	西山 麻里子	第8区 (37名)	大丸谷 恵津子
川村 こづえ	北村 はるみ	森川 真澄	芝 恵子	村西 順子		中出 晴美
新田 沙弥香	高木 美保	作田 三由里	藤沢 三千代	橋田 静郁	武隈 祐子	南野 博子
	木多 紀子	山越 仁美	中村 真由美	渡瀬 昭子	齋藤 美由紀	

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

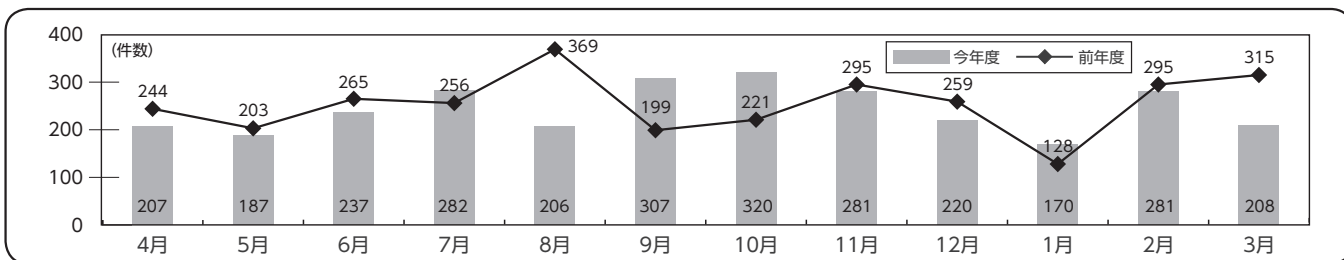
資料集

2019年度 「組合員の声」のまとめ

【組合員の声の状況】

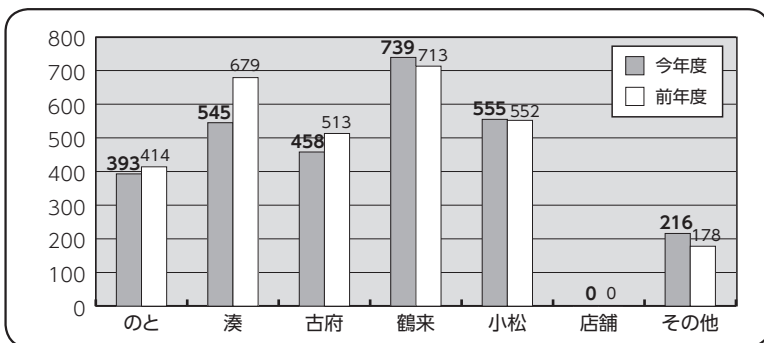
1. 月別受付件数

期間：2019年3月21日～2020年3月20日



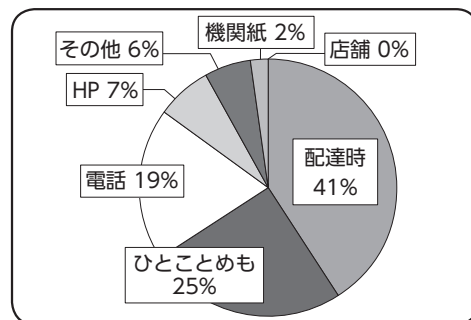
年間件数は、2,906件となり、前年度より143件減少しました。9月度10月度で「我が家のつづやき」から123件ありました。ご意見としては「生協でもプラスチック使用を減らす方法を考えてほしい」、10月からの消費税率アップに伴うキャッシュレス還元の影響と思われる「宅配代金をクレジット決済にしてほしい」、新型コロナウイルスの影響によるマスクの供給不足があり、「抽選に当選しない、どんな抽選方法を行っているのか」、「配達当日に欠品案内するのは遅い」などがありました。

2. 事業所別件数



※その他：HP・学校

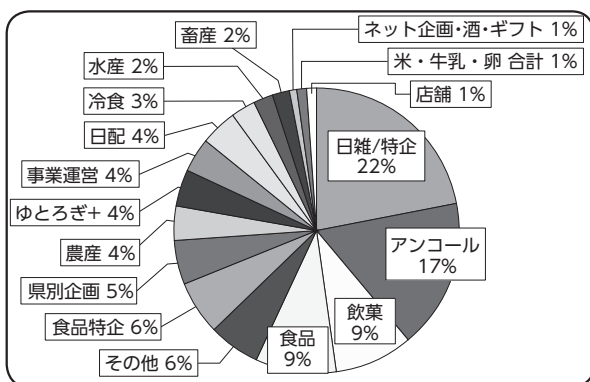
3. 回収チャネル



※その他「我が家のつづやき」など

「配達時」に寄せられる声全体が全体の4割を占めています。

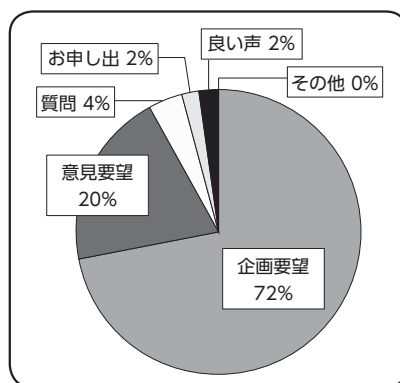
4. 部門別構成比



※その他「コープいしかわの運営・独自事業」他

「日雑・特企」が最も多く、続いて「アンコール」「飲食」「食品」となり、この4部門で全体の約6割となります。

5. 声の種類



6. 平均回答日数

今年度	前年度	差異
11.2	9.1	2.1

7. 「組合員の声」による改善事例

組合員からいただいた声を基に検討を行い、商品の企画実現や容器・商品案内・表示の見直しなど19件の改善につながりました。

事例1)「即席みそ汁いろいろ30食生みそ」で、減塩とそうでないもののパッケージが似ているので判別がつきにくい。⇒10月5回企画の商品案内から「減塩タイプ」については「通常タイプより塩分25%カット」の表現を追加しました。

事例2)「セフターエナジー強力洗浄」の本体の目盛の所が見にくく、毎回あふれてしまうのでもっとはっきり見やすいようにしてほしい。

⇒5月4回の企画分から改良品として本体横の透明部分の幅を拡大しました。

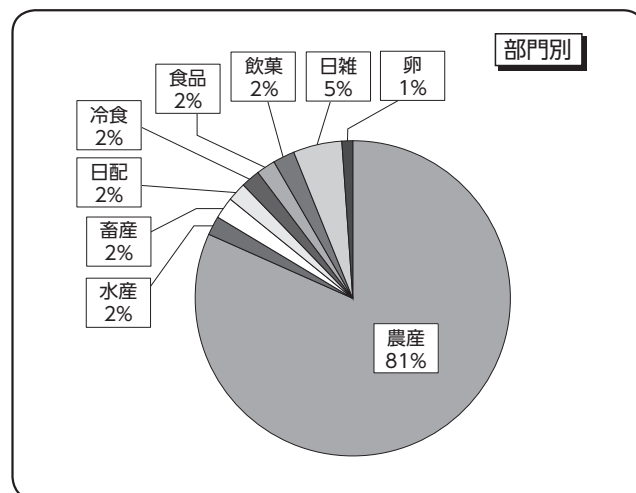
2019年度 「お申し出」 のまとめ

1. 部門別件数

部 門	18年度	19年度	前年比
米	3	1	↓ 33%
牛乳	4	14	↑ 350%
卵	12	16	↑ 133%
農産	1,695	1,528	⊘ 90%
水産	30	33	⊘ 110%
畜産	50	35	↓ 70%
日配	52	43	⊘ 83%
冷食	35	45	↑ 129%
食品	48	42	⊘ 88%
飲菓	42	39	⊘ 93%
日雑	118	92	↓ 78%
合 計	2,089	1,888	⊘ 90%

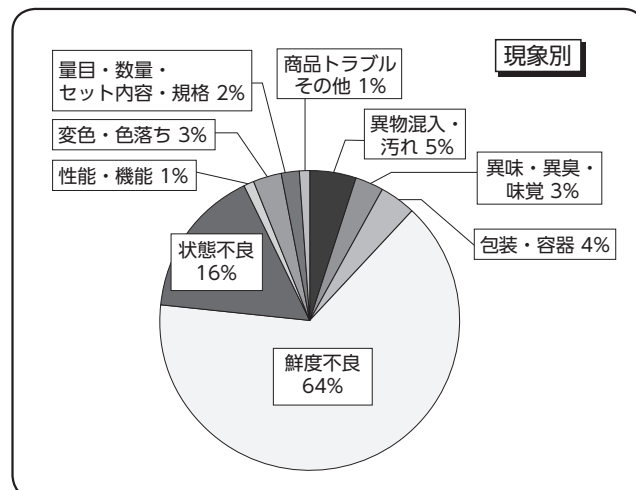
・年間件数は1,888件で前年より201件減少しました。お申し出全体の約8割を農産部門が占め、農産品では167件減少しました。現象としては傷みや腐りなどの鮮度不良が多くなっています。2番目に多いのは日用雑貨品です。現象としては状態不良や性能・機能に関するものが多くなっています。卵、牛乳、水産、冷食は増加しましたが、米、畜産、日配、食品、飲料・菓子は減少しました。

↑ (120%以上) ⊘ (100-119%) ⊘ (81-99%) ↓ (80%未満)

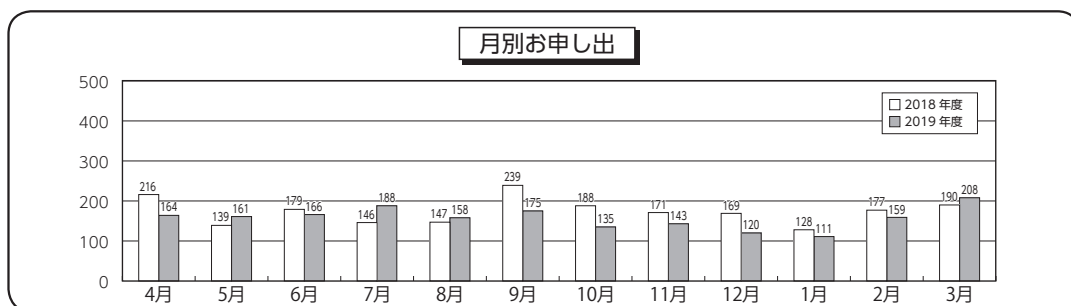


2. 現象別件数

部 門	18年度	19年度	前年比
異物混入・汚れ	116	101	⊘ 87%
異味・異臭・味覚	65	55	⊘ 85%
包装・容器	72	83	⊘ 115%
表示・イメージ違い	9	3	↓ 33%
鮮度不良	1,376	1,206	⊘ 88%
状態不良	317	301	⊘ 95%
性能・機能	20	18	⊘ 90%
繊維類の不良	0	2	—
変色・色落ち	47	55	⊘ 117%
量目・数量・セット内容・規格	25	33	↑ 132%
花苗・種意見	8	5	↓ 63%
人体被害・スキントラブル	4	10	↑ 250%
商品トラブルその他	30	16	↓ 53%
合 計	2,089	1,888	⊘ 90%



3. 月別件数



4. 今年度の特徴

- ・人命に関わるような重大な商品事故はありませんでした。
- ・重要対応お申し出として、「フルーツミックス (パウチ)」にて、シール不良が原因で商品の膨張や液漏れが発生し、利用組合員へDM案内し商品の自主回収をおこないました。
- ・農産部門のお申し出は、天候が年間を通して比較的安定していたことから前年より減少しました。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

2019年度 おしゃべりコープ報告書に寄せられた声

能登地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

□…コメント、意見、感想など ■…期待、要望など

全体まとめ

能登地域のおしゃべりコープの声では「日々思っていることを仲間やご家族と楽しくおしゃべり」されている様子を感じることができました。「商品のこと」、「介護や福祉のこと」、「災害やその備え」について特に多くコメントが寄せられています。そのほか、「地域の高齢化や過疎化について」や「キャッシュレス還元・決済について」など特徴的な声も見受けられました。

●暮らしについて

- ☐久しぶりに会った友人は私よりだいぶ年上ですが〇〇ペイなどを使いこなして驚きました。私も賢く使って得たいです。
- ☐どんなサプリを飲んでるか話しました。
- ☐地域での行事について話しました。
- 過疎により地域の行事や祭りに問題が出てきている。
- 若い住人が増えず、近所ではデイサービスや老人施設に入った人が目立ってきた。私たちが地域を元気にしたい。

●介護・福祉や老後について

高齢化の現状と将来の不安

- ☐自分たちが介護を受けることになったらどうしようと心配になった。
- ☐今後の父の介護と母のこれからの生き方を話し合った。
- ☐年金の事や老後2,000万円必要と報じられたこと。
- ☐圧迫骨折で入院したこと。骨がもろくなっていることにショックを受けた。福祉のお世話になろうと思う。
- ☐介護の大変さを教えてもらった。
- ☐祖母の介護や家族それぞれの役割を話し合った。
- ☐かつての家族構成を懐かしんだ。将来どうなるのか不安。

●家族・友人について

コープがあるから、悩みもスッキリ！

- ☐思春期の子どもの接し方について話し合いました。
- ☐子どもが自分で家事をできるようになり成長を感じた。
- ☐子どもの年齢が近いので子どもの話題を中心に、旦那様の愚痴なども…話が尽きませんでした。
- ☐姑さんとの付き合い方や子どもの受験問題など4名の方からアドバイスをいただきました。
- ☐大学生の子どもの学費や生活費、就職活動について。

●自然・環境・防災について

気になる災害 備えが必要だね

- ☐プラスチックなどによる海の環境問題について。
- ☐災害に備えて非常食や愛犬のおやつなどを用意したい。高齢の両親もいるので和食のレトルトも備蓄（ローリングストック）したい。
- ☐近くで河川が氾濫した。他人ごとではないと思った。
- ☐実際に被災し避難所で生活した場合に想定できる問題を話し合った。非常食の量や管理、衛生面で心配。

●食（食の安全）について

添加物は少ないほどいいね

- ☐子育て中の娘とおしゃべり。献立の事や添加物の少ない物を選ぶように伝えた。
- アミノ酸、リン酸塩、セルロースは使わないでほしい。
- 添加物を減らしてほしい。調理や講演会など多彩な取り組みを期待しています。

●行事・組合員活動について

- ☐久しぶりの友人と、「また生協の行事に参加したいね」と話しました。
- ☐コープの行事に参加して発酵食の講義を受けて自分の身体組織を計測したことを話しました。
- ☐おしゃべりコープがありクーポン券がもらえることを初めて知った。
- ☐みんなと楽しくおしゃべりでストレス発散になった。

●生協の仕組みについて

いろいろあって助かっています

- ☐療育手帳を持っているので宅配無料が経済的に助かっています。
- ☐高齢世帯の宅配手数料無料がありがたい。
- 班の方が高齢化していて人数が減る恐れがある。生協の仕組みについて考えさせられる。
- 身体障がい者手帳でない障がいも宅配無料にしてほしい。

●コープ宅配について

いつもありがとう！でもね…

- ☐店のない集落なので宅配が助かります。
- ☐冬場や天気の良い時は助かる。
- ☐「欲しいものを届けてくれるのはありがたいね」という話が出て、これからも利用したいと皆共感していました。
- ☐将来車を手放したときにも生協の個配は心強い。
- ☐先日頂いた班で山分けのジュースをおいしく飲んだ。
- おすすめ情報便が探しにくくなりました。チラシの上の方にに入れてほしいです。
- 配達時間が遅くなり、冬は暗くなって困るという意見がありました。

●コープの商品について

我が家のお気に入り！

- ☐新しくなったコープの牛乳がとてもおいしく値段もお手頃で嬉しいね！と話をしました。
- ☐生協の鶏ガラスープが個包装で使いやすくと教えてもらった。
- ☐コープの鶏ごぼろチャーハン、コープヌードル、トントンハウスのパンなどお勧めしました。
- ☐完熟王のバナナチップスを差し入れていただいた。とてもおいしくて新発見となりました。
- ☐稲刈り時期に忙しくてもコープの冷凍商品が便利で重宝した。
- ☐牛乳バーをおすすめしました。
- ☐プリッツとむきえびとアボカドドッグをマヨネーズで和えるだけでおしゃれでおいしいサラダになると聞いたので試しました。
- ☐おいしいコープ商品について話が盛り上がった。
- ☐最近、ます寿司やかぶら寿しがおいしいことを発見しました。ロイズの板チョコにもはまっています。
- ☐生協の商品は原産国の表示があるので安心して購入できるので助かります。
- ☐コープの商品でどんなものがあり、何がおすすめかをみんなで話し合った。
- ☐フライパンひとつで手軽に作れる商品が多数あり、とても重宝しています。
- ☐ふじりんご、シャインマスカットがとてもおいしい！
- お気に入りの「ぶどうパー」を一年中企画してほしい。
- ペット用品を充実させてほしい。
- 野菜たっぷり和風ドレッシングの開け口が分かりやすくこぼれてしまった。

●コープ共済について

- ☐自然災害の備えとして自分の経験からコープ共済をすすめました。
- ☐主人と子どもコープの共済に助けられた時があった。

石川東地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

○…意見、感想など、●…要望など

全体まとめ

ベテランの主婦から小さなお子さんをお持ちのママまで、コープの商品や普段の生活から政治経済に関することまで広いテーマでおしゃべりされていました。健康への意識の高まり、介護や将来、災害の不安が大きい点が特徴的でした。

コープ商品 お気に入り商品なあに？

- 冷凍のお魚（鯖・鰹）などが骨もなく子ども達が食べやすく気に入っています。
- 生協のドレッシング、オリーブオイル、ウインナーおいしい。
- 食品以外もオススメします！**
- 靴や洋服があるので母親は助かっています。
- ワンタッチコアノン値段も安く使いやすくて良い。
- ソフトケアローションをしっかりと肌になじませてからコープスキンローション高保湿をパティングすると凄くしっとりする。使ったことのない組合員さんに教えてあげました。
- 寝具用品がとても良いのでオススメです。

商品への要望

- 糖質カット商品を増やして欲しい。
- アレルギー食品がもっとあれば良い。
- オーガニック商品がもっとあれば嬉しい。
- 夫婦2人なのに商品の詰め替えや商品が大きすぎ。もっとコンパクトにして欲しい。

COOP商品便利です。

- コープウインナーはじめお弁当に便利な商品が多数ある。
- 冷凍食品は、焼くだけ、煮るだけの商品が豊富で働く主婦にはありがたい。

やっぱり安全安心!!

- 化学調味料不使用の商品を買うことができるので、友人にも進められる安心商品です。
- おいしくて安全・安心な所が良い。
- 安全・安心だけど、もう少し価格が安いと嬉しい。

レシピ教え合ったよー

- とらいあんぐる掲載の料理を参考にして、アレンジ料理を話し合った。
- コープ商品を使った調理方法を教え合った。
- 安全安心でおいしいからコープの商品を利用しているが、もう少し安くなるとうれしいです。

コープの宅配

届けてもらって助かっています！

- 重い商品を宅配してくれるのでとても便利。
- 生活雑貨や水なども注文できて助かっています。
- 身体障がいがあるので助かっています。
- 免許返納で助かっています。

チラシについて…

- チラシの不要申請は1歩前進だが絶対数を減らして欲しい。

班のたのしさ

- 山分けプレゼントありがとうございます。
- 仲良く協力しあって班を続けています。

eフレンズ便利だよ！

- スマホから注文する方法を教え合った。eフレンズ限定格安も見えて楽しいです。

宅配料について

- 宅配料が昔よりずっと安くなってありがたい。

要望

- 配達の方が変わると、商品の受け取り方も変わり戸惑うので困る。
- 配達曜日を相談させて欲しい。選べるように…。

店舗事業 近くにお店があればなあ～

- コボ丸便があることを母に教えた。
- 近くにスーパーがあるといいね。
- 町内のAコープがなくなり車の無い人どうしてるかね。

たすけあい共済 COOPのたすけあい one team

- 生協の保険で家族皆助かっています。
- 火災保険、自然災害にどこまで対応して貰えるのか。終末期医療も気になります。
- 掛け捨てタイプの共済、見直したいと思ひ話し合った。
- 子どもが手術をした。入っていて良かった。

健康 家族の健康を願って…

- 健康に暮らしているか不安。皆でそろってご飯を食べている時がしあわせ。
- お互いの健康について話し合い、ワンポイントアドバイスをし合う。

健康 自分の健康も心配…

- 子育てが一段落し、そろそろ自身の健康や体調・親の介護などが気にかかるようになってきた。
- 子育てが終わり、春から生活が変わってきて、食生活も変わり食事が簡単になって来て自身の健康が気になってきました。
- 年齢と共に体調の心配。

消費税

- 消費税UPで家計直撃。
- キャッシュレスをもっと知りたい!!

おしゃべりコープ ネットでおしゃべりコープ

- 今回初めてネット経由でおしゃべりしました。
- 近所の人とおしゃべりコープしたい**
- 近所なのですが配達日しか会えなくて、おしゃべりする時間も無い。
- 同じマンションのメンバーとマンション清掃などで会うと、日頃できないマンションの話を共有した。

組合員活動 生協の開催行事

- 組合員活動を始めて知りました。一度参加してみたいと思いました。保育付き活動って知って嬉しい。
- 当選すると嬉しいけど、落選すると残念…。
- コープマルシェ最高。でも、今年は抽選から外れてしまいとても残念だった。来年は参加したい。
- コープくらの行事があるので参加申し込みしよう。
- 子どもと一緒に参加できる行事があれば嬉しい。
- 平和・戦争**
- ヒロシマの旅で戦争の怖さを再確認できた。

介護と福祉 介護は誰もがいつかは通る道

- 高齢になり介護する身からされる身が近くなって不安を感じている。
- 親にデイサービス利用して欲しいけどなかなか応じてもらえず…。
- 介護福祉でどんな活動をしているのか。施設はあるのか詳しく知りたい。

防災・震災復興

災害への不安と備え

- 自然災害が増える中、保存食や水の備蓄について話し合う。
- 災害時の避難場所について話す。
- オール電化の為、停電になった時の対応を話し合った。
- 台風等の災害時に避難する基準の確認をした。
- 最近多い台風について。

子育て

子育ての情報交換したヨ！

- 子育て便利グッズの話。
- 子ども達の進路について。
- 共働きで子どもの世話（躾け）ができないどうしたらいい？

環境・自然保護

守ろう みんなの地球 高めよう みんなの意識

- 最近の気候変動の異常に日本の四季がなくなるのでは。地球温暖化。
- いかに食品ロスを少なくするか。

石川西地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

□…コメント、意見、感想など ■…期待、要望など

全体まとめ

安心安全な商品を毎週どんな時も笑顔で届けてくれる宅配に感謝の声がいっぱいです。その分、期待・要望もいっぱい。ひとり一人の暮らしを出発点に、声を集め広げ循環し、ともに暮らしの願いの実現に取り組みます！

宅配たすかる！感謝！

- 暑い日も寒い日も、いつも重い商品を届けていただき有難うございます。助かります。
- 配達員さんの元気な声かけと気遣いに感謝。
- 小さい子どもがいるのでありがたいです。

チラシファン♡

- 市販にないもの、納得できる商品を購入できます。
- たくさんのチラシをじっくり見るのも楽しみです。

宅配のメリット…？！

- 店舗が近いので宅配のメリットがわからない。
- 店舗の近所の友人は宅配に興味なかったのですが、チラシをあげたら店舗に売っていないものがたくさんあることに気づき興味津々！
- 母が一人暮らしに。宅配を頼んだほうが便利かなあ。
- 職場での班利用にしたいが、持ち帰りが大変そう。

宅配料について

- 利用がなくても宅配料がかかるようになり、このまま続けてもよいのか、どうするか。

■プレパス保持者は宅配料を安くして欲しいです。

おねがいコープさん

- 注文書の文字が小さく、欲しい商品の番号を探すのが大変。
- 品揃えが多くうれしいのですが、チラシが多すぎて最後のページまで見る根気・体力がなくなりづらい。
- 似た商品がいろんなところに出ていてわかりづらい。
- 配達員が1年で変わるのには都合悪い。変わってから会話がなくなりイマイチ淋しい。
- お店の商品価格が宅配よりかなり安い時はちょっと複雑。ポイントもお店のほうがたまりやすい気がする。
- アレルギー除去商品がもっと身近に、かつ安いといいなあ。

班で

- 班を継続し35年。いろんな事情で班員が少なくなりましたが、高齢者3人で楽しくやっています。

宅配

コープ商品 イネ！

- 未加入の方に、安全な商品があることを知らせています。
- 野菜もできるだけ農薬が少なく育てられているので安心。
- コープの商品は子どもにも安心でオススメ。
- お互いに定期登録商品の良さを話しました。
- 生協の骨抜き魚は強い味方です。
- 休日に役立つ冷凍食。活用しています！
- 子どもに手がかかり、揚げるだけでおいしい商品はいいね！
- 時短デリで主人も夕食作りしてくれるようになりました。

おすすめの食べ方

- ふかひれスープは、卵を一人1～2個入れるといい。
- 冷凍力ボチャは、冷凍のまま食べてもおいしいよね～。
- こすず納豆がおいしい。夜に食べると体にいいらしい。
- よもぎ等を生協のごま油で天ぷらにしたらおいしい連発。

コープ商品(要望、こまった、心配、どうにかしてほしい)

- 自然解凍の冷凍商品をもっと多く取り扱って欲しい。
- 定期登録のパナナは週によって差がありひどい。
- 花の苗はまだ残念なものが多い。
- 糖質の少ない商品がもっとあるといい。
- 外国製品、中国製品が多いのが気に入らない。
- 離乳食メニューが増えたらうれしい。
- 以前は添加物をおさえた商品アピールをしていたが、現在は一般的なお店とあまり変わらないように思えます。
- 少人数用の商品がもっとあるとよい。
- ジャガイモのサイズは揃えて欲しい。混合だと調理方法が異なり困る。
- さらさらステップのラインナップを増やして欲しい。

商品

健康維持しよう！人生100年！

- 年とともに体に良いものを気にするように。
- インフルエンザの流行で手洗い・うがい、マスク着用。
- 健康にはやはり食事と運動。生活習慣、ダイエット。

暮らし(健康)

悩みは尽きない 育児・子育て

- 乳児があり、これからの食べ物や添加物に気を付けたい。
- 子どもの園・学校の様子、友達、遊びについて。

暮らし(育児)

つらい消費税UP・お金のこと

- 消費税があがり節約術や国の税金の使い方の話をした。

暮らし(お金)

使おう！キャッシュレス

- キャッシュレスのメリット・デメリットで盛り上がった。
- スマホでの買物決済方法について。

守ろう地球

- リサイクル活動が自然とできるようになりました。
- プラスチックをどうすれば少なくできるか。
- 食品ロスを出さないように気を付けたい。

暮らし(環境)

備えて安心

- 避難場所の確認。防災グッズ、コンロ、水など買い置き。
- 新幹線の浸水ショック。2階でも生活可能にする必要あり。
- コープの防災特集はとても役立つし面白い。

暮らし(防災)

介護・福祉・老後の過ごし方など

- 介護施設と家族の希望の差について。
- 高齢者の一人暮らしが増え介護や生活支援の必要な方が。
- 介護にあたっている方の現状と切実な思い。
- 高齢ドライバーの事故について。

暮らし(福祉)

コープ共済

- 他保険と比べて手続きが簡単で、入金も早く大変助かる。
- 保険の話になり、とても良いと勧められ加入を決めた。

コープ共済

おしゃべりコープ

- 以前同じ班だった5人が久しぶりに集まりました。
- 久しぶりにゆっくり家族で話せました。
- これからも、この機会を継続して欲しいです。

良かったこと

- おおぬかはお魚や肉がたくさんあって気に入ってます。
- リサイクル品をいつも持参できて便利。
- 宅配チラシと同じ商品を実際に見れるので良い。

要望

- 店からマイクロバスで地域巡回(送迎)があると助かる。
- 生協もPayPayで還元率が高い支払いができますように。
- 白山市や能美市にお店があるといいな。
- お店のバースディクーポンを復活させてください。
- イチオシ案内があると買い物にマンネリしないかも。
- ステーション購入品を店舗の品物と一緒に配達できない？

店舗

こわいね災害

- 災害にあわれた方に心よりお見舞い申し上げます。
- 自然災害が多いので防災意識をもつことが大事。
- 冷凍品をストックしているが、停電もあり良いか悪いか。
- 近所でどうやって助け合うか。

暮らし(災害)

平和について

- 旅行で広島に行った。戦争のない今がありがたい。
- NPT再検討会議に向けて日本が核廃絶を強くアピール！
- 世界各地での紛争。人の心までもが壊れていく気がする。

行事・イベント

- 今年も孫家族と参加。生で食べるとうもろこしは最高！
- コープマルシェで何を買ったとか話をした。
- 生協のイベントは保育が利用でき参加しやすい。
- いろいろな商品の学習会に参加し知識が深まる話をした。
- 土曜日開催が増えると嬉しいな。

南加賀地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

□ … コメント、意見、感想など ■ … 期待、要望など

全体まとめ

おしゃべりコープは、なかなか会えない方とお話しできるありがたい機会!!今年も災害が多かった!!
防災グッズはちゃんと準備しとかなきゃいけないね! 老老介護は嫌だし、自分も家族も健康第一! 免許返納後は生協が頼り! マルシェは抽選になったけど参加できて良かった!!でもそれより南加賀に店舗が欲しい!

宅配①(良い)

- ☐子育て世代の宅配料無料がとっても助かる。
- ☐子育て世代に生協はかかせない。
- ☐「今週の見逃せない」「アンコール」を参考にしている。
- ☐迎春早割はかなりお得。
- ☐レシピがついているのが嬉しい。
- ☐免許を返納時は、よろしくお願いします。
- ☐自転車に乗れなくなった時の生協のありがたさ。

宅配②(悪い)

- 生協は一般的に高くつく。一週間あると忘れる。品物が重なる。
- 安心シールは玄関内に届ける場合、もったいない。

宅配③(要望)

- 年配者向きのチラシが入っていると良いのになあ。
- 60歳以上の宅配料を無料にして欲しい。
- 高くても良いから、おいしいものを!

おしゃべりコープ

- ☐カラオケボックスで開催した。
- ☐生協商品持ち寄りランチ。
- ☐話をする機会がありがたい。

商品①(良い)

- ☐COOPクオリティの商品がとてもおいしい。
- ☐くらしと生協のコートがとても良かった。
- ☐ロイヤルカリブはおいしい。
- ☐冷凍食品が使いやすいものが多い。
- ☐安心して注文できる。
- ☐パパッとおいしい時短デリはカット済の野菜がありがたい。
- ☐10種類の果実・野菜ソースがうまい。
- ☐山菜そば、汁なし担担麺がおいしい。
- ☐生協の魚がおいしい。
- ☐ジェノベーゼソースがとてもおいしい。
- ☐生協の「ニット洗い洗剤」で洗うと仕上がりが良い。
- ☐まめびよココア味が大好き。
- ☐定期登録の卵、新しくておいしい。
- ☐簡単に使える商品が多くなって良い。
- ☐白バラコーヒー・今川焼(プリン味)お気に入り。
- ☐千代の一番おいしい。

商品②(悪い)

- ☐果物や冷凍寿司は良くなかった。
- ☐コープの柔軟剤が固まって出てこない。

商品③(要望)

- もう少し安ければいいな。
- 国産はもちろん、地産地消が理想。
- レンジ調理の弁当用でない野菜のおかずを企画してほしい。

共済

- ☐CO-OP共済の素晴らしさについて。
- ☐Jコースは本当に助かる。
- 海外旅行の補償もしてたらいいね。

店舗

- ☐コープのお店、南加賀にいつ出店?
- ☐加賀は生協の店がない。
- ☐早く南加賀に店舗が欲しい。

平和

- 平和を続けるためにできること。

組合員活動

- ☐ハーバリウム体験に参加。託児もあり、充実した活動ができて、本当に感謝している。
- ☐企画に参加して、楽しかった。
- ☐とうもろこし狩りを楽しみにしている。
- ☐料理教室に参加し、習った料理が我が家の定番になった。
- 平日の企画が多い。土日なら参加したい。
- バス産地見学があれば、参加したい。

コープマルシェ

- ☐実際に商品を見ることができて良かった。
- ☐マルシェで買ったリングでケーキを焼いた。

子育て

- ☐子どもの学校の様子など。
- ☐「食育」の話。
- ☐子どもの学校行事について。
- ☐子どもの教育について。
- ☐スマホ問題や虐待について。

老後・介護

- ☐身内の介護について。
- ☐自分自身の老化現象が心配。
- ☐老老介護がもっとも気がかり。
- ☐介護施設について。
- ☐介護認定が一段と厳しくなっている。
- ☐相続・終活について。

防災

- ☐災害グッズの必要性について。
- ☐台風15号・19号の被害について。
- ☐地域の防災訓練について。

くらし

- ☐夏休みの過ごし方。
- ☐増税について。
- ☐プラスチックごみ問題。
- ☐健康・予防接種のこと。
- ☐旅行や趣味について。
- ☐家族のこと。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

2019年度 コープおたがいさま活動報告

〔対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日〕

1. 「コープおたがいさま」のまとめ

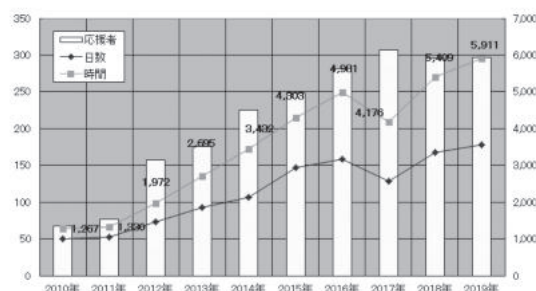
- (1) 昨年より介護認定が厳しくなり、認定に繋がらなかった高齢者への対応として、地域包括支援センターからの依頼や問い合わせが増加している。地域ごとの特性は「3.活動のまとめ」で紹介しますが、組合員を中心に依頼が多く、応援時間は前年比109.3%伸長となっています。一方で、応援者と利用者を繋ぐコーディネータ、応援者不足が課題となっています。
- (2) また、各おたがいさまの運営サポートとして9月に「活動事例から学ぶ」をテーマに合同交流会を開催しました。事例を交えて学習をすすめ、グループ全体としての受け止めを発表し情報の共有を行う機会となりました。また、コープぎふのおたがいさまひだ(3名)、富山県生活協同組合のくらしの助け合いの会のコーディネータ(3名)にも参加していただきました。
- (3) 5月に行われた「おたがいさまひだ」10周年総会に3名が参加し、交流や情報の交換を図りました。



9月おたがいさま合同交流会のようす

2. 「コープおたがいさま のと・金沢・南加賀」活動実績

	おたがいさま		
	2019年度	2018年度	前年比
応援登録者(名)	296	295	100.3%
活動日数(日)	3,552	3,358	105.8%
活動時間(h)	5,911.0	5,408.5	109.3%



3. 活動のまとめ

	主な内容	活動のようす
おたがいさま 南加賀 設立 2012.4.1	- 課題としては応援者不足で、一部の応援者に負担となっています。継続的に応援するためには複数人の応援体制が必要ですが、利用者の要望に一部応えられておらず完全実施ができていません。 - 居宅介護センターから説明会に来て欲しいとの依頼があったが、人手不足のため参加を断りました。 「ありがとうバザー」を開催しました。	 運営委員会のようす
おたがいさま 金沢 設立 2014.4.1	- 毎月、「こうめカフェ(サロン)」を開催し、応援者登録への呼びかけを行いました。 9月から金沢市環境政策課の依頼によるフードドライブの受付窓口をすることになりました。 - 課題としては応援者不足、コーディネータ育成が課題となっています。 「おたがいさま支援バザー」を開催しました。(コープおおぬか店頭にて)	 おたがいさま支援バザー
おたがいさま のと 設立 2014.10.1	- 行政との連携で認知度が高まり、応援依頼が増えました。 - 家事応援ができる登録者が少ないため、運営委員が応援と事務処理の両立で負担となっています。 - 課題としては実際に活動を行っている応援者が少なく、応援者を募ることが急務となっています。	 説明会での体操のようす

第10回(2019年度)地域活動助成金 助成団体紹介

コープいしかわでは、地域社会の発展に貢献することを目的として、社会福祉活動、環境保全活動、国際協力、まちづくりなどの社会貢献活動を行う各種団体などを対象に助成を行っています。2019年度地域活動助成金団体となった下記5団体への助成を通じて、広く社会の諸課題の解決をはかる活動の一助となることが期待されます。

団体名	申請内容	助成額	主な用途
明成こども食堂 いいじ〜 	「明成こども食堂いいじ〜」の活動に対する助成金の申請 月に1回「明成こども食堂いいじ〜」を開催します。子ども食堂を接点として地域の子どもたちや高齢者がつながることでお互いの関係が濃密となり、日常生活に変化やいろどりとを与え、支え合える安心・安全で健康的な地域社会の育成に貢献することを目指します。	200,000円	食材購入、印刷代、文具、会場費など。
線維筋痛症慢性疲労症候群患者会「痛流」(tool) 	見た目元気な障害者、内なる痛みを知ってください 線維筋痛症と慢性疲労症候群は音や光、においや温度などの刺激が増幅され激痛や倦怠感にいたります。外見から分かりにくく、2疾患の周知が早期発見治療につながります。患者の声や2疾患の情報をイラスト入りの小冊子にまとめます。公共性のある19の市町役所・保健所の設置から始めます。	200,000円	小冊子印刷・製本、イラストレーター謝金
能登の森里海研究会 	七尾湾の環境改善に向けたアマモの増殖活動 様々な海洋生物のすみかとなる海草アマモ場の再生活動を行います。アマモ場の再生に向けた種採集・播種、調査活動の他、アマモの生態や役割に関する学習会や体験教室を開催し、七尾湾の環境の現状認識と、環境改善に向けた取り組みの重要性について理解を深めていただきます。	200,000円	花枝収集・種子管理、播種資材など。学習会・育苗体験会費用、アマモ生育調査・追跡調査費用、記録式水温計など。
おおくわこども食堂 	こども食堂(人種関係なくみんなでご飯を食べる・繋がる出張こども食堂) こどもの孤食・貧困・虐待防止対策や子育て家族の支援、並びに居場所づくり、地域の交流の場の提供を目的としています。こども食堂の認知や外国の方の子育て家庭の支援・ニーズ把握のために、「人種関係なくみんなでご飯を食べるそして、繋がる」ことをテーマに市営団地への出張こども食堂を開催します。	188,040円	調理士・英語会話・アラビア語会話講師料、食材費、チラシ製作 集会所使用料など。
ござっせ神子清水 	地域のにぎわい創出で各々を元気にさせる諸事業の展開 世間話や情報交換ができる場所として地域コミュニティカフェ「ござっせ神子清水」を立上げ、地域の「にぎわい」「心の健康」の創出に一役担う事が目的です。当町会および周辺2町会の高齢者・独り暮らしの方も参加できるビンゴゲーム大会や健康志向に対応したヨガ・ハーブボール体験会・接骨院先生による健康アドバイスなどを開催します。	200,000円	講師料、会場使用料、冷暖房設備

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

環境に配慮した事業と経営

環境方針

コープいしかわは、以下の方針を実践し、環境負荷の軽減と汚染の予防、地球温暖化防止、持続可能な社会の創造に取り組みます。環境マネジメントにおいては、自主的に目的・目標を設定して取組み、また定期的に見直しを行うことでシステムの継続的改善に努めます。

環境関連の法令、条例及び受け入れを決めたその他の要求事項を順守します。

(環境負荷の少ない事業活動)

1. 事業活動にあたっては省資源・省エネルギー・廃棄物の発生の抑制とリサイクルに努めます。とくに業務車輛の運行にあたっては、車種の選択、効率的な事業活動、エコドライブの推進等に取り組み、環境負荷の低減に努めます。

(環境に配慮した商品)

2. 取扱い商品は、原材料、生産、流通、廃棄の面において環境に配慮した商品を組合員に提供します。

(職員の自覚と行動)

3. 職員一人ひとりは、今日における環境問題の重要性を自覚し、日常業務において環境への配慮を意識して行動します。

(組合員活動および社会的活動)

4. 環境保全に関する広報を行ない、組合員による環境保全活動を推進します。また地域社会と協同のもとに持続可能な社会づくりに貢献していきます。

この環境方針は内外に公表します。

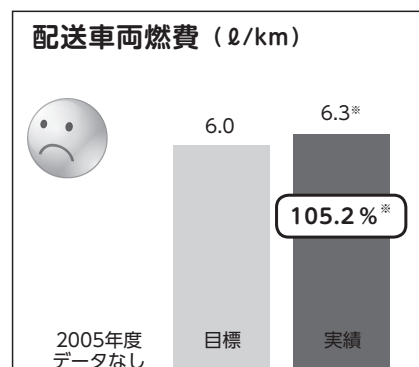
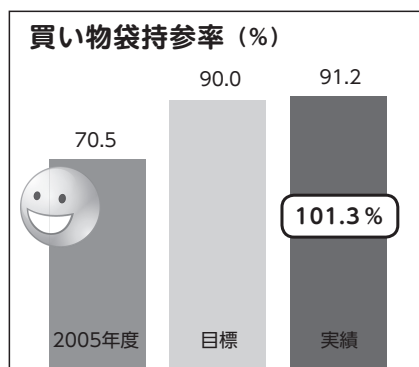
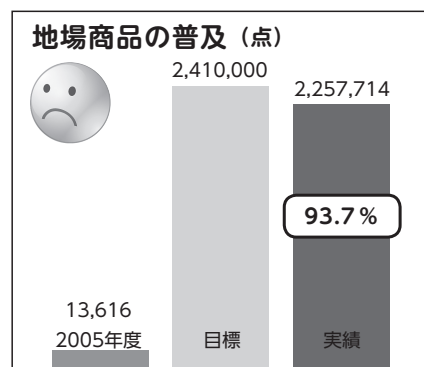
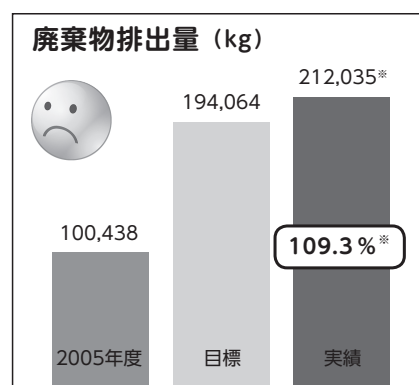
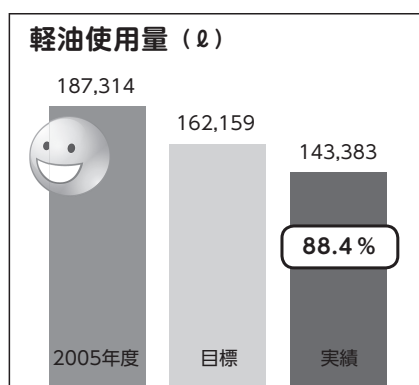
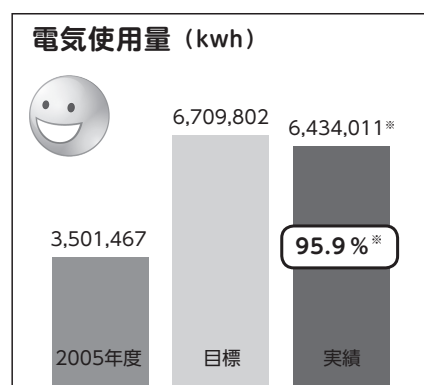
CO₂排出量

コープいしかわは2020年の到達目標として、2005年度比で15%のCO₂排出量削減を掲げています。2019年度は目標比では95.2%^{*}と計画通りです。また、省エネ法・温暖化対策法の適用になったことを受け、2020年度も引き続き、年間エネルギー使用の1%削減に取り組んでいきます。

	2005年度	2019年度	2019/2005比
宅配事業	1,045,354	1,322,015	126.5%
店舗事業	663,263	1,155,181	174.2%
物流・生産施設	600,562	855,198 [*]	142.4% [*]
本部施設ほか	438,574	341,915	78.0%
合計	2,590,187	3,674,310 [*]	141.9% [*]

環境目標と実績

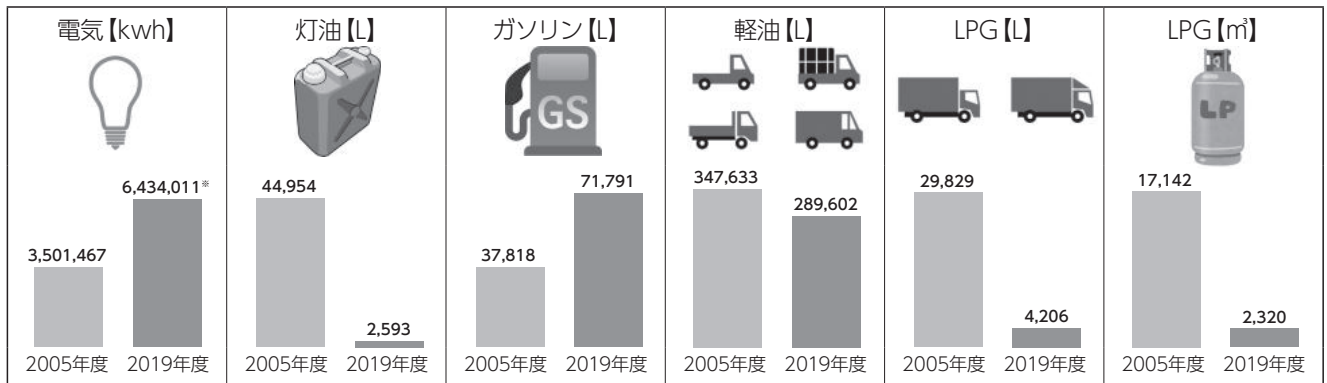
😊 …目標達成 😞 …目標未達成



※印は新型コロナウイルス感染症対策のため、業務の調整により2～3月度現在での未集計実績です

エネルギー使用量

2005年度との関係では電気使用量が183.8%※となっています。軽油使用料(生協)は76.5%、軽油使用料(委託)では91.2%、総計では83.3%となっています。また、ガソリンは189.8%と伸長しており、2017年度末より軽車両の導入により使用量が増加しています。



組合員の協力を得てリサイクル

回収品目	回収区分	リサイクル用途	回収量	2018年度との比較
牛乳パック 	宅配・店舗	→ トイレットペーパー 	23,914kg*	97.3%* 2018年度 24,576 2019年度 23,914
卵パック 	宅配・店舗	→ 卵パック 	4,895kg	103.8% 2018年度 4,715 2019年度 4,895
注文書袋 通い箱内袋	宅配	→ パレット、ハンガーなど 	20,479kg	73.6% 2018年度 27,833 2019年度 20,479
ダンボール 	宅配・物流	→ ダンボール、封筒など 	698,614kg	113.7% 2018年度 614,369 2019年度 698,614
チラシ* 	宅配	→ 新聞紙・ボール紙など 	2,342,982kg	97.2% 2018年度 2,409,489 2019年度 2,342,982
注文用紙* 	宅配	→ トイレットペーパー、菓子箱など 	41,500kg	116.7% 2018年度 35,550 2019年度 41,500
古紙 	店舗	→ 新聞紙・週刊誌・印刷用紙など 	252,684kg	99.2% 2018年度 254,681 2019年度 252,684
アルミ缶 	店舗	→ アルミ缶 	5,315kg*	152.0%* 2018年度 9,959 2019年度 15,141
ペットボトル 	店舗	→ ペレット (衣類やプラスチック製品の原材料) 	8,428kg	110.3% 2018年度 11,029 2019年度 12,168

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

安心して働き続けられる職場づくり

安全・安心な職場づくり

安全衛生

コープいしかわは労働災害削減に向けて対策を検討する安全衛生委員会を設置し、職員が安心して働くことができる職場環境の実現にむけて取り組んでいます。

2019年度の労働災害および通勤時の災害発生件数は26件（前年23件）で、災害による損失日数は37日（前年41日）でした。正規職員一人あたりの残業時間は23.7時間/月（前年26.0時間/月）でした。

健康に働き続けるために

職員のメンタル不調を未然に防止することを目的とした「ストレスチェック」を11月に実施（対象：社会保険加入職員）したことに加え、独自で7月にセルフチェックを実施しました。また隔年で実施している職員満足度調査を9月に行いました。調査結果を受けて今後の研修や業務改善活動に活かしていきます。

職員の健康づくり支援として定期健康診断や生活習慣病予防健診を実施したほか、健康づくり月間の取り組みやウォークラリーの呼びかけ、金沢市主催のリレーマラソンへの補助、ソフトバレーボール大会などを実施しました。

互助会制度

役職員の相互扶助と福利厚生を目的に、互助会制度を運用しています。

〈様々な補助〉	〈様々な活動〉
定年退職・永年勤続の祝金	ボウリング大会
結婚・出産・資格取得の祝金	事業所単位での旅行企画
育児補助金	ボランティア活動
生活援護見舞金	クリーン活動
職員のサークル活動補助	

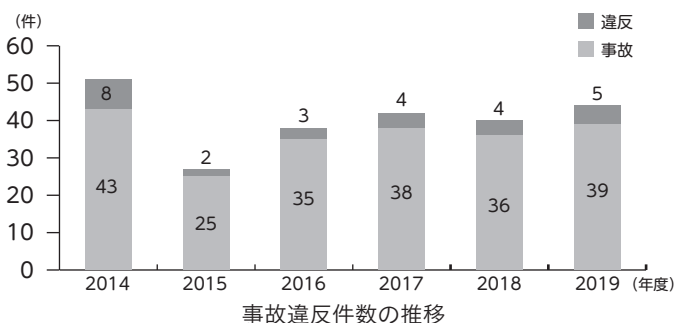
安全運転に向けて

コープいしかわは人命尊重を第一にする考えに基づき、安全運転の教育指導を行っています。2019年度は、ドライブレコーダーを配送車両中心に導入し154台に設置することができました。また、事故の分析や共有を行うための委員会や会議で、事故の削減に取り組んでいます。2019年度は39件（前年36件）の事故が発生し、うち15件（前年11件）が直進時の事故となりました。

安全運転に必要な知識や運転技術の試験を実施する内部免許制度や、安全運転に努めた事業所を表彰する安全運転表彰制度を設けています。2019年度の団体表彰は53件（前年55件）、懲戒処分は発生しませんでした。



構内訓練の様子



職員育成のための教育体系と人事制度

- ・できている人や組織に学び、組合員の暮らしに共感し、組合員のお困りごと解決に取り組むことができる職員育成をすすめるための多様な研修を行っています。
- ・職員の能力を把握し評価する能力主義と成果主義からなる人事制度を運用しています。また、年に一度提出する「自己申告書」で希望する部署を申告することができます。この自己申告の結果は異動検討時の参考資料として活用しています。

次世代育成支援と女性活躍推進

コープいしかわは、2018年3月に次世代法ならびに女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定しました。すべての職員が仕事と家庭を両立させることができ、女性職員がより活躍できる組織風土づくりのため、計画に沿って取り組みを進めていきます。

【行動計画】

課題	目標	内 容
1 男性の平均継続勤務年数18.3年に対し、女性正規職員は6.5年です。	女性正規職員の平均継続年数を7.5年とします。	・管理職・監督職を対象に、コンプライアンスやハラスメント、メンタルヘルスに関する研修を実施します。 ・子育て中の職員を部下に持つ上司に対して、職員が利用可能な両立支援制度の周知や適切なマネジメント等に関する教育を実施します。 ・育児休業復帰者を対象とした両立支援制度等に関する研修を実施します。 ・一般職員の両立支援制度に対する認知度を高めるため、入協時教育内容の見直しを検討します。 ・定期的に実施している職員満足度調査において、職員の職場風土やセクシャルハラスメント等に関する意識を調査し、改善策を検討します。
2 正規職員の残業時間が増加傾向です。	正規職員の残業時間を月平均20時間以内とします。 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供を行い、相談体制の整備を検討する。 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。	・労理協同で構成する経営協議会にて検討を行います。 ・定期的な残業時間の確認によって時間管理を強化します。 ・情報システムを活用し、業務効率の向上をはかります。 ・事業所ごとの職場懇談会において残業時間削減について協議を行います。 ・育児中の職員への福利厚生(互助会行事)の参加を促進し、コミュニケーションを強化します。 ・「おたすけパンフレット」などによる休暇制度や給付制度の周知を行うことで、妊娠中、出産後の職員の健康確保と、職場全体の意識向上に努めます。 ・参加者拡大に努める。 ・職員の子どもが親の仕事への理解を深めるきっかけをつくり、職員の子育てについて職場の理解を促進することで、両立支援につなげます。

【女性職員の状況】

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
正規職員比率	21.0 % (157人中33人)	21.7 % (166人中36人)	20.4 % (167人中34人)	28.6 % (206人中59人)	24.8 % (238人中59人)	25.4 % (240人中61人)
管理職比率	7.7 % (26人中2人)	10.7 % (28人中3人)	12.0 % (25人中3人)	15.4 % (26人中4人)	10.7 % (28人中3人)	10.7 % (28人中3人)
監督職比率	25.0 % (24人中6人)	35.0 % (20人中7人)	34.8 % (23人中8人)	21.7 % (23人中5人)	19.4 % (31人中6人)	21.2 % (33人中7人)

（くるみん認定）



コープいしかわは、次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合する「子育てサポート企業」として認定される「くるみん認定」を2019年もいただきました。2009年から4期連続して認定され、くるみんマークにも4つの星が加わりました。

多様な働き方を選択できる環境づくり

子育てや介護など、環境の変化に伴い職員が働き方を選択できるよう、多様な雇用形態を設けています。育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の改正に伴い内部の規程を一部改訂し、育児や介護がしやすい職場環境の整備をすすめました。2019年度は男性職員2名が育児休業を取得しました。また、育児をしながらも働きやすい職場づくりに向けて、各事業所へ臨時保育室のテスト設置をすすめ6名の職員が利用しました。



臨時保育室

障がい者雇用

コープいしかわは障がいの有無を超え、ともに手を取り合って一緒に働く職場づくりをすすめています。2016年7月に子会社(株)ハートコープいしかわを設立し、障がい者の雇用促進と就労支援をすすめました。同社は2016年10月に県内2社目となる特例子会社に認定され、コープいしかわグループ全体で法定雇用率を上回りました。

障がい者雇用率

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
コープいしかわ	1.7 %	1.5 %	4.8 %	4.71 %	6.17 %	6.02 %
石川コープロジスティクス(株)(子会社)	8.9 %	8.9 %	コープいしかわグループ (コープいしかわ 石川コープロジスティクス(株) (株)ハートコープいしかわ)			

労働組合との関係

労働組合は組織内で行われる様々な委員会に参画しています。労働者の権利を守り、事業を発展させていくために、経営の視点と労働組合との関係を大切にしています。労働組合員数は232名、組織率34.5 %です。(2019年3月現在)

生協10の基本ケアについて

「生協10の基本ケア」では「生協介護の目指す姿」を定め、それを実現するための生協福祉事業における介護の標準化サービスとして全国の生協で取り組んでいます。ならコープを母体に設立された社会福祉法人協同福祉会が長年の実践の中で構築してきた「あすな10の基本ケア」に学び、自立支援のための介護に取り組めます。

生協介護の目指す姿

1. ご本人の尊厳をまもる

人は誰もが最期まで自分らしく誇りをもって生きたいと願っています。自己決定を大切にしながら利用者の尊厳をまもります。

2. 自立を目指すケアをする

生活環境を整えながら、その人本来の生きる力を引き出すためのケアを実践します。ケアを通じてQOL（生活の質）を向上させていきます。

3. 自分らしい在宅生活をささえる

利用者・家族がどのような生活を望み社会とのつながりを求めているのか確認し、住み慣れた在宅生活をサポートします。

生協10の基本ケア

以下の「生協10の基本ケア」をその方に応じた順番で行うことで、利用者を寝たきりとさせず、その人らしい生活を取り戻すことを目指していきます。

1. 換気をする

病気予防には換気が大切。新鮮な空気を取り入れ、室温の適正化や衛生的な環境を守り、感染症を予防します。

2. 床に足をつけて座る

日常生活がリハビリという考えの下、足を使って立ち上がる習慣を身につける中で、トイレやお食事などご自分でできることを増やします。

3. トイレに座る

トイレで排泄する事は人間が護るべき尊厳の基本と考えます。

4. あたたかい食事をする

ご自身で調理して盛り付けたり、親しい方と楽しく食べたりすることを大切にしています。誤嚥（ごえん）防止のために、食事前には口の体操も行います。

5. 家庭浴に入る

湯船にゆったりつかる習慣は日本のすばらしい文化。生活リハビリの効果を生かして家庭浴への入浴を大切にしています。

6. 座って会話をする

安心感を与えられるように座って会話をします。共に時間を過ごし、日々の見守りを行います。

7. 町内におでかけをする

慣れ親しんだ地域に出かけることは社会性や精神的な豊かさを保つためにも大切なこと。これまでの生活リズムを維持できるようにします。

8. 夢中になれることをする

自分らしく、好きなことに夢中になれる機会や、居場所づくりに取り組みます。

9. ケア会議をする

ご自分の街で住み続けられるように、社会性と暮らしを守るケアプランをつくります。職員はチームでケアに取り組み、ご家族を含めサポートします。

10. ターミナルケアをする

元気な時から人生の最期まで、地域との連携でターミナルケアをサポートします。

平和活動などに関する組合員アンケート結果と今後の対応

第17回通常総代会では、総代から提案された「戦争法反対の署名を全組合員に対してとる事を本総代会で決定する」を主旨とした緊急動議は否決され、理事会が提案した1,000名規模の組合員アンケートを実施し、広く意見を聞いた上で対応を決定することが支持されました。

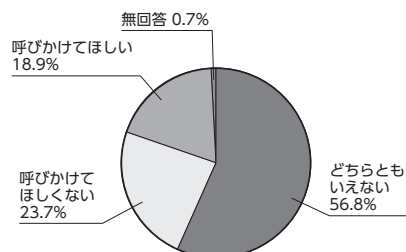
アンケート結果を踏まえ、以下の3点を今後の対応方針とします。

1. 安全保障関連法の廃止を求める署名には取り組みません。
2. 国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについては、コープいしかわとして賛否を明確にする対応を今後も行いません。
※ 核兵器廃絶のような国民の大多数が賛同する取り組みは実施します。
3. 組合員の学習する場、交流する場づくりを推進します。

理由

1. 安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけることについての設問では、『どちらともいえない：56.8%』と過半数を超えました。また、『呼びかけてほしくない：23.7%』が、『呼びかけてほしい：18.9%』を上回る結果となりました。

安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけることについて

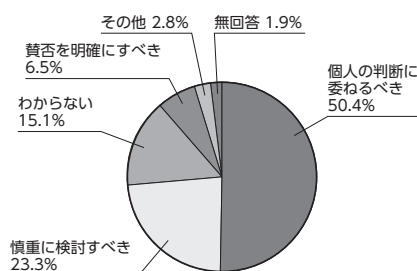


2. 消費生活協同組合法において「生活協同組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」と政治的中立の原則が規定されています。よって法の趣旨を十分尊重し政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないように対応する必要があります。しかし、第17回通常総代会振り返りシートでは、政治色や政党色というキーワードが多く見られ、総代の誤解や混乱が伺えます。

また、今回のアンケートでは『組合員個人の判断に委ねるべきである』との回答が過半数を超える50.4%となり、『コープいしかわとして賛否を明確にして行動すべき』と答えた組合員は6.5%と少数でした。

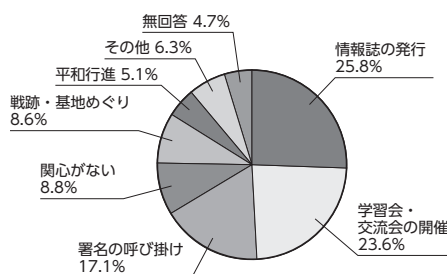
コープいしかわの組合員数は、2016年3月末時点で14万6千名を超え、県内世帯加入率32.3%の消費者組織に成長しています。多様な考えをもつ組合員に混乱や分裂をもたらすことなく、また、コープいしかわに対して誤解や偏見が生まれないように対応する必要があります。

国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについてコープいしかわが行動する事について



3. 賛成・反対の立場の違いはあっても学ぶことは皆一致できることから、組合員の学習する場、交流する場づくりを推進します。今回のアンケートにおける『必要だと思うコープいしかわの平和の取り組み』に関する設問では、最も回答が多かったのは情報誌の発行25.8%、次いで学習会・交流会の開催23.6%という結果になりました。今後、「機関紙とらいあんぐる」紙面における「平和」に関する情報提供のあり方について検討します。

必要だと思うコープいしかわの平和の取り組みについて



(1) アンケートの実施概要

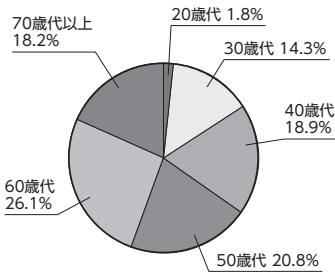
	項目	内容
1	調査対象	宅配組員より無作為で抽出した1,000名。
2	調査期間	2016年7月11日(月)から8月5日(金)の4週間。
3	調査表	安全保障関連法の署名活動に関する設問だけではなく、平和活動全般の設問や総代会振り返りシートへの記載で多く見られた政治問題への基本姿勢を調査する設問も追加。

(2) 集約結果

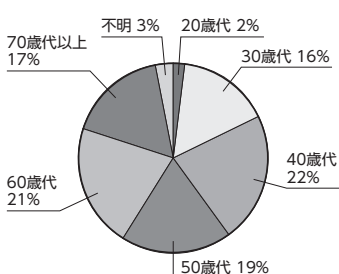
アンケート回収枚数は、456枚となり回収率は45.6%となりました。

設問. 1	あなたの年齢を教えてください。○でお囲みください。 ☐ 20歳未満 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳以上
-------	--

平和アンケート回答割合(年代別)

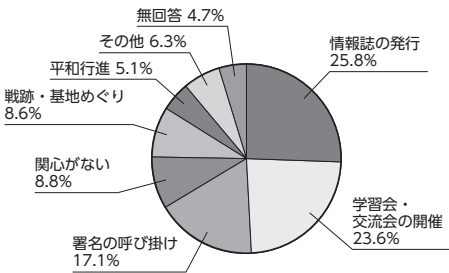


全組員の割合(年代別)



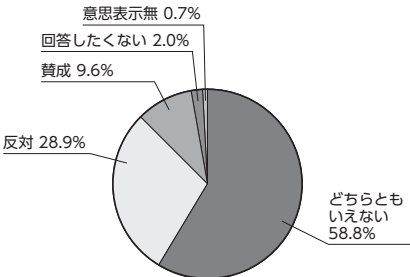
設問. 2	平和を願う為に必要だと思うコープいしかわの取り組みは何ですか？ 適当と思われる項目を○でお囲みください。(複数選択可) ☐ 学習会や交流会の開催 ☐ 署名の呼びかけ ☐ 平和行進 ☐ 情報誌の発行 ☐ 戦跡・基地巡り ☐ 関心がない ☐ その他()
-------	--

必要だと思うコープいしかわの平和の取り組みについて



設問. 3	集団的自衛権の行使などを容認した安全保障関連法が、本年3月29日に施行されています。あなたは、この安全保障関連法に、賛成ですか、反対ですか？ 適当と思われる項目を1つ選び○でお囲みください。 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ どちらともいえない(わからない) ☐ 回答したくない
-------	---

安全保障関連法に、賛成ですか、反対ですか？

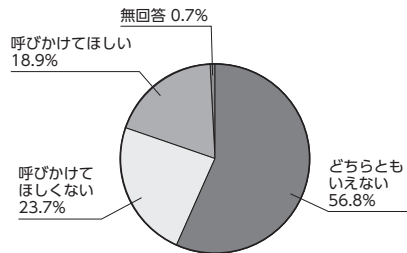


設問. 4①

先月開催された総代会では、安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけてほしいという意見が出されています。コープいしかわが、安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけることを、あなたはどのように思いますか？適当と思われる項目を1つ選び○でお囲みください。

☐呼びかけてほしい ☐呼びかけてほしくない ☐どちらともいえない(わからない)

安全保障関連法の廃止を求める署名を
全組合員に呼びかけることについて

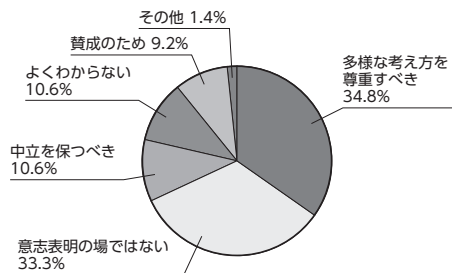


設問. 4②

設問. 4①で『呼びかけてほしくない』を選ばれた方は、その理由として一番近いと思われる項目を1つ選び○でお囲みください。それ以外の方は設問5に進んでください。

☐安全保障関連法に賛成のため ☐各組合員の多様な考え方を尊重すべき
☐コープいしかわは中立性を保つべき ☐商品利用の場で、意思表示の場ではない
☐よくわからないため ☐その他 ()

設問4で『呼びかけてほしくない』を
選択した理由について

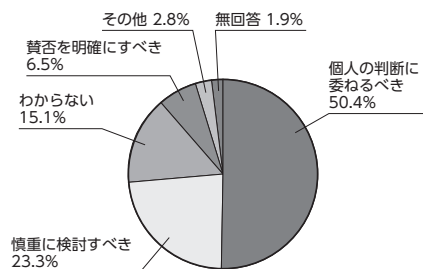


設問. 5

先月開催された総代会では、生協は政治色を出すべきではないという意見も出されています。今後、国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについて、コープいしかわとして賛否を明確にして、署名の呼びかけや意見書の提出など行動することを、あなたはどのように思いますか？適当と思われる項目を1つ選び○でお囲みください。

☐コープいしかわとして賛否を明確にして行動すべき ☐組合員個人の判断に委ねるべき
☐内容によって慎重に行動検討すべき ☐わからない
☐その他 ()

国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについて
コープいしかわが行動する事について



【アンケート自由記入欄より】

- 退職したところの組織で署名を行って、近くの住民にも呼びかけているので、私は無理です。
- 政治活動はすべきでない。
- 日本は民主主義の国です。行動すべきではありません。コープいしかわが今後このようなアンケート提出、署名の呼びかけ等行うのであれば、商品は大好きですが、脱会します。
- 組合員の声をきいて欲しい。そのための大切な機関である。
- 組合員に活動を求める事は反対です。道は違いますか。だったら会員をやめます。
- もともとコープいしかわは、設問のように政治色、平和活動を源にと理解し賛同してきましたので全く違和感はありませんが、このような考えはやはり押し付けで、古いのでしょうか？
- 本当に政治色で分ける事ができる事なのか、真実の学習検討が必要。
- 政治色を出さないでください。
- 私としては政治色を出さない方向を望みます。
- 平和を守るために行動することが良いと思います。
- 中立でよいと思う。
- 政治色を出して署名などが始まったら、すぐ生協をやめます。
- 今回の問題のように違憲と言われる事をゴリ押しして決めたようなことには、やはり民意を示すことが必要だと思う。
- 政治色を出すべきではないし、あくまで商品利用の場ですから、政治に関しては中立であるべきだと思います。
- 平和に関することのみ活動してほしい。平和は政治を超えているテーマだから、政治色はうすい。

【アンケート欄外に記入されたコメント】

- 安全保障関連法について、もっとしっかり勉強して、戦争法では無い事を勉強して欲しい。戦地に出向く事は無い。
- 政治に関することは、個人の問題では！
- 安全保障関連法の内容を正しく認識できていないのが、現状です。
- どちらでも良い。呼びかけしても良いと思う。署名の参加は自由なもの。署名しない人がいても、問題ない。
- 設問4②で「各組合員の多様な考え方を尊重すべき」や「コープいしかわは中立性を保つべき」「商品利用の場で意思表示の場ではない」というこれらの声が多数であれば、呼びかけしない方がいいかな？
- 戦争はよくない、誰もが望む。みなさん、もっともっと正しい歴史を学んで欲しい。
- コープいしかわは**党ですか？行動が少し類似しているように思います。

令和2年度金沢市食品衛生監視指導計画(案)への意見書

都道府県や政令指定都市等は、国内で製造・流通している食品が、食品衛生法で定められた規格や基準に沿っているかを確認するため、食品の製造・販売施設を訪問して衛生状態や食品の取り扱い方を調査・指導することや、食品の抜き取り検査を実施する等の業務を行っています。この自治体が行う食品衛生に関する監視や指導のための年度計画のことを食品衛生監視指導計画といい、次年度が始まるまでに住民などの意見をあらかじめ聞いた上で年度の計画を作成することが食品衛生法で定められています。

コープいしかわはこの計画がより一層充実したものとなることを願い、金沢市に意見・要望を提出しました。

コープいしかわの意見

【1】「令和2年度の重点監視項目」について

令和元年度に金沢市で「植物性自然毒」による食中毒が1件発生しています。また、全国的にも毎年同様の食中毒が一定数発生しています。これらのことを踏まえて、①直売所に対する注意喚起、周知依頼 ②市民への情報提供の徹底などを、重点監視項目に盛り込まれてはいかがでしょうか。

【2】「ノロウイルスによる食中毒の予防」について

重点監視項目④の項目において、ノロウイルスによる食中毒ではカキ貝の喫食によるものもあります。そのことを踏まえた「生食用かきの衛生指導や生食用かきの検査の実施等」の予防策について具体的にご記入をお願いします。

【3】「重点監視業種及び監視回数」について

令和2年度、監視頻度が年1回となっている「大型飲食店、製造施設、仕出し・弁当屋」、「生食用の食肉を取り扱う焼き肉店」については、石川県、及び隣県の中核市である福井市・富山市では、年2回以上の監視頻度となっています。

平成31年度に上記施設への監視頻度を「年2回以上」から「年1回」に引き下げた理由を「HACCPの導入促進のため、業種ごとの研修会・説明会及び個別指導に力を入れることから」（平成31年度の主な変更点の説明文より）と説明していますが、同じ事情の石川県及び隣県中核市では、監視頻度を維持しています。また、金沢市では平成29年度から令和元年度まで毎年、食中毒発生件数が増加し、その原因施設の大半は飲食店です。石川県及び隣県中核市での監視実績、及び飲食店で食中毒の発生が増加している現状、観光客の増加やインターハイの開催を考慮し、上記2施設につきましては、最重点施設として、年2回以上の監視区分であるAに位置づけを戻してください。

【4】「食品等の収去検査等に関する事項」について

平成31年度監視計画で「輸入品のおもちゃ」が収去検査の対象から外れました。金沢市は同年のパブリックコメントの回答でその理由を「本市内におもちゃを製造している事業者は無いこと、製造所を所管する自治体で検査が行われていること」としていますが、輸入品については国内製造ではないことから、子どもが口に含む物の安全性を確保するために平成30年度までと同様の考え方に立ち「輸入品のおもちゃ」を検査対象に含めることを求めます。

【5】「計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施に関する事項」について

食品衛生法が改正され、「指定成分等含有食品による健康被害情報収集制度」が創設され、令和2年6月に施行されます。

指定成分を含む食品等を扱う営業者から当該食品などが人の健康に被害を生じ、または生じさせるおそれがある旨の情報の届け出が保健所等にあった場合の対応について、石川県は令和2年度より監視計画の中に記載を行い、方針を定めています。金沢市においても令和2年度より不備なく対応できるよう今回の監視計画にご記載をお願いします。

【6】「金沢市食品衛生自主管理認証制度の取組」について

令和2年度金沢市食品衛生監視指導計画で、金沢市自主衛生管理認証制度について「今年度はHACCP導入につながる制度の見直しと、認証制度を広く市民に周知するための方法を検討する。」と記載されています。「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されたことを踏まえて同認証制度の関係性をどのように整理し見直していくのか、具体的にお示しをお願いします。

定 款

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 組合員及び出資金(第6条～第17条)
- 第3章 役職員(第18条～第42条)
- 第4章 総代会及び総会(第43条～第67条)
- 第5章 事業の執行(第68条～第69条)
- 第6章 会計(第70条～第84条)
- 第7章 解散(第85条～第86条)
- 第8章 雑則(第87条～第89条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下「生協」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この生協は、生活協同組合コープいしかわ(略称コープいしかわ)という。

(事業)

第3条 この生協は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員の利用に供する事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- (6) 組合員及び生協従業員の生協事業に関する知識の向上を図る事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この生協の区域は、石川県の一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この生協は、事務所を石川県白山市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この生協の区域内に住所を有する者は、この生協の組合員となることができる。

2 この生協の区域内に勤務地を有する者で、この生協の事業を利用することを適当とするものは、この生協の承認を受けて、この生協の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この生協の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの生協に提出しなければならない。

2 この生協は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。

3 この生協は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この生協が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この生協は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この生協の定める加入承認申請書をこの生協に提出しなければならない。

2 この生協は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この生協は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの生協に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの生協に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。

2 この生協は組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定による脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この生協は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この生協は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この生協の事業を利用しないとき。

(2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

(3) この生協の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この生協は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この生協は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの生協に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この生協は、脱退した組合員がこの生協に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この生協は、事業年度の終わりに当たり、この生協の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、5,000口とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの生協に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払い込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この生協の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの生協に予告し、当該事業年度の終わりににおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの生協に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この生協に次の役員を置く。

(1) 理事25人以上30人以内

(2) 監事 3人以上 6人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約に定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 監事のうち1人以上は、組合員又は生協の使用人以外の者であって、その就任の前5年間当該生協の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったものとすることができる。

4 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第21条 役員の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に存在する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 生協の理事又は使用人

(2) 生協の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この生協のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、生協に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の議決に基づき行われたときは、その議決に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法

令の定める額を限度として、総代会の議決によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、生協が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の7項第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が生協又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの生協と取引をしようとするとき。

(2) この生協が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において生協と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために生協の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面

をこの生協に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときには、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べるができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの生協を代表する理事(以下、代表理事という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、生協の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事、常務理事及び常任理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人、常務理事若干名、常任理事若干名を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの生協の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの生協の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの生協の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、生協の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 理事会には常任理事会を設置することができる。

8 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会の招集手続き)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この生協の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に附議すべき事項
- (3) この生協の財産及び業務の執行のための手続その他この生協の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この生協は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総代会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告書を含む。）
- 2 この生協は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。
- 3 この生協は、組合員又は生協の債権者（理事会の議事録

については、裁判所の許可を得た生協の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの生協の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この生協の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、生協に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの生協の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの生協に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合に

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

は、監事がこの生協を代表する。

(1) この生協が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等が生協に対して訴えを提起する場合

(2) この生協が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この生協が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この生協が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が生協の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって生協に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、生協の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この生協に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この生協の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この生協の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この生協に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、400人以上500人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務遂行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 理事は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に、通常総代会を招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいなく、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告書を含む。）を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第53条

各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資一口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この生協は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を生協に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより生協その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転

(5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この生協に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの生協に提出しなければならない。

6 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総代会において選任した総代2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において生協の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集

を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会の規定の準用)

第66条 第51条から第55条まで及び第58条から第64条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第62条第1項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第63条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(総会及び総代会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この生協の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、米穀、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、化粧品、家具什器、電気器具及び生活に必要な品とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設を設置し、組合員の利用に供する事業の種類は、葬祭事業及び旅行業法に基づく旅行事業とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

4 第3条第5号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

(2) 介護人の派遣その他組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この生協の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第71条 この生協は、法令及びこの生協の経理に関する規則の定めるところにより、この生協の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この生協は、この生協が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(福祉事業の区分経理)

第73条 この生協は、次に掲げる事業(以下、「福祉事業」という。)に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

(1) 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業

(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業のうち公費の支出を受けて行う事業

(法定準備金)

第74条 この生協は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第75条 この生協は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第6号に定める事業費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(福祉事業の積立金)

第76条 この生協は、福祉事業に関し、剰余がある場合については、福祉事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による福祉事業積立金は、福祉事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剰余金の割戻し)

第77条 この生協は、剰余金について、組合員の生協事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第78条 生協事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第74条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第75条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお剰余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の生協事業の利用分量に応じて行う。

3 この生協は、生協事業を利用する組合員に対し、生協事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書を交付するものとする。

4 この生協は、組合員が利用した生協事業の利用分量の総額がこの生協の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この生協は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この生協は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの生協に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書を提出してこれをしなければならない。

8 この生協は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この生協は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この生協が、前二項の規定により利用分量割戻しを行うおうとする場合において、この生協の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものみなす。

11 この生協は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第79条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩

額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この生協は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの生協に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この生協は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この生協は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この生協が、前2項の規定により出資配当金の支払を行うおうとする場合において、この生協の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものみなす。

(端数処理)

第80条 前二条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることができる。

(その他の剰余金処分)

第81条 この生協は、剰余金について、第77条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第82条 この生協は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第83条 この生協は、いかなる名義をもってするを問わず、この生協の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第84条 この生協は、この生協が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散**(解 散)**

第85条 この生協は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

- (2) 合併
- (3) 破産手続きの開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この生協は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この生協が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対しその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第86条 この生協が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの生協の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

（公告の方法）

第87条 この生協の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)及び(2)に規定する方法により行うものとする。

（生協の組合員に対する通知及び催告）

第88条 この生協が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの生協に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この生協は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第89条 この定款及び規約に定めるもののほか、この生協の財産及び業務の執行のための手続、その他この生協の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この定款は、この生協成立の日から施行する。

（設立総会、昭和51年1月25日）

一部改正 昭和53年5月21日
（第3回通常総代会）

一部改正 昭和56年5月18日
（第6回通常総代会）

一部改正 昭和61年4月21日
（第11回通常総代会）

一部改正 平成2年5月14日
（第15回通常総代会）

一部改正 平成7年5月15日

（第20回通常総代会）

一部改正 平成8年5月20日

（第21回通常総代会）

一部改正 2000年8月9日

一部改正 2001年6月29日

一部改正 2003年7月7日

一部改正 2004年6月29日

一部改正 2005年6月29日

一部改正 2007年6月18日

一部改正 2008年6月16日

一部改正 2009年6月15日 但し、第28条の改定は第11回通常総代会の日より施行する。

一部改正 2011年6月21日

一部改正 2013年6月17日

一部改正 2016年7月6日

（事業年度）

2 事業年度は、2001年度は2001年3月21日から2002年3月31日とし、2002年度以降は毎年4月1日から3月31日とする。但し、2002年3月21日から3月31日の期間は別途決算処理を行う。

総代会運営規約

(目的、適用)

第1条 この規約は、定款第67条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 総代が総代会に出席する場合には、この生協の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。但し、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

3 定款第62条により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの生協に提出するものとする。

(開会)

第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議長)

第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2 議長は3名以内とし、議長団を構成するものとする。

3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記)

第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員、資格審査委員及び総代会議事録に署名する総代2名以上の選任を総代会に諮るとともに、書記2名以上を指名する。

(議事運営委員会)

第6条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2 議事運営委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行なう。

(資格審査委員会)

第7条 総代会は、出席者の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議す

ることを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。

5 議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第10条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めたとき、または以下の各号に該当すると認めたときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

(1) 発言が重複するとき

(2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき

(3) その他議事を妨害または議場を混乱させるとき

(退場命令)

第11条 議長は次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

(1) 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者

(3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行なう。但し、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められるとき

(2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害するとき

(3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められるとき

(4) 答弁により、この生協又は第三者の権利を侵害することとなるとき

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めるとき

(6) その他正当な理由があるとき

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

(議事運営に関する動議)

第13条 議長および総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。但し、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という）を提出する場合には、総代総数の10分の1以上の総代の賛同を要する。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という）を提出するには、総代総数の10分の1以上の総代の賛同を要する。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法、手続)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告するものとする。

2 採決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。

5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意志内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。

この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していることまたは充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第21条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

第22条 総代会で特に認めたときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(途中退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、定款第56条の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

(傍聴)

第25条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(総会への準用)

第26条 総会については、前各条を準用する。その場合、総代会を総会に、総代を組合員に、組合員を組合員と同一世帯に属する者と読み替えるものとする。

(改廃)

第27条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

(附則)

1 この規約は2000年8月9日より施行する。

2 この規約は2008年6月16日より改定施行する。

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条および第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

(選挙区)

第2条 総代の選挙は、選挙区を設けて行なう。

2 選挙区については、理事会で定める。

(定数)

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第44条に定める範囲内において、選挙区ごとに理事会で定める。

2 選挙区ごとの定数は、当該選挙区の組合員数と組織の状況を考慮して定める。

(総代選挙管理委員会)

第4条 理事長は、理事会の同意を得て選挙区ごとに1人以上の総代選挙管理委員を指名する。

2 総代選挙管理委員(以下、「管理委員」という)は、総代選挙管理委員会(以下、「管理委員会」という)を構成し、総代選挙管理委員長(以下、「管理委員長」という)を互選する。

3 管理委員会は総代選挙に関する事務を管理する。

4 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する。

(選挙の公告)

第5条 管理委員長は、選挙日の30日前までに、以下の事項について公告し、総代候補者を募らなければならない。

(1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数

(2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法

2 公告日現在の組合員名簿に記載されている者は、総代の選挙権および被選挙権を有するものとする。

(候補者の登録)

第6条 被選挙権を有するすべての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有する組合員の中から候補者として推薦することができる。ただし、この生協の役員および管理委員は、候補者になることはできないものとする。

2 前項において候補者を推薦するときは、あらかじめ被推薦者の同意を得ておくものとする。

3 候補者は、当選者が確定するまでの間、いつでも立候補を取り消すことができる。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行なうことを要する。

2 選挙運動を行なうにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。

3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。

(選挙)

第8条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を超えた選挙区について、投票をもって行なう。ただし、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

2 前項により投票を行なう選挙区については、管理委員長は、投票を行なう日の7日前までに、次の事項を公告しなければならない。

(1) 候補者の氏名

(2) 投票の日時および場所

(3) 投票の方法

(投票)

第9条 投票は第6条による候補者を被選挙人として行なう。

2 投票は組合員自らが行わなければならない、代理人によって投票することはできない。

3 次の投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの

(2) 被選挙人の氏名を確認しがたいもの

(3) 被選挙人以外の者の氏名を記入したもの

(4) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの

(5) 白紙

4 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については、抽選によって順位を定め、その順により当選人とする。

5 前項により当選人が決定したときは、管理委員長は当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を作成しなければならない。

(当選者の通知及び公告)

第10条 第8条第1項ただし書により当選人が決定したとき、及び第9条第5項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長はすみやかに当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選者の氏名を公告し、かつ当選人に対して当選の旨を通知するものとする。

(就任)

第11条 当選人は、前条による公告の日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の7日後までに、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合は、この限りではない。

(補充)

第12条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

2 補充選挙については、前各条を準用する。

(異議の申立)

第13条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公告があった日から7日以内に、申立人が自ら書面をもって、管理委員長に対してこれを行なうものとする。

2 前項による申立てがあったときは、管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知するものとする。

(選挙録)

第14条 管理委員長は総代選挙の実施状況に関する事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに署名または記名押印し、理事長に提出しなければならない。

2 選挙区において投票があったときは、第9条第5項による記録書を添付することを要する。

3 理事長は、前二項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも1年間保存しなければならない。

(細則)

第15条 理事会は、法令、定款およびこの規約に定めのない総代選挙にかかわる事項について、細則を定めることができる。

(改廃)

第16条 この規約の改廃は総代会の議決による。

(附則)

1 1976年1月25日施行の石川生活協同組合総代選挙規定は廃止する。

2 この規約は2000年8月9日より施行する。

3 この規約は2006年6月19日より改定施行する。

4 この規約は2008年6月16日より改定施行する。

役員選挙規約

(総則)

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙区分及び選挙区)

第2条 役員選挙のうち監事の選挙については区分を設けずに、理事の選挙については以下の区分を設けて行なう。

- (1) 全体区
- (2) 地方区

2 前項第1号に定める区分については単一の選挙区とし、第2号に定める区分については理事会で定める地域ごとに選挙区を設ける。

(定数)

第3条 選挙すべき役員の定数は、定款に定める範囲内において、理事会が選挙区ごとに定める。

2 地方区における選挙区ごとの定数は、組合員数及び組織の状況を考慮して定める。

(選挙の公告)

第4条 役員選挙管理委員長は総代会の会日の10日前までに、総代会において選挙すべき役員の区分、選挙区および選挙区ごとの定数ならびに第6条にもとづく立候補の受付期間および受付方法を公告しなければならない。

(不適確者)

第5条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員候補者として登録することができない。

- (1) 未成年者
- (2) 被補助人
- (3) 破産手続き開始の決定を受け、復権していない者

(立候補)

第6条 組合員は立候補により役員候補者名簿(以下、名簿という)に登録される。ただし、第4条にもとづく公告のあった日において組合員名簿に記載されている者でなければ、立候補できない。

2 組合員は第2条第1項のいずれの区分の役員にも立候補することができる。ただし、同第2号の役員に立候補する場合は、当該組合員の所属する選挙区の役員候補者となる。

3 前項の規定にかかわらず、次の者は立候補することができない。

- (1) 第5条に規定する者
- (2) 第10条による役員選挙管理委員

4 候補者は、総代会において選挙が行われるまでの間、いつでも立候補を取り消すことができる。立候補を取り消した候補者は名簿から削除される。

(重複登録の禁止)

第7条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して登録すること、ならびに異なる選挙区分の候補者に重複して登録することはできない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行なうことを要する。

2 選挙運動を行なうにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、役員選挙管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。

(役員選考委員会)

第9条 総代会における役員選挙を慎重に行なうために、役員選考委員会(以下、「選考委員会」という)をおく。

2 選考委員会は、理事会が選任する地方区ごとの組合員各1名および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 役員選考委員の任期は2年とする。

(候補者の推薦)

第10条 選考委員会は、名簿に登録されている役員候補者の中から、第3条による定数の範囲内で選考委員会として推薦する候補者を選考する。

2 選考委員会は、監事候補者の推薦については、監事の意見を聞くこととする。

3 選考委員会は、必要があると認めたときは、定款の定める範囲内で組合員以外の者を推薦し、役員候補者として登録することができる。

(役員選挙管理委員会)

第11条 総代会は組合員の中から役員選挙管理委員3名を選任する。ただし、役員候補者として登録を受けている者は役員選挙管理委員になることができない。

2 役員選挙管理委員の任期は、就任後第2回目の総代会終了のときまでとする。ただし第4項により補充した役員選挙管理委員の任期は、補充した日において現に在任する役員選挙管理委員の任期が満了するときまでとする。

3 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員会を構成し、委員長を互選する。

4 役員選挙管理委員に欠員を生じた場合において、予め予備委員があるときは、役員選挙管理委員長は予備委員のうちから役員選挙管理委員を補充するものとする。

(候補者の報告)

第12条 役員選挙管理委員長は、名簿に登録されている全候補者名を総代会に報告し、必要がある場合には各候補者に対して発言の機会を与えなければならない。

2 役員選考委員長は、選考委員会として推薦した候補者について、その選考経過を総代会に報告しなければならない。

3 役員選挙管理委員長は役員選考委員長の報告が定款及び規約に照らして妥当であるか否かを判断し、総代会に報告しなければならない。

(選挙)

第13条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者についてはその者のみを対象に再投票を行い、有効投票数の多い者を当選人とする。
- 4 登録された役員候補者が、第3条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、当該選挙区については投票を省略して候補者全員を当選人とする。
- 5 総代会における選挙事務はすべて選挙管理委員会が管理する。

(書面投票)

- 第14条 定款第62条第1項に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の途中で退席する総代は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(当選人の報告)

- 第15条 当選人が定まったときは、選挙管理委員長はただちに総代会に対して当選人の氏名を報告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。
- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は役員に就任したものとみなす。
 - 3 当選人が、辞退又は不適格事由の発生等により役員に就任しなかった場合には、選挙管理委員会は次点者をもって当選人とすることができる。

(補充選挙)

- 第16条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

- 第17条 本規約に定める他、役員選挙実施の細目は理事会において別に定めることができる。

(改廃)

- 第18条 この規約の改廃は総代会の議決による。

(付則)

- 1 1976年1月25日施行の石川生活協同組合役員選挙規約を廃止する。
- 2 この規約は2000年8月9日より施行する。
- 3 この規約は2008年6月16日より改定施行する。

役員選挙規約の運用細則

(目 的)

第1条 この役員選挙規約の運用細則は、役員選挙にあたって規約の円滑な運用を図ることを目的とする。

(選挙区および定数)

第2条 選挙区と定数は次の通りとします。

役員の定数は、改選期において選挙規約第3条に基づき、その都度理事会で決定します。ただし、その定数は下記の定数以内で決定するものとします。

(1) 理事 30名

① 地方区 理事

② 全体区 理事

(2) 監事 6名

2 前項の「地方区」は、次のとおりとします。

能登地域協議会区

石川東地域協議会区

石川西地域協議会区

南加賀地域協議会区

(役員選考委員の選出)

第3条 役員選考委員は、次の区域から選出します。

能登地域協議会区 1名

石川東地域協議会区 1名

石川西地域協議会区 1名

南加賀地域協議会区 1名

理事会 3名 計7名

2 各地域協議会区からの選考委員は、地域協議会で推薦し、理事長が任命することとします。

3 理事会からの選考委員は、理事会で選出することとします。

(役員候補者の推薦)

第4条 選考委員会は、名簿に登録された役員候補者および選考委員会が必要と認めた役員候補者について、適正・地域バランス・担当職務等を勘案し、選考委員会推薦の役員候補者について選考・調整を行います。なお、監事については、監事会の意向を尊重し、推薦します。

(選考委員会の運営)

第5条 選考委員会は必要に応じ、選考委員長が委員会を召集します。

2 選考委員会は委員の3分の2の出席により成立します。ただし、欠席する場合は、委員長に委員会の議決について全権委任の手続きをとることにより、出席とみなします。

(運用細則の改廃)

第6条 この運用細則の改廃は理事会で行います。

付則 この運用細則は1995年10月9日から実施するものとします。

2000年3月21日一部改正

2008年3月27日一部改正

2009年7月30日一部改正

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

資料集

協同組合原則

協同組合の アイデンティティ

国際協同組合同盟 (ICA) 100周年記念大会 (1995年9月、イギリス・マンチェスター) で採択した21世紀に向けた世界の協同組合の活動指針を示す新しい協同組合原則

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

(第1原則) 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

(第2原則) 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は (一人一票という) 平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

(第3原則) 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

(第4原則) 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

(第5原則) 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

(第6原則) 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

(第7原則) コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。



ホームページ Facebook



本部

〒920-2148 白山市行町西1番地
TEL076-275-7575(月～金 9時～17時30分)

コープたまぼこ

〒921-8002 金沢市玉鉾1-180
TEL076-292-3338(9時30分～21時30分)

コープおおぬか

〒921-8147 金沢市大額2丁目50番地
TEL076-220-6688(9時30分～21時30分)

ケアセンター金沢

〒921-8011 金沢市入江2丁目384番地
TEL076-292-3390(月～金 9時～17時30分)

ケアセンター戸板

〒920-0068 金沢市戸板2丁目73番地
TEL076-222-6150(月～金 9時～17時30分)

のと北部センター

〒927-0033 鳳珠郡穴水町緑ヶ丘311

のとセンター

〒926-0834 七尾市東三階町マ32-3

湊センター

〒920-0211 金沢市湊2-7-1

古府センター

〒920-0362 金沢市古府2-189

鶴来センター

〒920-2148 白山市行町西1番地

小松センター

〒923-0301 小松市矢崎町丙15-1

加賀センター

〒922-0013 加賀市上河崎町288

石川コープロジスティクス(株)

〒920-2148 白山市行町西1番地

(株)ハートコープいしかわ

〒920-2148 白山市行町西1番地

(有)協同サービス石川

〒920-2148 白山市行町西1番地

コールセンター



0120-759-853

(月～金 8時30分～20時
土 8時30分～14時)

この議案書は1年間大切に保管しましょう。

お名前

コープたまぼこ アクセスMAP



コープおおぬか アクセスMAP



通常総代会・会場案内



植物油インキを
使用しています



日本水なし印刷協会
認可工場(環境保全対策)

